

東京立正女子短期大学紀要

第 24 号

目 次

英語の無生物主語構文とその背景

——文化と英語教育の関連に基づいて……………田 島 富美江 (1)

子音連鎖 /sn/ と /stn/ に関する一考察 ……………中 岡 典 子 (19)

属格の取り扱い方

——新旧の文法書の比較……………ジョゼフ・フィリップス (46)

「やはり」の分析(2) —— 関連性理論の視点から……………小 泉 ゆう子 (62)

詩としての第16章

——A・シリトーの<円>と<曲線>について……………横 田 由起子 (79)

『養生訓』の現代的意義……………杉 江 つ ま (111)

高島平三郎の心理学研究(2)

——知・情・意の発達……………飯 田 宮 子 (127)

欧州連合(EU)における男女平等とポジティブ・アクション

——雇用における男女平等の

実現のための積極的措置について……………福 岡 英 明 (148)

1 9 9 7

東京立正女子短期大学

英語の無生物主語構文とその背景

——文化と英語教育の関連に基づいて——

田 島 富美江

はじめに

英語の無生物主語構文は、それに対応する日本語が存在せず、我々日本語話者にとっては特異の構文である。それ故に、教師にとっては指導上の、また、英語学習者にとっては学習上の困難点の1つとして挙げられている。従来の高校や短大・大学における英文法教育では、先ず、簡単な説明と例題が提示される。次に、「無生物主語構文」と、それに対応するといわれる「副詞的表現」との書き換え問題で理解を深め、更に、動詞または無生物主語をヒントとして与えた作文問題が中心となっている。英語の書物の中にも、日常のコミュニケーションにおいても頻出する本構文の理解や発表の能力を養成するためには、それだけでは目標は達せられないであろう。

本稿では「無生物主語構文」の言語学的分析というよりはむしろ、本構文の特徴や、日常言語として定着するに至った文化的背景、特に英語話者の行動様式・思考様式について考察をすすめ、指導上・学習上の効率化に寄与することを目標とする。

本稿に入る前に、「英語の無生物主語構文」(以下、本構文)に関する従来の指導法について概観し、その問題点や方向性を確認しておきたい。

高校のテキストを初め、短大・大学教養課程における英文法のテキストや参考書などによると、「本構文は日本語に直訳すると不自然であり、通常、主語は副詞語句・節構文(以下、副詞表現)の働きをしていること、また、本構文

に使われる動詞は限られていること」をその特徴として挙げている。ごく一般的な例をあげてみよう。

① His father's sudden death compelled him to give up school.

② = As his father died suddenly, he had to give up school.

本構文の直訳は「彼の父の急死は、彼に学校をやめさせた。」となり、日本語としては馴染まないし、学習者の理解が充分でないかも知れない。そこで副詞表現を使用した自然な日本語「彼の父親が突然死んだので、彼は学校をやめなければならなかった。」に直して本構文の理解を確実なものにしようとしているのである。この種の手法は本構文を学習する初期の段階では必要であろう。

しかしながら、英語話者が本構文を使用する際には、その表現の背後に副詞表現の意味を含んでいるという意識はあるのだろうか。答えは「ノー」である。何故ならば、自然な日本語であると思われる副詞表現には、明らかにそれに対応する表現（上記②）が存在するからである。

以上の事柄を総合的に判断すると、本構文の指導に当ってはその英文を自然な日本語に直して解釈することから始まり、スピーキング、ライティングのためにはその逆の過程、即ち、自然な日本語に主語や動詞をヒントとして与え本構文を作らせる、というやや不自然な過程を辿って言い換え、書き換への練習をしているに過ぎないと結論づけることができる。

これでは文法訳読式の、いわゆる受信型の英語教育を助長するだけで、近年、英語教育学会で重要視されている発信型の英語教育とはほど遠い感がある。これまでのこの様な指導法を少しでも発信型に近づけるため、本構文の再考が必要であると思われる。

以下、使用する記号・番号は次の通りとし、夫々の文に前置する。

(番号のみ) : 本構文

(番号 + ') : 日本語による直訳

(番号 + ") : 自然な日本語 (副詞表現)

(番号 + ") : 英語の副詞表現

1. 無生物主語構文と日本語表現との発想の相違

無生物主語構文とはいえ、無生物を主語とする文がすべてこの中に含まれるわけではない。また、無生物主語であるものとならないものの区別も、明確にはなっていない。無生物主語構文（以下、本構文）とは当然無生物を主語とした文がこれに当るが、その中でも「無生物名詞＋自動詞」のような型は、本構文とは見なされていない。これは、解釈をする場合、日本語に直訳してもそのまま自然な日本語として受入れられ、意味理解が比較的簡単であることから特に問題にはならなかったのであろう。例えば

- ③ The snow lay thick on the ground.
雪が地面に深く積もっていた。
- ④ The elevator is not working today.
今日はエレベーターが動いていない。

等がこれに当る。

では、本構文とはどのようなものだろうか。これまでは、概略

- (a) SVO（+OまたはC）型
- (b) Vには限られた他動詞が来る
- (c) Oには生物や物、事のいずれかが来る

のようにまとめられてきたが、ここに数例を挙げてみよう。

- (1) The journey to Blackstable amused him.
感情を表わす動詞
- (2) A quick examination showed that we had run out of petrol.
…を示す、教える、告げるなどの動詞
- (3) This road will lead you to the station.
連れていく、行かせるなどの動詞
- (4) A heavy rain prevented me from coming to school in time.
…するのを妨げる、止めるの意の動詞

- (5) The cold weather caused the flowers to die.

～させるの意の動詞

先づ、これらの文を直訳してみると

- (1') ブラックステイブルの旅は彼を楽しませた。
(2') 迅速な点検は……であることを教えてくれた。
(3') この道はあなたを駅に導くでしょう。
(4') 大雨が、私が学校に間に合うことを妨げた。
(5') 寒い天候がその花を枯らせる原因となった。

これらは日本語としては不適切であり、我々日本語話者が思いつく言葉ではないといえる。次にこれらを、副詞表現を使って分かり易い日本語に直すと次のようになる。

- (1") 彼はブラックステイブルの旅を楽しく過ごした。
(2") 急いで点検してみると……であることがわかった。
(3") この道を行くと駅に出ます。
(4") 大雨のため、私は学校に間に合わなかった。
(5") 寒かったので、その花は枯れてしまった。

以上の流れをみると、本構文はやはり直訳より副詞表現に直した方が意味理解が容易なことは確かである。しかしながら今度は逆に、上記のように自然な日本語を英語に直そうとすると、本構文を自然な日本語に直した時とは逆のプロセスを通して本構文が作られるのではなく、自然な日本語に対応した英語、即ち、副詞表現を使用した英文が出来上がってしまうことは容易に予想がつくであろうし、大学生の作文をみても明らかである。

- (1''') He was amused by the journey to Blackstable.
(2''') When we examined it quickly, we found that we had run out of petrol.
(3''') If you go along this road, you will reach the station.

(4 ") Because of the heavy rain I couldn't come to school in time.

(5 ") As the weather was cold, the flowers died.

我々日本語話者が心に浮んだ事柄を日本語で言語化する際には、我々が日常使用している表現になることは当然のことである。従って、(番号+')の直訳文は極めて不自然な日本語であって我々が思いつく表現であるとは言えない。その上日本語では、自動詞は別として、他動詞の場合は大体生物(特に人間)が主語として文頭に置かれることが多く、それが目的語の位置にある生物や事物に何らかの働きかけを行うことは、ごく普通のこととして理解することができる。

しかし英語では、上記の英文(1)~(5)までのように、主語の位置に無生物を置く構文がしばしば用いられ、それが目的語の位置にある生物、または事物に働きかけるのである。これが無生物主語構文とよばれるものであるが、生物を主語とする日本人的発想での言語使用に浸ってきた我々にとっては、本構文は理解し難い構文であり、発表には更に困難を極める構文であるということがのできる。即ち、無生物が人に働きかけ、何かの行動を促すという英語話者達には極めて自然な発想自体が、それを身につけていない初期の外国語学習者にとっては不可解なのである。

安井氏(1988)は本構文と日本語の副詞表現は、対応するものであるとしているが、その中に次の様な記述がある。

英語のいわゆる無生物主語構文(例文省略-筆者)とそれに対応する普通の文(例文省略-筆者)とを比べると、無生物の文にはまず、ひねってあるという感じがある。これに対し普通の文の方は平板的でパンチが無いという感じがする。この理由として普通の文の方は、映ったものを無屈折のままことばに表わしていて、どこの国の人にもわかりやすく、それだけにつまらない(flat)文である。(p.264)

この記述は、日本語表現の特徴を極めて率直に言い表わしている。日本語は動詞中心の状況密着型としばしば言われるが、平板的でパンチが無い、つまらな

いということは、その表現に凸凹が無いこと、即ち、強調がどこに置かれるのか、主題が何なのかが明確でない場合が多いと考えられる。次の例によってこのことを考察してみよう。

(6) Urgent business kept me from coming yesterday.

(6") 急用のため私は昨日来られなかった。

(6''') Owing to urgent business I could not come yesterday.

(7) The Shinkansen will take you to Kyoto in three hours.

(7") 新幹線なら3時間で京都に行かれる。

(7''') If you take the Shinkansen, you can get to Kyoto in three hours.

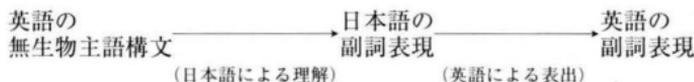
上例の日本語(6")とそれに対応する英文(6''')を見る限り、強調点が「急用」「urgent business」か、「昨日」「yesterday」か、「来られなかった」「could not come」かのいずれなのかが明確ではないし、同様に(7"), (7''')においては、主題が「乗り物」「Shinkansen」か、「時間」「time」か、「場所」「place」かがはっきりと読み取れない。しかしながら、(6"), (7")は日本語としてはごく一般的な文であって、会話やテキストの中に入り、コンテキストの流れの中で使用された場合には、日本人同志であれば特に支障を来すものではないと言える。これらを使って我々は大した不便を感じることなく日常のコミュニケーション活動を営んでいるのである。しかもこの日本語自体は本構文と比較すると、平板ではあるが当りが柔かく、長年にわたって築き上げられた日本人の思考様式を反映した言語表現だと言うことができる。強い自己主張をせず、相手の気持ちを思いやる態度は、我々日本人の思考様式を形成する一端である。従って(6"), (7")のような意味を英語で言語化する際には、日本語を形成した文化の中で定着した言語表現以外の型での言語化は困難となるのである。

換言すれば、我々日本語話者が英語でのスピーキング、ライティングを学習する際は、日本語の習得が始まる以前から日本の文化に浸ってきた者にとっては、先づ第一に自然な日本語が喚起され、それを英語に転換するプロセスを無

意識的に辿っていることは、外国語学習時のごく一般的な脳の情報処理であると言っても過言ではない。従って、我々日本語話者の英語による表現の際には、自然な日本語表現に近い英語の構文が使用されることが多いのは当然の事であり、本構文は主語や動詞を与えられない限り、直感的に喚起されることは不可能な場合が多いのである。このように、無生物が人や物に働きかけ、何かの原因になったり、何かを強制したり、何かを妨害したり、駆りたてたりするような発想を持たない日本語話者にとっては、本構文は特異の構文なのである。

II 無生物主語の擬人化

日本語話者が本構文の意味を理解するには、1つの手段としてどうしても日本語の副詞表現に言語化する過程がとられ、逆にその日本語を英語で表出しようとする際には本構文で表出されるのではなく、英語の副詞表現になってしまう。これを次のように示すことができる。



この現象をいかにとらえたらよいのだろうか。英語にも副詞表現がある、にも拘らず、本構文も存在するという事は、その間に表現法の違いだけでなく、意味にも違いがあるのではないだろうか。違いがあるとすれば、高校・大学での学習時に、単に書き換え問題を与えるだけで、本構文の理解・応用へと導こうとするのは指導法としては不適当である。前節では、発想の相違について考察してきたが、本節では、無生物主語そのものについて検討をすすめたい。

英語話者が本構文を言語行動の中で使用する際には、我々日本語話者が副詞表現で理解するような意識があるわけではない、ということは前述の通りである。英語では、主語はあくまでも主語であり、それが目的語に働きかけて動作なり状況なりをひき起こさせるものである。従って、これまでの考察において本構文を日本語話者の理解し易いように副詞表現に転換してきた方法は、あく

までも本構文を学習する極めて初期の段階における理解のための一方法であり、また、翻訳技術の問題として検討されるべきものとする。従って学習者が本構文を学習する際には、常に日本語の副詞表現との関連において学習をすすめることは避けるように指導すべきであると考えられる。何故ならば、無生物が恰も人間であるかのように人の心を動かしたり、人に何かを強いたりすることがある、という我々には考えられないような発想が、英語話者の言語行動の基本となっていることを理解させることが重要なのである。

日本語の副詞表現は、日本語話者の発想から定着した構文であり、それなりの意味や良さを持つものであって、これが英語話者の発想から定着した本構文と意味上、同様であることはあり得ない。ここで、コンテキストの中で使われている前述の例題 (1) によって考えてみたい。

(1) The journey to Blackstable amused him.

このように感情を表わす動詞が使われた場合には「ブラックステイブルへの旅は彼を楽しませてくれた。」という直訳でもそれ程違和感はないと言えるかも知れない。しかし構文上は完全な無生物主語構文であって、違和感は少ないとしても、自然な日本語とは言えないし、我々が通常使用する表現とも言えないであろう。またこれを

(1^{'''}) He was amused by the journey to Blackstable.

と“*He*”を主語とする副詞表現に直して、「彼はブラックステイブルへの旅を楽しんだ。」のように解釈すると、これが文脈から外れた文としては自然な日本語ではあるが、それでは、本構文の使用されている文脈にははまらない結果となってしまふ。何故ならば、この文は次のような文脈の中で使われているからである。以下、文脈の概略を日本語で、そしてその中の必要部分を英語で引用し、本構文の検討をすすめたい。

9才のフィリップは、母親の死後伯父夫婦と暮らすことになるのだが、それまで自分の家で献身的に働き、自分の面倒をよくみてくれた召使い(エマ)

とも経済的な理由で別れなければならない破目になってしまう。

彼の心は母に死なれ、そんなエマとも別れなければならないという悲しさと、余り親しみが持てない伯父夫婦とこれから暮らさなければならないという気の重さでいっぱいであった。そしていよいよエマと別れて伯父の家に移る日がやって来た。Philip parted from Emma with tears but the journey to Blackstable amused him, and when they arrived he was resigned and cheerful. (W.S.モーム著、Of Human Bondageより)

自分から進んで行きたいと思って心をわくわくさせていた旅ではなく、嫌ではあったが行かねばならなかった。そんな滅入るような気持ちであったが、出発したら何となく気が晴れてきたのは、彼が努めてそのようにしようと思ったのではなく、まさに“the journey to Blackstable”こそが行為者となり、目的語“him”に能動的に働きかけ、「そんなに悲しんではいけませんよ。」と彼の心をゆさぶって慰めてくれたと解釈するのが最も妥当であると思われる。下線部を(1’’) (p.8)のように変えてみると、前述の安井氏の記述にあったように平板でパンチが無い、ということになり、英文の面白さが伝わってこないし、時には異った解釈さえなされてしまうのではないだろうか。

もう一つの例を検討してみよう。これも前例と同様、問題の英文に至るまでのコンテキストを述べる必要があろうと思われる。

日曜日の午後になると牧師はステーション・ワゴンに乗って田舎の家々を訪れてはアンティークの家具を集め、ロンドンで商いをしていた。彼は目星をつけた家の門から100ヤードほど手前の所に自分の車を止め、そこから門まで歩くことにしていた。彼は商談が成立した後まで絶対に自分の車を人に見られたくはなかったのだ。老牧師とステーション・ワゴンの組合せはともマッチしないというのがその理由の1つであった。Also the short walk gave him time to examine the property closely from the outside and to assume the mood most likely to be suitable for the occasion.

と話は続いていくのである。

(8) the short walk gave him time to examine……and to assume…….

(8') その短い道のりを歩くことが、彼に……する時間を与えた。

このような直訳の字面だけを眺めていても我々日本語話者には不可解であろう。しかし英語話者にとっては何の疑問もなく使用できる構文なのである。これを従来行われてきたように副詞表現に直してみよう。

(8'') while he was walking (to the gate), even if it was a short time, he was able to examine……and to assume…….

(8''') たとえ短い道りであっても、門まで歩いていく間に彼は……ができたのである。

となるが、このような意味で書かれたのだろうか。そうは思われぬ。何故ならば、本構文は英語話者にとっては、あくまでも主語である無生物が、人或いは物に行動を起こさせる行為者として働いていると考えてよい。従って副詞表現で表わされるような意味は殆ど無いと思われる。(8''')のように解釈すると、「短い道のりを歩くこと」か、「時間が短いこと」か、「…と…が出来ること」かのいずれに重要性が置かれるのか、何を強調するのか、何を言いたいのか、が曖昧になるが、本構文では人間や物のいずれにおいても、重要な意味を持つものは主語として文頭に置かれるのが一般的であるから、特にそれを強調する働きを持たせていると解釈して良いであろう。

少々くどくなるが次のように言うことができる。

自分の車を用事のある家の門前につけることも可能であるが、彼にとっては門から100ヤード程手前に車を置いて門まで歩くことが是非とも必要なのだ。何故ならば、そんな短い時間に何も出来ないようだけれど、その時間が彼に、外側からその家や土地の様子を眺めさせてくれたり、商談の場に最も

適したムード作りをさせてくれたりしたのである。

ということになる。日本語訳的な表現で理解するのは意味内容が異なり、本当の面白さは分からないのではないだろうか。

以上の2つの例からもわかるように、walk や journey という無生物が動作主として擬人化されていて、それらが対象である人や物に対して短い時間内に多くのことをさせたり、その人の心に働きかけて慰めるという行為をしているのである。この擬人法は本構文の特徴の1つで、おとぎ噺や童話の類などで無生物や人間以外の動植物を人間になぞらえて表現する技法はよく知られているが、英語においては抽象名詞などにも人格を与え、日常の言語にもしばしば使用されている。

本構文は日本語の副詞表現とは対応するものではなく独自の意味を持つものであるから、理解や発表の指導に当っては、対応させる方法を最小限に留め、むしろ日英語夫々の話者の発想の相違を強調することにより学ばせることが重要である。従って主語はあくまでも主語であることを念頭において指導することが大切である。

III 簡潔性と経済性

本構文を副詞表現と比較すると、情報量が同じであっても、前者は主語となる無生物がコンパクトにまとめられているのに対し、後者は時には副詞語句、或いは節という形式をとり、前置詞や接続詞、主語、動詞 + *a* などを必要とする。しかも前節の例 (8''), (8''') のように句や節 (clause) を2つも重ねなければ伝えられないという事実もある。以上のことから本構文は、副詞表現で表わす意味のすべてをその中に包含することが出来るという点からみて、構造上極めて簡潔であることをもう1つの特徴としてあげることができる。

日本語の言語習慣においても簡潔性は1つの特徴であり、芳賀氏 (1976年) は「日本人の言語習慣として、できるだけことばを少なく、簡潔に述べること

が、洗練された表現として価値づけられてきた結果、定着してきたものであるが……」と述べているが、日本語の簡潔性とは、話し手の側が聞き手と共有する部分、換言すれば、ことさら言語化しなくとも、聞き手や読み手が正しく推測し判断できるであろうと思われる部分を省略することによる簡潔性であって、送り手の立場から言うならば、受け手に対して推測による解釈を要求するものであると言える。従って、そこには送り手・受け手間の情報の共有度の低さや推測の誤り等によって、時には誤解を生ずることがあるかも知れない。しかし、これは長年にわたる日本の風土や、そこで営まれる生活様式から定着した言語習慣であって、日本の社会においては、それなりにコミュニケーションの役割りを十分に果たしている。

これに反して本構文の簡潔性は、日本語の省略による簡潔性とは全く異質のものということができるが、これには若干の説明を要するものと思われる。いずれの言語にも言えることであるが、ことばの違いは長年にわたる夫々の思考様式の違いが大いに影響するところである。自然的条件、歴史の変遷、生活様式、宗教的信条等々、言語に与える背景的要因はあらゆる面でみられるが、その中でも日本語と英語の違いは、農耕民族と遊牧民族との生活様式の違いに大きく由来するものであるとしばしば言われている。(勿論、これは1つの見解であり、反対する意見もあることは事実である。) 牧草地を求めて移動しながら生活する遊牧民族が生き残るためには、他に依存することなく、常に自己の判断を最大の拠所とし、民族間で紛争が起これば、情報の送り手は受け手に誤った解釈をされないよう、可能な限り感情を交えず、物事を客観的、論理的に表現して自己主張することが必要であった。そのための1つの方法として、伝えたいことのすべてを言語化することが、彼等の言語表現様式として定着したものと考えられる。送り手・受け手の双方が共有している情報でも、1つ1つことばとして表現するのが英語の1つの特徴である。例えば、主語は誰であれ、何であれ、何回くり返しになろうとも、言語化することによって明示されなければ、英文として不適格であることは改めて述べるまでもない。

このような特徴を見る限り、不要と思われることばを次つぎに省略する我々日本語話者の感覚からは、英語の簡潔性というよりはむしろ、英語構造の複雑

さ、煩わしさの方が強く印象づけられるかも知れない。しかしながら、英語におけるこの執拗で複雑な言語化も、客観性・論理性、それに無駄を省く合理性を重視する余り、逆に簡潔性へと発展し、英語独特の表現形式を定着させるに至ったと考えられる。上記のように英語において主語を明示するということは、主語が何であるのかが明らかになるだけでなく、文頭に位置して話題の中で最も重要性をもつものであることを表わし、受け手の注意を引きつける働きをしている。生物が主語になることは日本語でも普通のことであるが、英語ではこの位置にしばしば無生物が置かれ、それが無生物主語構文という簡潔な表現を定着させているのである。

本構文の中核となる名詞には普通名詞、抽象名詞を問わずあらゆる種類の名詞が使われるが、中でも動詞から変化して抽象化された名詞（例：a walk, a look etc.）、動詞や形容詞からの派生名詞（例：die→death, invite→invitation, absent→absence etc.）などは簡潔な主語を作るのに効果を発揮するものと言える。そして、それらの名詞に冠詞や形容詞（句・節を含む）を置くことにより、より細やかなニュアンスを表現するのに役立つと同時に、複雑な意味をその中に包含してしまう。例えば、

His sudden death……

The quick arrival of an ambulance……

One look at his face……

The fact that most women now work……

従来の英文法教育に従えば、日本語では副詞表現でしか表わすことの出来ないこの部分の意味を、無生物主語は1つの名詞と数個の修飾語（句・節も含む）のみによって表現できるところをみると構造上簡潔であることは明白である。そして、本構文を英語の副詞表現と比較すると、その簡潔性を次のようにまとめることができる。

1. 副詞表現において句や節を使用する場合、本構文では前置詞や接続詞の使用は不要となる。

2. 節に必要な主語を、そのままの形で主語として明示する必要が無く、必要な場合には所有格として名詞に前置する。
3. スピーキング、ライティングの学習において、主語と動詞の呼応の関係、時制の一致、日本語表現とは異なる時制の問題など文法上の煩わしさを軽減することができる。

以上のように本構文は形が簡潔であると同時に、日本語に見られるようなことば自体の省略ではなく、すべての意味を僅か数語の中に集約して言語化していることがわかる。それに加えて、さまざまな文法的規則に注意を払わねばならない我々外国語学習者にとって本構文に関係する部分だけに限っても、それだけ負担を軽減してくれる、という意味で学习上経済的であるということが出来る。これも、英語には冠詞というものが存在すること、1語で形の変化を伴わずに動詞や名詞として機能することのできる語が多いこと等々、日本語にはみられない便利な特徴がある結果生じた表現であるといえるであろう。しかし、自然環境や、その中での生活様式とことばの関係を考察するならば、厳しい自然条件の中を生き抜くために、数少ない語数の名詞中心の構造の中に、自らの主張したいことを盛り込み、それを文頭に置いて相手の注意をひき、その重要性を強調しようとする、そのような思考様式から定着した表現であると解釈する方が当を得ているであろう。

IV 新鮮さ

英語の歴史を概観すると、比較的語順を緩やかにしていた格変化がとれて、語順が定着したのは中英語の後期と言われている。その結果、英語はことばによるコミュニケーションにおいては省略はあり得ず、主語もその例外ではない。主語として文頭に置かれるのはそれだけ重要な主題ということで、相手の注意を引きつけるものではあるが、生物、特に人間を主語とする場合には、それが動作主となってその行為が具体的に述べられることが多く、小説などの状況描

写などには極く一般的に使用される構文である。しかししばしば言われているように、大体において物事の状況をそのまま、ただ述べる印象を与え、親近感・わかり易さは確かに感じられ、共感的ではあるものの感情的表現になり易く、従って論理性に欠け、大事なことを訴える力が弱いということが出来る。

しかしながら、自分達が厳しい環境の中で生き残っていくためには、このような生物主語構文・動詞中心構文を使って物事を長々と述べたり、主張する点が幾つかに分散するような構文を使用するのではなく、一体何が大事なのかを強力に主張する必要に迫られたのであろう。それが無生物であっても、修飾語句によってより細かな意味づけをして主語の位置に据え、恰もそれが行為者であるかのように人や物に働きかける、という日本語話者には馴染まない形式を定着させている。それは“rain”、“storm”、“the sun light”という自然現象であることもあり、また前例のような“Shinkansen”、“invitation”という事物や状況であることもある。即ち、それ自体、個人の意志で変化させることが不可能なものであるため、人の感情移入の余地が無く、従って客観的・論理的な表現が導き出せるのである。それに加えて、コンパクトな構成と融合して主語の位置に置かれると、相手に対する訴え方の度合いが、動詞中心構造に比較してはるかに強力であるということが出来る。次の例文によって検討してみたい。これも前例と同じく文脈と共に引用してみよう。(例文中の“hand”が純粋な無生物と言えるかどうか、また、動詞も限られたものの中に入るかどうかは疑問であるが構造は全く同じなので敢えて使用した。)

母の死から一週間が過ぎ去った。フィリップはまだ、母の死を実感できぬまゝ、乳母のエマと共に名付け親のウォトキンさんの家を訪れた。大人達が何やらしている間に彼は、立派な家具の置かれている客間で一人無邪気に遊び始めた。その家には子供がなく、家の中はいつもきちんと整っていた。そんな中で、まるで自分の家にでも居るかのように彼は、クッションや椅子を取り出して並べ替え、積み重ねて空想の世界へと入っていったのである。草原に生きるレッド・インディアンから身を守るための洞穴を作って中に身を潜め、床に耳をあてて、バッファローの群れが駆け抜けていく地響きを聴いて

いた。Presently, hearing the door open, he held his breath so that he might not be discovered; but a violent hand pulled away a chair and cushions fell down. (W.S.モーム著, Of Human Bondageより)

問題の英は次のようである。

(9) a violent hand pulled away a chair and……

(9') ある乱暴な手が椅子を1つ引き抜いた。

(9) はこれまでの例とは異なり、無生物の主語が無生物の目的語を対象に働きかけるケースであるが、(9') は日本語としては自然ではない。そこで従来のように副詞表現に置きかえることによって意味を確認してみると

(9'') someone came into the room and violently pulled away a chair and……

しかし、(9) を (9'') のように解釈するのは、英文本来の意味を誤ってとっていることになる。何故ならば、英文の主語はあくまでも “a violent hand” であり、文の最も重要な主題となるものだからである。その主語が、述語動詞や無生物の目的語を使って話題が展開し、或は話題を展開させるのである。ことばというものは改めて述べるまでもないが、日本語においても英語においても、頭から解釈していくものであり、聞いたこと・読んだことを構成し直して解釈することはあり得ない。従って (9') は確かに日本語としては不自然であるが、それ以外の解釈はあり得ないと言えよう。ここに、自分の意志では行動不可能な1本の手が何らかの行動をする、という擬人化がみられる、と同時にこの文脈では、フィリップには恐らく誰かの1本の手しか見えなかったのかも知れないが、その「誰かが、ずかずかと勢いよく入って来て、彼が一生懸命に積み上げた何個かの椅子の1つを片方の手で乱暴に引き抜いた。そうしたら……」という意味の事柄が、僅か3語の簡潔な名詞形 “a violent hand” にまとめられ、それを文頭に置くことによって、これまで続いてきた動詞中心の状況描写を一転させ、彼が一瞬のうちに空想の世界から現実の世界へと引きずり

降ろされたその訴え方の強さは本構文でなければ表現できないと思われる。

文脈に従って読み進んでいくと、そこには全く文字に現れていない「ずかずかと」、「勢いよく」入って来る様子までをも、イメージとして喚起させる程に莫大な情報量を持ち、それ故に新鮮さを与える表現法であると言ってよいであろう。若しこれが本構文を使わずに副詞表現であったならば、かなりのことばを必要とし、強調点が不明確となるから、これ程強い印象を与えることは無いであろう。従って、そのパラグラフにおける中心的话题が何なのか、が明らかでなく、単なる状況描写の連続という程度の印象しか与えないと思われる。

V おわりに

「無生物主語構文は、その意味を変えることなく日本語の副詞表現に対応するものである。」という従来の固定観念に疑問を抱いたため、本構文について改めて視点を変え考察してきた。書物やその他の印刷物のみならず、日常のコミュニケーションにおいてもしばしば使用される構文であり、また、日本語には無い特異な構文であるため、英語らしい表現とも言われている。これらの構文の理解と発表を学習することは、日本語においてこれと対応する構文を持たない日本語話者にとっては、理解の段階においてさえ困難であるのに、これを使用すること、即ち、発表の段階においては更に困難さが増大することは、改めて述べるまでも無い。英語学習においてスピーキング、ライティングが、リスニング、リーディングに比較して、数倍のエネルギーを要することによっても明らかである。

本構文に対して日本語には対応する構文が無いということは、それが日本語話者の発想とは異なった発想から生れ、定着した構文であるということが出来る。本稿のテーマとした「無生物主語構文」の指導・学習においては、その構文を定着させた民族の行動様式・思考様式に関する理解なくしては、達成はあり得ないと言って良いであろう。言語そのものの分析によってその指導法を考察することも大切であるが、彼等の発想を身につけることの方がより大切であ

る。何故ならば、それを身につけることにより、学習時において母国語の仲介を最小限度に留めることができるからである。

これまで数例を挙げて、その文脈から検討を加えてきたが、本構文と日本語の副詞表現との関係を認めることができるのは、本構文を学習する初期の段階における解釈の指導や翻訳の場合の基本的段階に限られると思われる。しかし常に、無生物主語構文と副詞表現との機械的な解釈や翻訳に留まるならば、文学作品であれ、評論やエッセイであれ、著者の意図した意味を曲げて解釈する結果になり得ることも明らかである。

また本構文はこれまで見てきたように、文脈の中での理解や発表につなげていくのが最も良い方法であると思われる。従って、リーディングにおいては本構文を単に副詞表現を使用した日本語への解釈で終わらせるのではなく、またライティングにおいては、日本語で喚起された文を英語に直すのではなく、前節までに述べてきたように、本構文を定着させるに至った英語話者達の長年にわたる歴史の流れにみられる行動様式・思考様式など、英語の背景にある文化全般にも言及し、彼等の発想に気付かせつつ構文を理解させることは英語学習には欠かすことのできない基本的で重要なことである。

参考文献

- 有馬 道子 『心のかたち・文化のかたち』 勁草書房、1990
加藤 和光 『文化の流れから見る英語』 三修社、1996
川西進・山内久明 『イギリスの言語文化Ⅱ』 日本放送出版協会、1990
剣持 武彦 『言語生活と比較文化』 朝文社、1995
田島富美江 『文化と外国語教育』 東京立正女子短期大学紀要 第22号、1994
高山 信雄 『イギリス文化論序説』 こびあん書房、1996
唐須 教光 『文化の言語学』 勁草書房、1988
日本文化会議（編）『ことばと文化』 研究社、1976
芳賀綏（編）『日本語講座第三巻 社会の中の日本語』 大修館、1976
南 博 『日本人論』 岩波書店、1994
安井 稔 『英語学と英語教育』 現代英語学シリーズ10、開拓社、1988

子音連鎖 /sn/ と /stn/ に関する一考察

中 岡 典 子

はじめに

我々日本人は、英語のスペリングに対して、ルール通りに読めるという感覚を余り発達させていないように思われる。例えば、“Hepburn”という人名に対して、おそらく大部分の日本人は“p”を音化して「ヘップバーン」とカタカナで表して十分に英語音を表したつもりになるだろう。が、同じスペリングが明治時代に“p”を脱落させて「ヘボン」と書きとめられていた。「ヘボン式ローマ字」がそうである。2通りあるといわれれば、そうかいろいろあるんだと思い、どちらも違うといわれれば、やはり予測できないと思い、どちらか一方だよといわれれば、だから英語のスペリングは難しいと思う程度ですませていないだろうか。

英語のスペリングは相当に音声を忠実に現しているという感覚を持つようになるならば、英語の音声に対する感覚も変わるのではないだろうか。多くの学生を長年指導してきた英語教師としての体験より、かなりの場合、学生があまりスペリングに注意を払っていないということがわかってきた。漢字を覚えるときのように視覚印象と書く練習の中で、スペリングを覚えてきたのである。覚えた英語の音声を当てはめて読むだけで、英語の音節を意識することもあまりない。英語が苦手な学生の場合、初めての長い単語の場合や、慣れない固有名詞に対しては、音声イメージがとりにくいようである。

だから、上記のようなあやふやな対応しかできないのではないだろうか。今回問題にするのは“.....stn.....”と“.....sn.....”というごくありふれたスペリングとその音声についてである。合わせ文字でもないのに、なぜここで問題にするのか不思議に思う人は少なからずいるはずである。

では具体的に問いかけてみよう。“Kevin Costner”はケビン・コスナーと

“t”を脱落して表してあるのが一般のようだが、本当はどうなのだろうか。学生はこういうスベリングだと知ると、読まない字があって英語は難解であるという。雑誌などをみると、ケビン・コスタナーと“t”を音化してある場合もある。どちらがより英語音声に近いといえるのか、それとも、これは例外的に覚えなければいけないスベリングなのか。英語のスベリングは学生のいうように当てにならないものなのだろうか。

この論文では、子音連鎖 /sn/と/stn/ のスベリングとの関係を検討するための基礎研究である。この論文だけで十分な議論ができていないわけではない。しかし、英語の子音連鎖にかかる制約を取り上げながら、英語の音声として特徴とどのようにかかわっているのかどうかについても検討を深めたい。辞書の音声記号による記載、スベリングの分布などについても調べる。また英語の鼻音/n/, 摩擦音/s/, 閉鎖音/t/の調音上の特徴などのかかわりについても取り上げながら、多面的に検討を進めていきたい。時間上の制約もあって、音響音声分析上の資料が得られないのが残念ではある。今後の課題として残すこととし、今回は限られた中ではあるがその中での検討を深め、こういった側面から英語の音声の特徴をより明らかにする。

1. 単語内の子音連鎖 /sn/ の分布

他の言語と同じように、英語では音声の結合にあたってなんらかの制約が働いている。英語を母国語とする英語話者は、こうした内在的な制約をよく知っていると考えることができる。清水克正は、語頭の子音連鎖の制約に関して述べる中で、鼻音に関して次のような指摘をしている。

(1) 語頭の鼻音の子音連鎖に関する制約

“/s/ 以外の子音は、/m,n/ と共起しない。”

(清水克正『英語音声学：理論と実践』(p.42))

別の言葉で言い換えると、鼻音の子音連鎖は語頭で /sm/ /sn/ の2つに限られるということになる。このうちの /sn/ の子音連鎖についてこの論文では取

り上げる。たしかに語頭ではこの子音連鎖は“sn”のスペリングをとって自由に起こりうる。

(2) 語頭の子音連鎖 /sn/

snack, snaffle, snag, snail, snake, snap,
snare, snarl, snatch, sneak, sneaker, sneeze,
sniff, sniffle, snob, Snoopy, snore, snow,

ところが、“sn”のスペリングは辞書を調べてみると、語頭以外ではあまりみかけない。語末には存在しないし、語中でも以下の例でもわかるように、下線部の単語“Bosnia”, “basnet”の例のようにほんのわずかの場合に見られるだけで、基本的に存在していない。Bosniaは外国の国名で、もともと英語のスペリングではない。語源はさだかでないが、英語の単語である“basnet”には実は別のスペリング“basinet”が存在していて、その発音記号をみると [s] と [n] の間に弱母音がはいっている。”語頭の“sn”が多数存在しているのに比較すると、語頭以外ではスペリング“sn”の連鎖はわずかの例外以外には基本的に存在していないといえるだろう。

(3) 語中ではほとんど存在しないスペリング “sn”

*asn.... *baisn.... basnet, *beasn.... *besn.... *bisn....
*blasn.... *bleasn.... *blesn.... *blisn.... *blosn.... *blusn....
*boosn.... Bosnia *brasn.... *breasn... *bresn.... *brisen....
*brosn.... *brusn.... *busn....

(この論文では、以下 “*” で存在しないスペリングや発音を表すこととする。)

しかし、スペリング“sn”が語中で存在しないということは、子音連鎖 /sn/ が語中であるいは語末で存在しないということを意味してはいない。次

の例の下線部はいずれも辞書では [s(a)n] と発音記号で記載されている。

(4) 語中, および語末の子音連鎖 /sn/

chestsnt, fastsn, fastsner, hastsn
 listsn, listsner, moistsn, Kevin Costsner

下線部 "...sten..." の部分は, [t] がいずれもこれらの辞書の記載から脱落しており, その後に続く母音には強勢がかかっておらず, 本来弱母音であるので [sən] と発音記号で辞書に記載してある。また, この弱母音が更に脱落した場合は [sn] となる。"chestnut" の場合と, 人名 "Costner" の場合は, 他と違って鼻音の前に弱母音はなく, もともとスペリングと同じ子音連鎖のはずであるが, この場合も辞書では [t] は脱落し, [sn] と記載してある。語中の辞書記載の子音連鎖 [sn] と閉鎖音 [t] の脱落は無関係ではなさそうである。

ちなみに辞書で調べる限り, "st" のスペリングは語中でも自由に現れるのに対して, "sn" と同様に "stn" のスペリングは "chestnut" ("chest" + "nut" の合成語と考えられる) と "Costner" (人名) に見るくらいで, 其の外にはほとんど存在していないようである。

(5) 語中のスペリングの有無: "...st....", "*...sn....", "*...stn...."

*besn.	*bisn..	*busn...	*casn...	*chasn...	*cosn...
best	bister	bust	cast	chaste	costal
*bestn..	*bistn..	*bustn..	*castn...	*chastn...	*costn...
*cosn..	*cusn...	*fosn..	*frosn...	*gusn..	*hisn...
costal	custom	foster	frost	gusty	history
*costn...	*custn..	*fostn...	*frostn..	*gustn..	*histn...

語頭には/stn/の子音連鎖も現れなければ, "stn" のスペリングも現れない。以上をまとめると子音連鎖/sn/とスペリングの関係は以下のような相補分布に

まとめることができるだろう。

(6) /sn/ のスペリングの相補分布

スペリング	発音	語頭	語中, 語末
"sn"	/sn/	×	○
"stn" "sten" ¹⁾	/sn/	○	×

2. /sn/ のスペリングの相補分布に対する仮説Aと仮説B

この/sn/に対するスペリング "sn" と "stn, sten" の相補分布に対し、どのような説明が可能なのだろうか。清水氏は語頭の鼻音の連鎖に関する制約として、鼻音/n/の前にこれる子音は/s/だけだと指摘しているが、あれは語頭のみならず、語中、語末、語境界をこえてかかる強力な制約として存在するものなのだろうか。ここでこの制約を元に、次の強力な一般化を仮説Aとして提案しよう。これと対比して、/sn/のほかに/stn/の子音連鎖を認めるものを仮説Bとして提案しよう。

(7) 仮説Aと仮説B

仮説A：子音連鎖 /stn/ は語頭、語中、語末のいずれにおいても英語音声として存在しない子音連鎖である。"..st(e)n.." のスペリングのもの ("e" がある場合でも弱強勢とする) は、すべて /t/ が完全に消失し、/sn/ という子音連鎖となる。同じ発音なので、語頭と語中を区別するためにスペリングが相補分布している。

仮説B：子音連鎖 /stn/ は英語音声に存在する。基底形式が /..stn../ のものは英語母国語話者は /t/ を発音している。厳密に言えば、/sn/ と /stn/ の間にはわずかな音声上の違いが観察できる。しかし、音声上まぎらわしい面もあるので、単語内のスペリングでは誤解を生じないように相補分布をとっている。

音響音声分析機で、厳密な分析をするならば、仮説Aが正しいのか、それとも仮説Bが正しいのかを分析資料をもとに実証することができるかもしれない。しかし、今回の研究では、時間的制限もあり、実証的に検討することはできない。この点は今後の課題とする。ただ、現実には英語母国語話者は、日々英語音声の中で発音し、かつ音声を聞いているのであるから、どちらの仮説が母国語話者のもっている英語音声についての内在的な知識をより説明できるかという観点から、議論を進めたいと思う。

この議論が今後の音響音声分析の資料と相反することがないとは断定できない。仮にそのようなことがあれば、まだまだ我々に分かっていない英語音声の特徴があるということが明らかになるであろうし、更に今後資料を十分に説明していくに足る議論が新たに求められることになるだろう。

3. 語頭の子音連鎖の制約と /stn/ との関係

仮説Aか仮説Bかという議論に入る前に、英語の語頭の3つの子音連鎖、および語頭の2つの子音連鎖にかかる制約について取り上げる。これらの制約と語中や語境界を超えて存在する /stn/ の3つの子音連鎖の存在と間に、何らかの関係を見い出せるかもしれないからである。仮に直接的関係がなんら認められない場合でさえも、これを取り上げることが、英語の子音連鎖の基本的特徴を踏まえる上で重要な役割を担うだろうと考える。

1) 語頭の3つの子音連鎖にかかる制約

英語の語頭の3つの子音連鎖は下記の5種類のみに限られている。

(8) 語頭で許される3つの子音連鎖

/spl/	splash, splendid, split, splutter
/spr/	spray, spread, spring, sprout
/str/	straight, stream, string, strong,
/skr/	scrap, scratch, scream, script
/skl/	sclaff, sclera, scleroid, sclerous

つまり、語頭の3つの子音連鎖自体にかなり強い制約かかっている、なんでも許すというのではなく、ほんのわずかのものに限られるということだ。なお、閉鎖音/t/を含む連鎖といえば、/str/ のみであって、/*stl/ は許されない連鎖である。また鼻音 /n/ について言うならば、どんな子音との結合であっても語頭の3つの子音連鎖には含まれない。もちろん、/stn/ は語頭には存在しない。

清水は語頭の3つの子音連鎖に関して次のようにまとめている。

- (9) 3つの子音連鎖の場合、最初の子音は /s/、2番目の子音は /p,t,k/ のいずれか、3番目は /l, r, (w,j) / のいずれかになる。

(清水克正『英語音声学：理論と学習』(p.43))

更に、子音の調音法に基づく主要範疇により表すと、英語のこの3つの子音連鎖はつぎの2つのタイプとして記述できると清水は指摘している。

- (10) 摩擦音-閉鎖音-流音、 摩擦音-閉鎖音-わたり音

最初の子音は摩擦音でも数ある中で /s/ のみ、次の閉鎖音も無声子音の /p,t,k/ のみ、という具合に、かなり強い制限が働いているわけだが、この主要範疇での整理によって、調音法と子音連鎖の制約との間になんらかの関係が存在するであろうことがわかる。

では、なぜ /stn/ が許されないのだろうか。この調音法に基づく主要範疇で言い換えれば、なぜ“摩擦音-閉鎖音-鼻音”は許されないのだろうかということになる。/stl/ が許されないことと、/stn/ が許されないこととの間には何か関連があるのだろうか。また、この連鎖 /stn/ は単に偶然英語の音声の中で使われていないものなのか。それともなんらかの理由があって、語頭では存在しえない連鎖なのだろうか。

2) 語頭の2つの子音連鎖にかかる制約

語頭の2つの子音連鎖として現れるものは、以下のような組み合わせである。

(11) 英語の語頭の2つの子音連鎖

/C+r/	/C+l/
/pr/ pride, print, present	/pl/ plus, plant, please
/br/ bread, bring, brother	/bl/ blue, blood, blend
/tr/ trouble, trust, toy	
/dr/ drink, dread, dry	
/kr/ cream, cry, create	/kl/ class, clean, clutch
/gr/ grass, group, green	/gl/ glory, glance, glove
/fr/ friend, frost, from	/fl/ flood, flower, flavor
/θr/ threat, thrill, throat	
/s+C/	
/sp/ speed, spice, spoil	/sm/ smooth, smell, smart
/st/ stand, station, stick	/sn/ sneak, snow, snap
/sk/ skip, scant, scold	/sr/ shrine, shred, shrimp
/sl/ slide, slope, slight	
/C+glide/	
/hw/ which, white, whisper	/kw/ queen, quilt, question
/tw/ twin, twinkle, twine	/dw/ dwarf, dwell, dwindle
/C+j/ new, few, view	

清水はこれらの語頭の2つの子音連鎖における制約に関してもまた、主要範疇に基づいて5つのパターンとして列挙している。

(12) 語頭の2つの子音連鎖の5つのパターン

真子音 + r, 真子音 + l, s + 子音, 真子音 + w, 真子音 + j

(清水克正『英語音声学：理論と学習』p.42)

この記述によれば、英語の語頭の2つの子音連鎖自体に、調音法に関係のある制約が存在していることが分かる。つまり、真子音とまとめられている閉鎖音、摩擦音、破擦音は、同じ調音法が連続することも、互いに隣り合って現れることもない。必ず、流音かわたり音を従える。唯一の例外は /s/ で、/s/ だけはたいした制限もなく子音をあとに従えることができる。鼻音は真子音の範疇にはいない。したがって、この主要範疇のパターンから、鼻音がこれるのは /s/ の後だけであることがわかる。これは英語の事実にあっている。清水は上記のパターン表示の中で異種の“s + 子音”をも統合しようとして、更に次のように一本にまとめているが、この表示は十分とはいえない。

(13) 語頭の2つの子音連鎖の結合上の制約

#obstruent | nasal, liquid, glide | vowel

(obstruentは、閉鎖音、摩擦音、破擦音を示す。#は語境界を示す。)

(清水克正『英語音声学：理論と学習』p.43)

これには2つの問題点がある。その1つは /st/, /sp/, /sk/ の摩擦音-閉鎖音の子音連鎖を含み得ないということである。もう1つは英語の語頭にあらわれない /*pm/, /*tn/, /*dn/ など閉鎖音-鼻音の子音連鎖も許してしまうことにもなるからである。そこでこの不備を補って以下のような改訂を提案する。

(14) 改訂案：語頭の2つの子音連鎖の結合上の制約

① #obstruent - |liquid, glide| - vowel

② #fricative(/s/のみ) - |plosive, nasal| - vowel

この制約の改訂案では、②のルールが語頭で/s/と閉鎖音、/s/と鼻音の連

鎖のどちらも許すので /st/, /sn/ が存在し、一方、①のルールが閉鎖音—鼻音の連鎖を許さないので、/*tn/ を排除することができる。/*stn/ が語頭で許されないのは、語頭の2つの子音連鎖で /*tn/ が許されないからであると関係づけられるのではないだろうか。

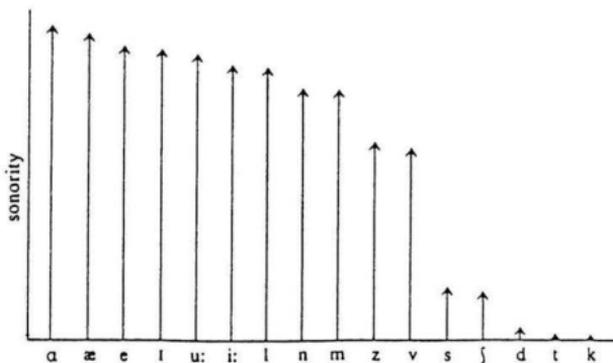
4. 「聞こえ度」による分析と語頭の /*stn/ と /*tn/ の特異性

窪園晴夫は、『英語の発音と英詩の韻律』の中で、音節内子音連続の型と「聞こえ度」との間に密接な関係が存在していると論じている。彼の論点を踏まえ、聞こえ度と音節構造との関係をとらえた上で、英語の語頭の子音連鎖の制約一般を分析し、語頭の /*stn/ と /*tn/ の子音連鎖と聞こえ度との関係を明らかにする。

1) 聞こえ度 (sonority) とは

聞こえ度というのは知覚上の概念で、2つの調音上の特徴、すなわち息の妨げの度合いと声帯の振動の有無と相関関係にある。空気の流れが妨げられれば妨げられる程、聞こえ度は低くなり、声帯の振動がある方が高くなる。したがって各音の聞こえ度は調音法にしたがって、次のように変化する。

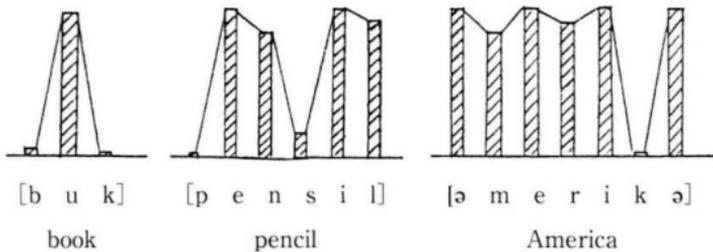
(15) 英語における音の聞こえ度 (Ladefoged, 1975)



2) 聞こえ度と音節構造

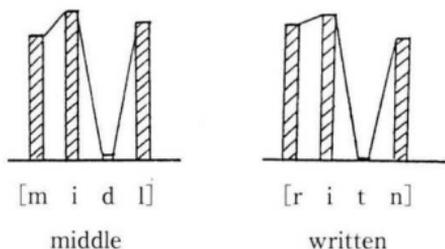
各音の聞こえ度と音節とは無関係ではない。窪園は聞こえ度の山が音節の数と一致すると指摘する。例えば以下のように各単語の音節は聞こえ度の山として表すことができる。

(16) 聞こえ度の山と音節の数



英語で子音単独で音節を形成する成節子音 (syllabic consonant) についても、この聞こえ度を基準にした分析で説明できる。英語では、原則として母音が音節の核として存在し、母音の数と音節の数は一致する。が、例えば、“middle”, “written” の場合のように母音は1つなのに2音節である場合がある。これを聞こえ度で表示すると以下のようになり、流音 /l/ と鼻音 /n/ という母音にも似た聞こえ度の高い子音が2つ目の山を形成していることがわかる。つまり、2つ目の音節は聞こえ度の高い子音だけで形成されている。

(17) 成節子音の場合の開こえ度



この開こえ度ゆえに、音節内の子音の集まりには、どの言語にも普遍的な特徴が見出せる。すなわち、母音を開こえ度の山の中心に置き、前後に次第に開こえ度の低い子音へと並び、対称形をなす。音節内の子音連続の順序にかかるこの開こえ度による制約を窪園は次のようにまとめている。

(18) 音節構造の普遍的特徴：音節内子音連続の型

(閉鎖音<摩擦音<鼻音<流音)<母音>(流音>鼻音>摩擦音>閉鎖音)

(窪園晴夫他『英語の発音と英詩の韻律』p.44)

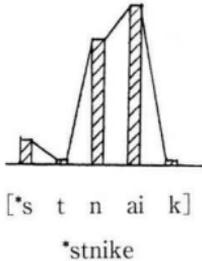
この構造にあう子音連続のうちから、どういった子音連続を許すのかは各言語によって異なっている。

3) 仮想の単語 “*stnike” の分析

では、この論文で問題にしている /stn...../ の子音連鎖はどうなのだろうか。仮に /*stn...../ を語頭にもつ一音節の単語、例えば存在しない単語ではあるが、“*stnike” を想定して、開こえ度を調べてみる。無声摩擦音 /s/ の開こえ度は無声閉鎖音 /t/ のそれより高く、鼻音/n/の開こえ度は無声閉鎖音 /t/ よりずうっと高い。

開こえ度を図式化して表すならば、次のようになるだろう。

(19) 仮定の単語*stnikeの聞こえ度分析



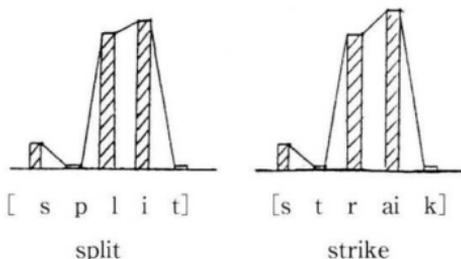
/stn/ が許されないのは、この子音連鎖が (18) の音節内子音連続の型から逸脱していることにまずは原因があるように思っても不思議ではないだろう。摩擦音と閉鎖音の順序が、普遍的な子音連続の型と逆になっているので、その結果わずかではあるが、語頭に/s/による小さな聞こえの山を作ってしまうことになる。

しかしながら、英語に存在する語頭の3つの子音連鎖は、すべて /s/ から始まり、“摩擦音-閉鎖音-流音 (str)”，と“摩擦音-閉鎖音-わたり音”のどちらかのタイプに分析できる。すなわち /stn...../ の場合と同じように、いずれの連鎖も摩擦音と閉鎖音の順序が普遍的な子音連続の型と逆になっているのである。

これも聞こえ度を図式化して確認すると、摩擦音 /s/ の聞こえ度は閉鎖音 /p/、/t/ の聞こえ度よりわずかに高い。したがって、下図のように語頭の /s/ がほんの少し高いがすぐに閉鎖音 /p/、/t/ の部分で谷となり、流音の /l/、/r/、あるいは半母音で高くなり、さらに /i/、/ai/ の母音で高くなり、聞こえ度の大きな山ができる。/s/ の部分の小さな聞こえ度の山を山と認めれば、/s/ が成節子音として、音節の中心をなし、結果的に2音節ということになるだろう。しかし、/s/ は摩擦音で、かつ無声音なので聞こえ度は流音や鼻音に比べると比べものにならない程低い。つまり、これは実際には聞えの山として認知されるほどの聞えには程遠いと考えられる。この語頭の3つの子音連鎖については、音節内子音連続の型の全くの例外であると窪園も指摘している。このことから

語頭に /s/ を持つ英語の3つの子音連鎖は、上記の普遍的音節内子音連鎖の型にはまらないもので、英語でのみ許される特殊な子音連鎖ということができ
るだろう。

(20) 英語の語頭3子音連鎖をもつ単語の聞こえ度分析



結果的には、架空の単語である “*stnike” は、“split”, “strike” と同じよ
うな聞こえ度の山を形づくっていることが以上より明らかになった。この聞こ
え度の分析に基づけば、/str/ の子音連鎖が許されているのであるから、同じ
聞こえ度の山をもつ /stn/ に問題があるとはいえない。むしろ英語ではあり
そうな子音連鎖ということになる。したがって、単純に聞こえ度を基準とした分
析では語頭の /*stn../ を排除することはできない。

4) /*tn/ 及びそれ以外の語頭で許されない子音連鎖の分析

英語の語頭の2つの子音連鎖の主要範疇の結合に関して、どのような制約が
働いているのかについて、聞こえ度を基準にして分析を続けることにする。
語頭の2つの子音連鎖の結合上の制約の改訂案(14)で明らかにしたように、
真子音(閉鎖音、摩擦音、破擦音)の後に続くのは、流音かわたり音で、摩擦
音 /s/ の後に続くのは閉鎖音か鼻音である。これより、逆に語頭で許されな
い子音連鎖のタイプは調音法の主要範疇で以下のように列挙することができる
だろう。

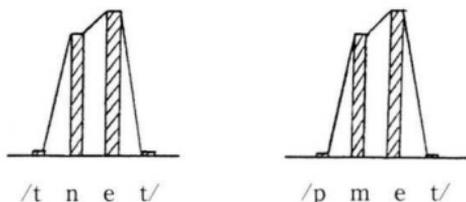
(21) 英語の語頭に現れない調音法の主要範疇の結合

- a) *閉鎖音-鼻音 /*tn/, /*pm/ *破擦音-鼻音 /*tʃn/
- b) *摩擦音-摩擦音 /*sf/, /*fs/
- c) *閉鎖音-閉鎖音 /*pt/, /*tk/ *破擦音-破擦音 /*tʃdʒ/
- d) *流音-真子音
(*流音-摩擦音 /*rs/ *流音-閉鎖音 /*rt/, *流音-破擦音 /*rtʃ/)
- e) *わたり音-真子音
(*わたり音-摩擦音 /*js/, /*ws/, *わたり音-閉鎖音 /*jt/, /*wt/,
*わたり音-破擦音 /*ytʃ/, /*wtʃ/)
- f) *鼻音-流音 /*nl/, /*nr/, *鼻音-わたり音 /*nw/, /*nj/
- g) *流音-鼻音 /*ln/, /*rn/ *わたり音-鼻音 /*wn/, /*jn/

仮に、これら7つのタイプの子音連結の後に、/-et/ という母音-閉鎖音が続いてCCVCの一音節構造の単語があると想定し、その単語の聞こえ度を図式化して表すと、それぞれ次のようになるだろう。

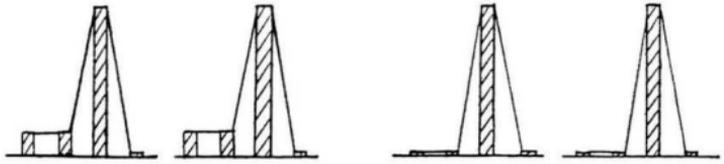
(22) 聞こえ度分析 - a)

- a) の場合、聞こえ度の山は自然な形をしている。..... t < n < e > t



(23) 聞こえ度分析 - b) & c)

- b) と c) の場合、摩擦音、閉鎖音、破擦音は、聞こえ度が低い。低い聞こえ度の同じ調音法が2つ連続すると、2つ低いままで、はじめの子音連結に聞こえ度の差が現れない。..... * f = s < e > t



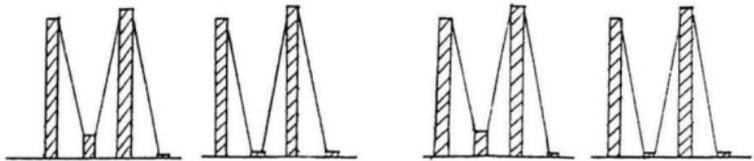
b) /s f e t/ /f s e t/ c) /p t e t/ /t k e t/

(24) 聞こえ度分析 - d) & e)

d) と e) の場合、流音とわたり音は、摩擦音や閉鎖音よりずっと聞こえ度が高いので、語頭に子音だけで聞こえの山ができ、語頭に成節子音をもつ2音節の単語を作ることになる。だが、語頭の成節子音は英語には存在しない。

..... * r > s < e > t

..... * j > s < e > t



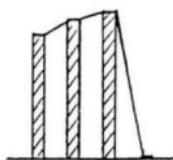
d) /r s e t/ /r t e t/ e) /j s e t/ /w t e t/

(25) 聞こえ度分析 - f)

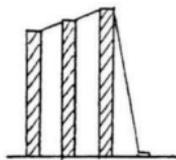
f) の場合、鼻音より流音やわたり音のほうが聞こえ度が少し高いので聞こえ度の山は一応形作られる。しかし、語頭の鼻音自体が聞こえ度が高い音なので、語頭の子音連鎖の聞こえ度の差が余り明確ではない。

..... n < l < e > t

..... n < w < e > t



f) /n l e t/



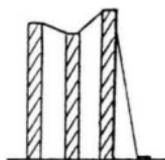
/n w e t/

(26) 聞こえ度分析 - g)

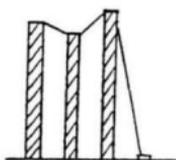
g) の場合、流音やわたり音のほうが鼻音より聞こえ度が少し高いので、語頭に子音だけの山がかすかに存在するが、2音節を形成する程明確な山とはなっていない。鼻音も聞こえ度が高いので、語頭の子音連鎖の聞こえ度の差は明確ではない。

..... * r > n < e > t

* w > n < e > t



g) /r n e t/



/w e n t/

以上の聞こえ度を基準にした分析より、英語の語頭に存在しない7種類のタイプの子音連鎖のうち、a) と f) 以外のものはいずれも明らかに音節内子音連続の型を逸脱している。また、f) の場合は、語頭の子音連鎖の聞こえ度の差がほとんど存在しないという点が少し難点にも思われる。

だが、a) の場合、すなわち、“閉鎖音-鼻音”、“破擦音-鼻音”の聞こえ度に関して言えば、自然な聞こえ度の山を形成しており、全く問題がない。つまり、聞こえ度という観点から議論しても語頭の /^{*}tn/ を排除することはできない。他の6つの子音連鎖のタイプがいずれも明らかに聞こえ度になんらかの問題を抱えていたことを考えると、a) タイプの子音連鎖が語頭で許されないの

は他とは異質の原因が存在していると考えざるおえなくなる。

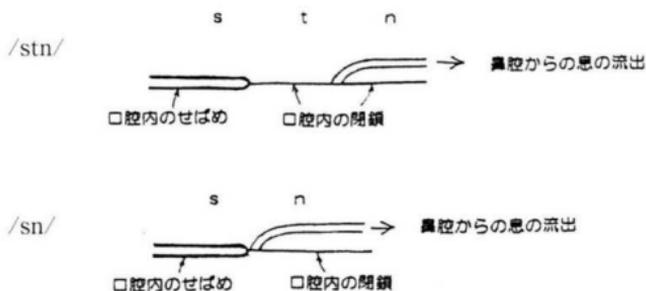
以上の分析より、/*stn/と同様に/*tn/も英語の語頭で許されないのは、聞こえ度に問題があるからではないということが明らかになった。逆に言えば、“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖が語頭で許されないのであるから、それに摩擦音/s/をおいた/stn/も許されないと考えた方がより説得的であるといえる。では、“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖には、他と違ったどういう特徴があるというのだろうか。

4. 仮説Aと仮説Bの検証

1) /stn/と/sn/の調音過程の類似点と相違点

/s/, /t/, /n/の3つの音素は調音法は違うものの、調音点はいずれも歯茎である。つまり、同じ調音点で空気の流れを妨げているのだが、どのように空気を妨げているのかという妨げ方が、摩擦音、閉鎖音、鼻音というように異なっている。この息の流れの変化を図式を使って簡略化して表すと、/stn/の子音連鎖が現実存在すると仮定するならば、/stn/と/sn/は、次のように表すことができるだろう。

(27) /stn/と/sn/の調音過程の比較



/sn/では、摩擦音/s/で、口腔内のせばめからきしむように流れ出ていた息が、次の鼻音/n/で、口腔内では閉鎖されるが、引き続いて鼻腔から流れ出る。つまり、連続的に/s/から/n/につながって聞こえてくる。

/stn/ が実在するとしたら、摩擦音 /s/ できしむようにせばめから流れ出ていた息は、次の閉鎖音 /t/ で一時口腔内で閉鎖される。しかし、その後に鼻音が続いているので、/t/ は閉鎖・保持・解放という3つの閉鎖音の基本的調音過程を取らず、閉鎖・保持だけで、次の子音である鼻音 /n/ につながる。従って、この場合、/n/ の前で破裂的な息の解放は伴わない。すなわち、歯茎のところで息の流れは止められ、一時保持される。次に舌を /t/ の時の歯茎の位置に引き続いて置いたまま、口腔内の息は止められたまま、鼻腔から息が再び流れ出て /n/ の音が作られる。したがって、/s/ で流れ出ていた息は /t/ で一時閉鎖され、(その間は一瞬ではあるが音声の空白部が生じる) 次に /n/ で鼻腔から再び流れ出る。

このように /stn/ の存在をB説のように仮定した場合、そこには /t/ の音声特徴である破裂的な息の解放は現れず、一瞬の音声の空白部が鼻音 /n/ の前にあるだけである。すなわち、/stn/ と /sn/ の違いは、実は一瞬の音の空白部があるか無いかの違いということになる。逆に、こういったことから、/t/ 音の音声の一瞬の空白部はゼロに近く、我々の耳には /sn/ との区別は識別できず、全く同じ音質に聞こえるという見方も可能であろう。これがA説となる。/n/ が /t/ と同じ調音点で口腔内の閉鎖をつくることから、仮に/stn/が存在する場合でも、/stn/ と /sn/ の2つの音声に果たしてどれほどの音響上の違いが存在するのかは、大変興味深い問題である。このことを正確に把握するには、論理上の議論だけでは十分とはいえ、緻密な音響分析上の資料が必要であろう。だが、音響分析上の資料については、今後の残された課題とし、ここでは調音過程の分析から、そして、その他の言語事実からA説とB説に対し、どの程度のことが言えるのかについて論じてみることにする。

2) /stn/ の存在の可能性

語頭では許されない“閉鎖音－鼻音”の子音連鎖 /pn/ とか /tn//dn/ などは、語尾では、例えば成節子音となった /n/ とその前の子音との連鎖などの例で存在が確認できる。

(28) 語中, 語尾の“閉鎖音—鼻音”

suddenly, hidden, wooden, student, couldn't, wouldn't
hadn't, sharpen, ripen, deepen, chicken
mitten, mutton, written, cotton, rotten, fatten, gotten,

また、成節子音でなくても、語中の音節と音節のつなぎの部分で閉鎖音—鼻音の子音連鎖は存在している。

(29) 音節の境目の“閉鎖音—鼻音”

picnic, kidnap, abnormal, milkman, signal, postman,

また、語境界を超えて、/tn/ も含めて閉鎖音—鼻音の子音連鎖は自由に生じている。

(30) 語境界を超えての“閉鎖音—鼻音”

not now, get married, drink milk, cold meat, help me

このことより、閉鎖音—鼻音の子音連鎖が許されないのは語頭でのみと断定することができる。

したがって、語頭で /stn/ が許されなかったのは、語頭で閉鎖音—鼻音の子音連鎖 /tn/ が許されなかったからだと考えられる。ところが、この閉鎖音—鼻音は語頭以外ではこのように広範囲に及んで現れている。とするならば、同様に /stn/ の子音連鎖も語頭以外では存在している可能性がある。

3) /sn/—/stn/ と時制の対立

語境界を間にはさんで、語末と語頭での連鎖において、/s#n/ /st#n/ は共に存在している。以下の例はいずれも語境界を挟んだ /stn/ と /sn/ の minimum pair の例である。一語一語ゆっくり区切って発音した場合には語境界がはっきり聞き取れるので2つの文の対立は明確である。だが、英語母国

話し手が普通のあるいは早い口調の会話の中で発音した場合、語境界で区切って発音するということはない。この場合はひとつながりの音の固まりとなって聞こえてくる。このような場合、2つの文の対立ははたして明確に存在するのだろうか。言い換えれば、仮説Bのように音声上2つは対立しているのか、それとも仮説Aのように全く同じ音形 /sn/ になるのだろうか。

この例には、いずれも現在か過去かという意味の違いが /sn/ と /stn/ との間にある。この意味上の違いは音声上の違いとして存在すると考えるのがもっとも自然であろう。したがって、時制の対立をもつこれらの例文の存在は仮説Bを支持していることになるだろう。仮に仮説Aであるとするならば、少し早い口調の発話で語境界にポーズがない時、時制の対立を述語の音声からだけでは識別できないこともあるということになる。

(31) 子音連鎖 /st/#/n/ と /s/#/n/ の minimum pair

- 1) They miss nursery rhyme.
They missed nursery rhyme.
- 2) The carpenters fix nuts firmly enough.
The carpenters fixed nuts firmly enough.
- 3) The students pass notebooks to their teacher.
The students passed notebooks to their teacher.
- 4) The old ladies kiss nurses before leaving the hospital.
The old ladies kissed nurses before leaving the hospital.
- 5) They mix nuts with the flour.
They mixed nuts with the flour.

4) “cards” と “cars” の対立との類似性

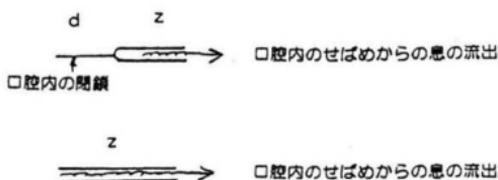
我々日本人の耳には2つの単語 “cards” と “cars” の音声の識別は特に難しく感じられる。共に日本語の “ず” の音声として聞き取ってしまうからである。この対立は英語では歴然として存在し、意味上の違いをもたらす。

(32) /z/ と /dz/ の対立

cars	---	cards	rose	---	roads
size	---	sides	rise	---	rides
raise	---	raids	seize	---	seeds

両者には摩擦音 /z/ と破擦音 /dz/ の違いがある。日本語にも両者は共に存在し、識別される。しかし、日本語の子音は母音の前の位置にくるのが基本であって、母音の後ろ、すなわち音節の終わりにくることがはない。つまり我々日本人の耳は日本語を聞き取る上で、母音を後ろに従えないで現れる場合の破擦音と摩擦音の音声の違いを識別する必要がない。ではこの両者の音声の違いは何なのだろうか。それを明確にするために調音過程を図式で表してみよう。

(33) /dz/ と /z/ の調音過程の比較



破擦音と摩擦音の音声には、息の閉鎖の持続部（音声の空白部）がその調音過程にあるかないかという調音上の違いがある。/dz/と/z/ の音声の対立の場合は、/d/ の閉鎖音の閉鎖の持続部（音声の空白部）を摩擦音 /z/ の前に聞き取るかどうかの対立といえる。すなわち、母音のとき流れ出ていた息が、/d/ で舌を歯茎に置いて一度止められ、一時保持され、その後で摩擦音 /z/

につながって息がせばめから再び流れ出ているのか、それとも、母音のとき流れ出た息は止められることなく、そのまま継続的に摩擦音につながってせばめから流れ出ているのかの違いである。

/stn/ が存在すると考える立場からすると、/stn/ と /sn/ の音声の対立は、/dz/ と /z/ の対立と同質のものといえる。

そこで、英語のネイティブ・スピーカーの耳は、/dz/ と /z/ を識別していると同じように、/stn/ と /sn/ の間に想定されるある音声上の微妙な違い（音声の一瞬の空白部の有無）を識別しているのではないかと考えられる。このように考えれば、仮説Bが強く支持される。

5. 音声の一瞬の空白部の意味するもの

/stn/ と /tn/ に音声の一瞬の空白部が存在するとして、その存在が意味しているものは何なのだろうか。この問題について語頭の場合かどうか、そして語中の場合かどうかと2つに分けて論じる。

“閉鎖音—鼻音”の連鎖に関してだけは、なぜ語頭で許されないのかを聞こえ度による分析では説明できなかった。だが、その段階の分析で取り上げていたのは単独に“閉鎖—保持—開放”の3つの調音過程を経て発せられたときの閉鎖音の聞こえ度であって、子音連続の中で発音された閉鎖音の聞こえ度ではない。子音連続のなかでの聞こえ度を問題にするならば、語頭にあらわれないということの説明が可能になるのではないだろうか。

英語の閉鎖音はいつも同じ調音過程をとるわけではない。英語の語頭の閉鎖音の一般的特徴は、氣息を伴った強い息の破裂的開放にある。だが、後ろに鼻音を伴う場合はこのように、英語に特徴的に現れる氣息をともなった破裂的開放は全く存在しない。存在しないばかりか、あるのは一瞬の空白である。聞こえ度でいうならば、まったく聞こえていないのであるから、鼻音から始まっているのと変りはないのではないだろうか。語頭で閉鎖音—鼻音の連鎖が存在しないのはこの理由のせいであると考えられる。

次に、語中に /stn/ や /tn/ が現れた場合、閉鎖音の音声の一瞬の空白部はどのような働きをもつのかについて考えてみたい。音節構造と聞こえ度の関係か

ら、/.....stn...../ と3つの子音が並んだ場合、そのどこに音節の切れ目がこれるか考えると、その可能なバリエーションには一般的に考えれば次の4通りあるだろう。だが、実在するのは実にその中の1つである。

(34)stn.....の想定される4つの切れ目と実在する音節の切れ目

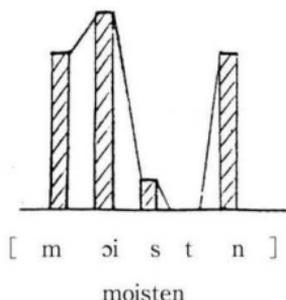
..... · stn.....	×
.....s · tn.....	×
.....st · n.....	chest · nut, passed notebook
.....stn ·	×

すでに述べた英語の言語事実から、“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖である /tn/ が語頭に来ることはない。すなわち、音節のはじめにも来ることはない。そのことと関わっていると考えられる /stn/ も語頭に来ることはない。すなわち、音節のはじめにも来ることはない。また、聞こえ度の分析より、閉鎖音より鼻音のほうが聞こえ度が大きいので、閉鎖音の後に鼻音がきて音節が終わることはない。すなわち、“.....stn ·”ということはありません、必ず“.....st · n.....”となる。4通りのバリエーションは実在せず、実質的な音節の切れ目は唯一閉鎖音が音節の終わりに来るものだけ許されていることがわかる。

ところで、moisten, listen, chastenは、辞書に“ten”の文字の前に音節の区切りがあり、いずれも“.....s · ten”と記載されている。弱音節である第2音節の“ten”はもともと /t n/ であるが、その弱母音が更に脱落して /tn/ となると考えられる。とすると、この音節は“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖で始まっていることになる。これはいままでの議論の反証例になりうるのだろうか。これは一見反証例かとも思われるが、必ずしも反証例になるとは認めがたい。このように音節の区切りが辞書に記載されていても、その辞書の音声記号の記載では [t] の閉鎖音を認めず、[.....sn] という子音連鎖になっており、第2音節“ten”に相当する音声は鼻音[n] 1つである。従って、これらの例をもって、音節の頭に“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖を認めるという議論は成り立ちにくいと考えられる。

仮説Bの立場にたてば、これらの場合にも音素表記として /.....stn...../ を基底に認め、実際に [...stn...] の音声があるとみなす。その音声を聞こえ度に注目して表せば、以下ようになる。

(35) /.....stn...../ の聞こえ度分析



この聞こえ度から、“/.....stn...../の子音連鎖があれば、閉鎖音 /t/ に相当する音の空白部がその音節の音節末を表し、音節の切れ目となり、/n/ から次の音節が始まる。”といえるのではないか。したがって、これらの例をもって、音節の頭に“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖を認めるという議論は成り立ちにくいと考えられる。

このことは、/*.....tn...../に限らず、“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖に対して一般化できる議論であろう。英語では一瞬の音声の空白部を初めに有する子音、すなわち、閉鎖音あるいは破擦音と、鼻音の子音連鎖が音節の頭に来れない。このことは、“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖がある場合は、その閉鎖音の一瞬の空白部が、聞こえの上で、前の音節と次の音節との間の谷、切れ目を示唆するものであると考えることができるのではないだろうか。

6. 結論

今回の分析の範囲より、英語の言語事実をより説明できるのは仮説Aより仮説Bであるといえる。この議論を踏まえて、スペリング“sn”には基底に/sn/

の音素を認め、その音声表記を [sn] とする。一方、“stn”、“sten”、“st#n”には基底に /stn/ の音素を認め、その音声表記を [stn] とする。このことは、/t/ が完全に脱落したと考えずに、スベリング通りの音声を基底にも、そして実際のにも認める立場をとるということを意味している。すなわち、英語母国語話者はスベリング通りに発音し、音声的にも音響的にもこの2つ音声の識別をしていると考えるのである。

その2つの音声の違い、すなわち、/t/音があるかないかの違いは、今回の分析により、摩擦音 /s/ と鼻音 /n/ との間に一瞬の音声の空白部があるかないかの実にわずかな差でしかないと考えられる。英語母国語話者はその微妙な違いを聞き分け、それが聞き取れる場合とそうでない場合とで、音節の切れ目の違いを聞き分けていると考えられる。

すなわち、[sn] と聞き取ったならば、空白部がないのでそれは音節の始まり /.....sn...../ であり、[stn] の場合は空白部があるので、それは前の音節が /st/ で終わるのに続いて、/n/ で始まる音節が続いていることを意味し、/.....st·n...../ という2つの音節の間にある切れ目を聞き取っていると考える。すると、はじめにとりあげた“Costner”は、“Cost·ner”と /st/ と /n/ の間に音節の区切りを置いて聞き取っていると考えられる。

これはあくまで、[sn] とは異なる音声特徴、及び音響的特徴を持つ子音連鎖 [stn] が存在するという仮定のもとに成り立っている議論である。その前提のもとに、ここで述べたことは、同様の議論で、更に“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖に対しても一般化できると考える。

仮説：“閉鎖音—鼻音”の子音連鎖では、閉鎖音の部分には一瞬の音の空白部があるだけで、閉鎖音の息の破裂的開放は存在しない。

このことと関連して、この子音連鎖は音節の初めには現れない。また、閉鎖音の音の空白部が前の音節と後ろの音節の切れ目を表し、後ろの音節が鼻音から始まることを表している。

以上でこの議論を終えることとし、音響上の実証研究は今後の課題とする。

《注》

- 1) 辞書によれば、以下の単語において“sten”のスペリングが語頭に現れている。“stench, stencil, steno, stenograph, Stenotype, Stentor,”これらの場合はいずれも母音 [e] に強勢がかかっており、母音が脱落して [stn] になることも [sn] になることもない。また、その部分に強勢のかからない単語もあるが、その場合は辞書の記載では、省略できない弱母音となっていて、これも [stn] [sn] のどちらの子音連鎖にもなることはない。

例：“stenosis, stentorian, Stendhal”

《参考文献》

- 今井邦彦 “音声学的比較” p.7～68 「日英語比較講座 第1巻音声と携帯」
1980, 大修館
- 窪園晴夫・溝越彰著, 荒木一雄監修 「英語学入門講座・第7巻 英語の発音
と英詩の韻律」1991, 英潮社
- 島岡 丘 “日英語の音声面の比較” p.413～486, 太田朗編「英語学大系12
英語学と英語教育」1982, 大修館
- 清水克正 「音声の調音と知覚」1983, 篠崎書林
「英語音声学：理論と学習」1995, けい草書房
- 村木正武・中岡典子 “撥音と促音” 杉藤美代子編「講座 日本語と日本語教
育3 日本語の音声・音韻 (下)」1990, 明治書院
- 中岡典子 “鼻音と破裂音にみられる息の流出上の特徴：日英語の比較分析”
音韻論研究会編「音韻論研究—理論と実線」開拓社, 1996

The Treatment of the Genitive

A Comparative Analysis of Traditional and Contemporary Grammar Texts

Joseph Phillips

Introduction

Perhaps because of the equation of the Japanese particle 'no' with the English preposition 'of' and the genitive markers "'and's', which are less extensive in application, Japanese learners of English as a second language tend to overuse these forms and use them in inappropriate contexts. The problem is twofold: First, learners often choose a genitive form when a prepositional phrase or noun-noun pair is called for. Typical are the expressions:

*the door's knob, *the knob of the door

*the wall's hole, *the hole of the wall

rather than:

the doorknob

the hole in the wall

Second, even when a genitive form is called for, learners often choose the wrong one:

- *the book of John
- *the park's middle

rather than:

John's book
the middle of the park

A third difficulty relates to form: Should we add 's or a simple ' to names ending in s. In other words, do we say:

Maria Callas' voice,
or
Maria Callas's voice?

Ideally, a grammar text should provide some direction in this regard. The genitive in English is used to express much more than possession, but what are the limits to its application and when do we use one and when the other? It is the aim of this paper to examine a selection of standard grammar reference works to see how they deal with the above issues, and more specifically, to assess how helpful they are to Japanese learners and their teachers. The texts reviewed are as follows:

- A Student's Grammar of the English Language, Greenbaum, S. and Quirk, R.
- Longman English Grammar, Alexander, L. G.
- Essentials of English Grammar, Jespersen, O.
- The Grammar Book, Celce-Murcia, M. and Larsen-Freeman, D.
- Practical English Usage, Swan, M.

The selected texts often use different terminology to refer to the same grammatical forms. To avoid confusion, I will refer to the use of a plain apostrophe, “”, or an apostrophe followed by an s, ‘s’, as the genitive and the use of ‘of’ as the possessive.

Discussion

The Grammar Book

The philosophy of the authors is clearly descriptive rather than prescriptive. They first describe the form and phonology of the genitive, referring to a single form of the genitive where nouns end in s, e.g. Kansas’ farmlands. No mention is made of the possible, Kansas’s farmlands. Next, they refer to research indicating that native speakers prefer the genitive with animate head nouns and with inanimate head nouns when the noun can be viewed as performing some action.

The dog’s tail is wagging

The train’s arrival was delayed

Other applications of the genitive are double possessives, nouns of special interest to human activity and natural phenomena:

Hank’s brother’s car

London’s water supply

the earth’s gravity

The possessive is preferred when a modifier noun or double possessive is long, thus:

He's the son of the well known politician

What can I do for the husband of Dr. Smith's daughter?

Finally, the authors suggest that, where both forms are possible, the genitive signals informality:

Shakespeare's sonnets (informal)

The sonnets of Shakespeare (formal)

The authors then list five functions, other than possession, that the genitive is used for:

Description - a debtor's prison

Amount/quantity - one month's rent

Relationship/association - John's roommate

Part/whole - my brother's hand

Origin/agent - Shakespeare's tragedies

It is interesting to note that, although the authors refer to a learner tendency to over generalize the possessive no mention is made of over generalization of the genitive, although in my opinion this presents equal difficulty. The list of functions other than possession is useful as a reference, and perhaps to alert students of the scope of the genitive beyond possession. However, as we shall see, this list is neither exhaustive nor definitive. A student, or teacher for that matter, would be hard pressed to use this list for rule generation.

A Student's Grammar of the English Language

As in the Grammar Book, this text also begins with an analysis of form and phonology, following which the application of the possessive or genitive is discussed in terms of gender. The authors suggest that the basic application of the genitive is restricted to nouns of animate gender, especially those of personal reference, hence:

The dog's name.

Segovia's most famous pupil.

The student's precious possessions.

The committee's decision.

I can see somebody's shadow

but not:

*I can see something's shadow.

Nouns of inanimate gender may take this genitive inflection when used with special reference to human activity:

China's policy.

The hotel's occupants.

The book's true importance.

are more plausible than:

China's mountains.

The hotel's furniture.

The book's color.

Finally, the authors indicate that the use of the genitive may depend on the

noun following, rather than the inflected noun:

He stood at the water's edge.

She did it for her country's sake.

We must try to get our money's worth.

In the latter example no possessive form is possible.

While this may be true, it is hard to see a hint of animate gender in *edge*, *sake* and *worth*. Rather these must be learned as lexical items.

The authors list six functions for the genitive other than possession:

Attribute - The victim's outstanding courage.

Partitive - The heart's two ventricles.

Subjective - The parents' consent.

Objective - The prisoner's release.

Origin - England's cheeses.

Descriptive - Children's shoes.

We are cautioned that the difference between the possessive, attribute and partitive is not always clear and offered that in general, the closer the relationship can be seen to literal possession, the more suitable is the genitive.

Longman English Grammar

Compared with *A Student's Grammar of the English Language* and the *Grammar Book*, this text provides a relatively detailed assessment of the form of the possessive. It attempts to tackle the issue of whether or not 's should

be added to names ending in s. Inevitably perhaps uncertainty creeps in:

We add an 's to names ending in s: Charles's address; Doris's party. However we can sometimes use ' or 's St. James' (or St. James's) Park.

A reference to famous names:

With some especially famous names ending in s we normally add an apostrophe after the s: Keats' works; Yeats' poetry.

or Greek names:

Archimedes' Principle

As with A Student's Grammar of the English Language, the author lists functions for the genitive other than possession:

Regular use - Father's chair

Relationship - Angela's son

Favorite - Fish and chips is John's favorite dish

Actions - Scott's journey

Purpose - A girls' school

Characteristics - John's stammer

Others - Building oil rigs is a man's work

Mozart is a composer's composer

It is interesting to note that these categories do not correspond to those listed in A Student's Grammar of the English Language

In deciding between the genitive and the possessive the author suggests that the genitive is not normally used with non-living things except:

Geographical reference -	America's policy
Institutional reference -	The European Economic Community's exports
Place noun + superlative -	New York's tallest skyscraper
Churches and cathedrals -	St. Paul's Church
Time reference -	a day's work; a month's salary
Money's worth -	twenty dollars' worth of gasoline
Cars, planes and ships -	the ship's propeller
Fixed expressions -	at arm's length the earth's surface for goodness sake the ship's company

This is indeed a valiant attempt to weave some order into this tangle of generalization and contradiction, but in the end it becomes unraveled and the author acknowledges:

We can only learn from experience when to use 's with non-living things. When in doubt, it is best to use the of-construction.

Another attempt with the possessive:

We normally use the of-construction when referring to:
Things (where a compound noun is not available):

the book of the film;
the shade of the tree.

Again, this and subsequent examples don't seem to advance any real system that can be employed to assist learners to choose. The definition of when to use the possessive is circular. A learner who wants to know when to use the possessive is instructed to do so when a compound noun is unavailable. However, this learner is likely to be unaware of the existence of a relevant compound noun.

The Longman approach is comprehensive, and in its attempts at systemization, it provides more detail than *A Student's Grammar of the English Language* or *The Grammar Book*. However, other than in a reference sense, it's questionable how useful all this detail is.

Essentials of English Grammar

Jespersen begins by describing the phonology, which is non-controversial. He then deals with the form of the genitive, and in contrast with the other titles, suggests that the genitive plural, when identical in pronunciation with the singular, is rare indeed. Jespersen suggests we do not say:

my aunts' husbands
our friends' jewels
these doctors' opinions
the servants' faces

It is easy to see that the first two examples may lead to ambiguity as to number. However, this isn't true with the latter two, where number is defined by 'these' and 'faces'.

Jespersen points out that some adjectives can form substantives (i.e. nouns) and can therefore form the genitive case, especially in legal language:

the accused's innocence

the deceased's will

But no genitive can be formed from a primary adjective:

the Portuguese

the poor

Jespersen, in contrast to Longman English Grammar, suggests the full genitive's in the case of names:

James's wife

St. James's Park

Keats's poetry

Chambers's journal

unless they happen to be classical ones:

Phoebus' steeds

Hercules' share

As with *A Student's Grammar of the English Language*, Jespersen points out the use of the genitive before *sake*.

Rather than listing specific instances of relationship other than possession, Jespersen suggests the requirement of an intimate relationship.

Jespersen's choice between the genitive and possessive is based on a human, non-human distinction:

the feathers of this bird
the head of our white horse

rather than:

this bird's feathers
our white horse's head

However, the following are also offered:

a fox's tail
an owl's nest
a cat's paw

as is:

the ship's doctor

Jespersen conveniently labels these as compounds, but how in the world is the poor student to determine what is a compound and what isn't?

Further expression of the genitive is found in countries thought of as a living being:

England's interests in India

but not geographical reference:

the boundaries of Switzerland

Further directives are provided, some which agree with the other texts reviewed and others contradictory. However it's clear that Jespersen's attempt to impose some general order on this confusion fails. The tone is mildly prescriptive and the human/non-human distinction is at odds with the other texts reviewed and must be considered a consequence of the six decades that have elapsed since publication.

Practical English Usage

Swan also deals with form and phonology, finally resolving the dilemma of names ending in s. The 's form is apparently British, contrasting with ' in North American English. Swan extends the use of ' to foreign as well as classical names and notes that in this case the phonology may reflect the final missing s.

Swan deals separately with the genitive/possessive distinction under the head, Nouns in Groups, listing the following as typical errors:

the car of my sister
a factory of bicycles
a war's film
the page's top
a bird nest
a disappointment feeling

Swan initially ignores the genitive/possessive issue and notes three common structures which are easy to confuse:

the genitive -	my sister's car
a noun-noun compound -	a bicycle factory
a prepositional phrase -	the top of the page

He propose a rule for distinguishing between the genitive and a noun-noun pair. In the case of the genitive the first word acts like a subject and the second word, a verb or object:

my father's house (my father has a house)
the committee's report (the committee made a report)
a child's bicycle (a child rides this kind of bicycle)

This contrasts with a noun-noun compound where the second word acts like a subject and the first an object, often of a preposition:

a book case (a case that holds books)
an oil well (a well that produces oil)
a sheepdog (a dog that looks after sheep)

Swan also points out that the genitive deals with particular cases whereas the possessive deals with whole classes:

the dog's food
dog food

Next Swan turns to the genitive/possessive issue and while admitting that *it is not easy to give clear rules...* , like the others suggests several restricted cases in which the genitive can be used:

inanimate nouns suggesting some relationship to human activity:

the plan's importance (Or: the importance of the plan)

the report's conclusions (Or: the conclusions of the report)

Place names:

Africa's future (Or: the future of Africa)

Although the details are different, this all sounds like one more vain attempt to bring order out of chaos. However, Swan next suggests that the possessive cannot be used in place of the genitive when *a's b* corresponds to *a has b*, thus:

my father's house (But not: the house of my father)

Jack's landlady (But not: the landlady of Jack)

but:

the Queen's arrival or the arrival of the Queen

In other words, in the case of possession, the genitive is preferred over the possessive. It seems remarkable that none of the other texts point this out.

Finally, Swan tackles noun-noun compounds contrasted with prepositional phrases. He lists eight categories for noun-noun compounds in great detail suggesting that the first noun often *classifies* the second. This is contrasted with eight instances in which a prepositional phrase is usually used. Here, as with the other texts, an attempt to be comprehensive results in a morass of

detail which has value mainly in a reference sense.

Conclusion

The texts discussed above all provide comprehensive reference sources and, with the exception of Jespersen, contain contemporary language. The style of Jespersen occasionally seems quaint and his human/non-human distinction must be viewed as too narrow today. This is understandable in view of the date of publication. Among the others, Longman provides most detail and the Grammar Book the least. The latter observation may at first seem odd since this text is styled *an ESL/EFL Teacher's Course*, but, for reasons that will become clear, perhaps this economy of detail reflects a sound pedagogical strategy.

While succeeding as reference sources, all the texts fail in providing a complete system of rules to account for all the idiosyncrasies and exceptions that this area of grammar presents. Beyond the animate/inanimate distinction, Swan comes closest to providing a workable system for learners, especially when he suggests that the possessive cannot be used in place of the genitive when *a's b* corresponds to *a has b*. Swan's rule for distinguishing between the genitive and a noun-noun pair is also useful, but does not of course tell the learner which noun-noun pairs are permissible.

In the face of all this complexity, the relative lack of detail in the Grammar Book begins to look sensible. This appears to be an area in which a rule based generational grammar is of limited value. In the face of vagueness and exceptions, to what extent are attempts at classification useful beyond the animate/inanimate distinction? We are reminded of the system of articles in English wherein although grammatical rules exist, the rules themselves are

too complicated to be used to generate language spontaneously. It appears that in many cases genitive expressions must be learned as lexical items, and as with all such items, an assessment must be made as to how useful they are in the face of the effort required to memorize them.

References

Greenbaum, S. and Quirk, R. *A Student's Grammar of the English Language*. London: Longman, 1973.

Alexander, L. G., *Longman English Grammar*. London: Longman, 1988.

Jespersen, O., *Essentials of English Grammar*. London: George Allen and Unwin, 1933.

Celce-Murcia, M. and Larsen-Freeman, D., *The Grammar Book: An EFL/ESL Teacher's Course*. Boston: Heinle and Heinle / Newbury House, 1983.

Swan, M., *Practical English Usage*. Oxford: Oxford University Press, 1980.

詩としての第16章

——A・シリトーの〈円〉と〈曲線〉について

横 田 由起子

作家になったきっかけは肺結核に冒されたことであった。

私はその問題から逃れるために死を望んでいた。と言っても病気をとても耐え難くさせていたのは生きたいという欲求であった。⁽¹⁾

アラン・シリトー (Alan Sillitoe) はその後、活路を作家になることに求めた。後に妻となる詩人のルース・フェインライト (Ruth Fainlight) と共に故郷ノッティンガムを飛び出した。そこから彼の、肉体労働者として生き抜く父や、祖父、従兄とは全く異なる人生が始まる。

彼の衝撃的とも言える作家としてのデビュー作『土曜の夜と日曜の朝』(Saturday Night and Sunday Morning, 1958) は、労働者階級の本音を描き切っているということで評価を得た。シリトーはその後5年間、ひたすら内在する大地を見つめ、工場労働者時代の自分や、故郷ノッティンガムの人々を書き続けた。しかし、彼が作家として成功していくと共に彼の描く人物は労働者ではなく、故郷は実体のないものとなっていく。そんな中、『燃える樹』(Tree on Fire, 1967) でシリトーは主人公にこんな言葉を吐かせる。

ちょっと前に、——ごますり顔のパイプ愛好家のまんまる顔の男からインタビューを受けた。そしてやつは、〈階級〉について懸命に針でつつくような質問を浴びせるんだ。「あなたの〈お里〉——このむかつく言葉はおれの言葉じゃなくてやつだからな——は、いつになったらあなたの作品において明かになるのですか」だとさ。——おれはすんでのところやつ

のしなびた色のスーツにげろを吐きかけるところだったぜ。(2)

作家としてデビューを飾って以来、読者は彼に労働者の一員であったころのことをもっと明かにするように求めた。確かに既存の小説の中の労働者の描かれ方に憤慨したシリトーは、自分の知っているありのままの労働者を提示することに専念していた。しかし、そうした題材は後からついてきたのであって、作家になるための動機ではなく、当初は移住した先の旅行記などを書いていた。

作家になる以前の労働者時代と作家になった後のことは、作品にあらかた書かれている。本稿では、この二つの時期の間の空白の時代、およそ8年間を、処女作『土曜の夜と日曜の朝』の第16章に求め、シリトーの深層を探っていく。果して絶望と苦悩を脱出し、作家になることを決心した一人物の心情や世界観とはどのようなものであったのだろうか。

ある作品の一部から、それを書いた人物の執筆時の心理を探ることは、本来無茶な作業である。本稿では適宜に同時期に書かれた作品についても触れるつもりであるが、このような試みに至った理由には次の二つが挙げられる。第一に『土曜の夜と日曜の朝』は私小説とも言えるほど作者に近い人物が主人公であること、第二にその中でも第16章は、もともとは詩であったものを小説の一部としたという経緯があることである(3)。その詩にシリトーの多くの詩がそうであるように、個人的な人生観が大きく反映されているのならば、小説という虚構の世界に組み入れられたとしても、その主題やテーマはおおよそ変更されることがないと考えられる。主人公が作者に近い人物であればなおさらである。本稿では、最終章の16章に、詩に対して行うような一字一句の音とイメージの分析を施し、元の詩の主題を追い、処女作執筆時の作者の心情を明かにしていく。

さて、第16章について叙述する前に、この作品の筋の基本構造を述べることにする。『土曜の夜と日曜の朝』は、アーサー・シートンというイングランド北部ノッティンガム州の工場労働者の若者を主人公としている。彼は大酒飲みで喧嘩早く、人を人とも思わないような人間である(4)。第1部「土曜の夜」

においてアーサーは同僚の女房に手を出し、彼女の妹にも手を出し、二人の兵士に追われてこてんぱんにされる。第2部「日曜の朝」において、アーサーはドリーンという自分と同年齢のレース工場で働く女性との結婚を決意する。

I

第16章：第1段落

He sat by the canal fishing on a Sunday morning in spring at an elbow where alders dipped over the water like old men on their last legs, pushed by young sturdy oaks from behind. He straightened his back, his fingers freeing nylon line from a speedily revolving reel. Around him lay knapsack and jacket, an empty catch-net, his bicycle, and two tins of worms dug from the plot of garden at home before setting out. Sun was breaking through clouds, releasing a smell of earth to heaven. Birds sang. A soundless and minuscular explosion of water caught his eye. He moved nearer the edge, stood up, and with a vigorous sweep of his arm, cast out the line. ⁽⁵⁾

彼は運河のほとりで釣りをしていた。春のある日曜の朝、かわらはんの木が曲がり淵で若くたくましい檜に背中を押されながら、死にかかった老人のように水面に倒れて濡れていた。彼は背筋を伸ばし、リールを素早く回転させながら指でナイロンの釣り糸を解いた。彼のかたわらにはリュックと上着、空のびく、自転車、家を出る前に庭から掘り出したみみずの入った缶が二つあった。雲の間から日が射し、地上の臭いを天まで立ち上らせていた。鳥が鳴いていた。音もなく、非常に小さい水の孤が彼の目にとまった。彼は水際まで寄り、立ち上がって腕を激しく一振りして釣り糸を投げた。

アーサーは日曜の朝、運河で釣り糸を垂れている。この‘Sunday’と‘spring’は特別な意味を持っている。日曜日は平日の工場の機械音や、土曜の夜の飲みや歌えの大騒ぎのあとの束の間の静けさを得る日である。これは人妻との密会がばれ、二人の兵士に血が出るほど殴られたあとというストーリー上の平穏とも重なって、その静けさの強調されるところである。また、春は冬という厳しい時期を乗り越えた＜始まり＞を象徴している。厳しい冬の時代、それは前々年から始まった（第1章から続いていた）動乱ともいうべきアーサーの生活を指す。同僚の女房に手を出し、その妹にも手を出し、挙げ句の果てにその夫から復讐された。今自分と同じ年齢の恋人を持ち、表面上新しい生活に飛び込もうとしている。アーサーのおかれた状況はまさに新しい芽が吹く春にあたる。つまり、‘Sunday’と‘spring’は、動の後の静、終りの後の始まりを意味し、子音[s]の頭韻のひびきでびったりと結ばれている。

運河には若くたくましい樫に押され、水面に触れて枝先を濡らしているかわらはんの木がある。この新旧の交替を告げる情景はアーサーの目にとまり、彼は背筋を伸ばす。死にかかったかわらはんの木のようにしだれたくはないのだ。そして素早く釣り糸を解き（‘freeing’）始める。ここでの‘freeing’（もつれた糸をほどくこと）は、5行目の‘releasing’（太陽が地上の臭いを解き放つこと）と共に、あたかもアーサーが「静」と「始まり」の中で自己を解放させていくようなイメージを持っている。

彼のかたわらには、‘knapsack’, ‘jacket’, ‘catch-net’が置かれている。[æ]音の繰り返しによる軽快な響きは、アーサーの運命のリズムが明るいものであると予感させる。それは、太陽が雲間から現れ、地上の臭いを吸い上げる＜明＞と＜上昇＞が指す好転のイメージと響き合う。

非常に小さな孤が水面に音もなく現れる。彼は立ち上がって竿を振った。

第2段落

Another solitary man was fishing further along the canal, but Arthur knew that they would leave each other in peace, would not even call out

greetings. No one bothered you: you were a hunter, a dreamer, your own boss, away from it all for a few hours on any day that the weather did not throw down its rain. Like the corporal in the army who said it was marvellous the things you thought about as you sat on the lavatory. Even better than that, it was marvellous the things that came to you in the tranquillity of fishing.

他にも男が一人運河の先で釣りをしていたが、アーサーはお互いがお互いをそっとしておき、挨拶さえも交わさないだろうということを知っていた。誰も邪魔をしなかった。お前はハンターであり、夢想家であり、自分自身の主人であった。空が雨を振り落とさないかぎりどんな日も数時間はあらゆる雑事から離れていた。軍隊の隊長が言っていた。トイレで座って考えていることは素晴らしいものだ。それよりはるかに良いものだ。釣りをする静けさの中で頭に浮かぶことの素晴らしさは。

アーサーは自分と同じように一人で釣りをしている人間に出会う。もう一人の社会の一員である。アーサーは彼に声をかけないし、彼の方でもアーサーに声をかけない。それでも二人の平和はたもたれている。〈同じ世界に居ながら孤独を保つこと〉は、アーサーのモットーである。彼は工場の他の仲間が飲むお茶は飲まない。列に並ぶことも嫌いだし、どこかに所属することを忌み嫌う。政治に関しても特に応援する党がないし、何かに従属することもない。アーサーは仲間でさえも欺き、孤独に人生を渡ろうとしてきた。

「誰も邪魔をしなかった。お前はハンターであり・・・」と続く2行目後半から、この段落の最後までは、運河で釣りをする外の情景・動作描写から突然アーサーの内面の世界へと移行する箇所である。移行する前の‘leave’, ‘each’, ‘even’, ‘greetings’と続く [i:]音の長母音の羅列は、深く深く自己の中に埋没していく意識の調べである。

『土曜の夜と日曜の朝』には、百箇所以上もこのような外界↔内面の移行がある。それらはここにあるように、同じ段落の中で外界の描写と切断される

ことなく続く。シリトーの作品にはあまりにもこうした内面世界の描写が頻繁に突如として現れる。こうした<話者の位置の転換>については、アーサーの内面に読者が——彼に味方しようとしまいと関係無く——スムーズに一体感を持って読むことができるようになっている、という意見がある⁽⁶⁾。何のきっかけも、盛り上がりも、結論も無く、ただ思うがままに時間と空間をさまよいつつながら発せられる<独白>とも言うべきこれらの内面描写は、<意識の流れ⁽⁷⁾>という観点からも考察されている。アーサーはさまざまな思いをめぐらせながら、静けさに包まれる。

第3段落

He drank tea from the flask and ate a cheese sandwich, then sat back to watch the red and white float - up to its waist in water under the alder trees - and keep an eye always close to it for the sudden indication of a fortunate catch. For himself, his own catch had been made, and he would have to wrestle with it for the rest of his life. Whenever you caught a fish, the fish caught you, in a way of speaking, and it was the same with anything else you caught, like the measles or a woman. Everyone in the world was caught, somehow, one way or another, and those that weren't always on the way to it. As soon as you were born you were captured by fresh air that you screamed against the minute you came out. Then you were roped in by a factory, had a machine slung around your neck, and then you were hooked up by the arse with a wife. Mostly you were like a fish: you swam about with freedom, thinking how good it was to be left alone, doing anything you wanted to do and caring about no one, when suddenly: SPLUTCH! - the big hook clapped itself into your mouth and you were caught. Without knowing what you were doing you had chewed off more than you could bite and had to stick with the same piece of bait for the rest of your life. It meant death for a fish, but for a man it might

not be so bad. Maybe it was only the beginning of something better in life, better than you could ever have thought possible before clamping your avid jaws down over the vital bait. Arthur knew he had not yet bitten, that he had really only licked the bait and found it tasty, that he could still disengage his mouth from the nibbled morsel. But he did not want to do so. If you went through life refusing all the bait dangled before you, that would be no life at all. No changes would be made and you would have nothing to fight against. Life would be as dull as ditchwater. You could kill yourself by too much cunning. Even though bait meant trouble, you could not ignore it for ever. He laughed to think that he was full of bait already, half-digested slop that had certainly given him a share of trouble, one way or another.

彼は魔法瓶から茶を飲み、チーズサンドイッチを食べた。それからかわらはんの木蔭に腰まで浸かっている赤と白の浮きを見つめた。そして幸運にも何かひっかかったときの動きを見逃さないために、じっとそれに目を据えた。彼自身について言えば、もうひっかかっていた。そして残りの人生をそれと格闘しなければならなくなるであろう。魚を捕まえたということは、いつでもある意味で魚に捕まえられたことを意味した。何にしても捕まえたら同じことが言えた。世の中の奴は全て、何らかの形でどうにせよ捕まえられているのだった。今捕まえられていなくとも、いずれはそうなる運命なのだった。生まれるとすぐに真新しい空気に捉えられ、出てきた途端に泣き叫んだ。それから工場に縛り付けられ、機械が首に吊り下げられた。そして女房が尻をとっつかまえた。まったく魚とおんなじだった。一人でいることがなんて素晴らしいことかと思ひながら、したいことをし、誰のことも気にかけず、自由に泳ぎまわっていた。が突然、ぱしゃっ。大きな鉤針が音をたてて口に食い込み、捕まえられたのだ。何をしているのかもわからず、食らいつけないほどのものに食らいつき、残りの人生同じ餌をくわえていなければならなかったのだ。魚にとってはそれは死を意味するが、人間にとってはそう悪くも

ない。おそらく人生における、より良い何かの始まりにすぎない。生きの良い餌に貪欲な顎が締めつけられるその前には考えもしなかった良いものだ。アーサーは自分がまだかみついていないし、本当にちょっとなめておいしいなと思ってはいるけれど、かじった先をいつでも口から離すことができることを知っていた。しかし、彼は離したいとは思わなかった。もしも目の前にぶら下がった餌を一生拒否し続けたら、生きている意味がない。何の変化も無いし、何も戦うものが無くなってしまふ。人生が溝の溜り水みたいに退屈なものになってしまう。ぬけめなくたまわろうとしすぎれば、自殺ものでもあるが。餌がやかかいごとに巻き込む発端になろうとも、永遠に無視しているわけにはいかない。彼は自分がすでにたっぷりと餌をちょうだいしたと思った。食いかけの水っぽいやつ。そいつのおかげであれやこれやでやかかいなめに確かにあった。

チーズサンドイッチと魔法瓶のお茶を飲む。これは願望の成就と主張の勝利を意味する。アーサーが食べたチーズサンドイッチとは、自分が手をだしている女性、ブレンダの夫であり仕事仲間のジャックが以前工場の昼休みに食べていたものである。アーサーはおいしそうにばくついているジャックのチーズサンドイッチ、恋しいブレンダの手製のサンドイッチを食べたくて、ジャックをうらやんでいた。そして魔法瓶からのお茶は、その時ジャックと言い合いになった種である。アーサーはどうしても工場で支給される皆と同じお茶を飲むことができなかつた。ジャックは「みんな喜んで飲んでいるんだ」と言い、アーサーは「そんなものを飲んでいたら胆嚢がやられてしまう」と言った⁽⁸⁾。

アーサーは、先に述べたように皆と同じであることを嫌い、自分だけの価値観で世間を渡ろうとしていた。今、アーサーは食べたかったチーズサンドイッチをばくつき、魔法瓶からのお茶を飲む。このことは、自分の意見を曲げずに、なおかつ欲しいものは手に入れていることを象徴している。‘from the flask’と‘cheese sandwich’の中に見られる子音の繰り返しの平置は、二つのもの——自己主張と願望——を結び付けている。

白と赤の浮きは古くて倒れかかったかわらはんの木の下でずっと幸運を待つ。

魚がひっかかるのを待ちながら、アーサーは再び自分を魚に投影させる。自分はもうひっかけられており、一生それと戦わなければならない。ここからまたアーサーの〈独白〉が始まる。魚を捕まえることは、魚が自分を捕まえることでもある。アーサーは自分から魚へと視点を移してみる。人は捕まえるとそれを自分の領域へとひっぱろうとする。捕まえられた方とはいうと、激しく抵抗して、やはり捕まえた人間を自分の領域へとひっぱろうとする。水の中でしか生きられない魚と、空気が無ければ生きていけない人間のひっぱりあいが始まる。生きる世界が違うものが互いに戦い合うことは、アーサーの現実を物語る。引けば引かれるという関係はここではアーサー対魚・女性・はしかとなっているが、次第により大きな、そして現実的なものが相手になり、アーサー対工場・機械・女房という図式に変わる。誰でもひっかけられているのだ。アーサーと同じものではなくとも、何か別のものにも、生まれ出たその瞬間から。

‘Mostly’で始まる箇所では再び人生が魚の生き方に重ねられている。‘when suddenly’まで、句点を付けられず、息をつく暇もなく、まるで魚が自由にすいすいと動きまわるかのごとく続けられる。突然、その流れるようなリズムに断絶が起こる。‘SPLUTCH!’息もつかずに泳ぎ続ける人生の切断がこの音とともに終る。そして、自分以外の何かに人生を操られる何かが始まる。‘the big hook clapped itselfと続く短母音の羅列は、自分の意志ではなく、機械にでも動かされているかのようなのである。自己の社会への関わりが、外界の音を突然侵入させることによって始まる。

この手法は、翌年発表された短編「長距離走者の孤独」(“The Loneliness of the Long Distance Runner”)においても使われている。

I choke my phelgm and keep on running anyway and curse the Borstal-buliders and their athletics - flappity-flap, slop-slop, crunch-slap crunch-slap - who've maybe got their own back on me from the bright beginning by sliding magic-lantern slides into my head that never stood a chance before. Only if I take whatever comes like this in my runner's stride can I keep on keeping on like my old self and beat them back; ⁽⁹⁾

おれはたんにむせながらも、とにかく走り続けた。感化院を建てたやつらや、やつらが計画した運動競技を呪った。ばたばた、びしゃびしゃ、ぐしゃべた、ぐしゃべた。やつらはのっけから勝利なんかおよそ見込めなかったおれの頭にスライドを差し込むことによって、おれに背を向けてきたのだ。こんなふうには浮かんでくることを走ることに取り入れることにすれば、おれはおれ自身でいられるし、やつらを打ち負かすことだってできるのだ。

「長距離走者の孤独」では4箇所、こうした外の音が主人公の動作や思考の描写の間に挿入されている。走り続けるあいだに自己に向かう意識を徹底的に押し進め、それが情熱の音となって外界から飛び込んでくる。こうした音は、上にあるように、またここでの‘SPLUTCH!’のように主人公の内側と外側の世界を結び付けるように働く。

食らいつけないほどのものに食らいつき、残りの人生をそれにしがみついでいくところまでは、魚も人間も同じだが、その時点で魚は死を迎え、人間には何か良いものが訪れる。自分は魚と同じではないと主張して、アーサーは自己と一体化していた魚にさよならを告げ魚から遊離する。

長い独白が終って、次の独白の間にアーサーは現実にはちかえる。自分の場合、餌をちょっとなめて味わっただけだ。まだ餌から離れることもできるが、そうしたくない。そしてまた主張し始める。

もし、餌を拒み続けるのなら、退屈な人生だ。餌を拒み続けて退屈な人生を送っているのは、前掲のジャックを指している。アーサーは第3章でクラブでジャックに会う。彼と魚釣りのことについて話し始めるが、ジャックはそれに食らいついてこない。

But Jack unlike the fish, like the dart players, did not bite either.⁽¹⁰⁾

しかしジャックは魚とはちがって、ダーツをする連中と同様、話には食らいついてこなかった。

ここではジャックと魚が比較されている。彼は魚のように食欲に食いついてくる存在ではなく、にぶい亭主の代表、アーサーにとってはつまらない人生を歩んでいるわけのわからない相手である⁽¹¹⁾。ジャックの妻ブレンダが妊娠した時、アーサーは「おれは悪くない」と主張した。ブレンダはジャックとは2か月以上も性交渉がないのだから、これはアーサーの子供だと主張する。

ジャックの性的不能に関しては、アーサーとは違う方向——権威に迎合していく——に向かっているジャックに、作者シリトーが罰を与えたのだとも言われている⁽¹²⁾。アーサーにとって「臆病者」、「叫んだり、悪態をついたり、魚のように飲むこともしない」ジャックは、<やつら⁽¹³⁾>の仲間入りにあこがれる、死んでも同然のやつである。誰のためにも戦わない、また誰も自分に命令することを許さない作者が、「不能にすることによってジャックに罰を与えたのだ」。食いつかず戦わないジャックは、アーサーとは住む世界の違う人間である。

アーサーはここで再び自分を見つめ、人生を振り返る。「抜け目なくたちまわる（'cunning'）」ことは、アーサーにとって生きていくための原則、武器となるものである。

Every man was his own enemy, and only on these conditions of fighting could you come to terms with yourself, and the only tolerable rule that would serve as a weapon was cunning, ...⁽¹⁴⁾

誰もが自分は自分の敵である。こんな戦況では武器として役に立ち、耐えられうる唯一の原則は抜け目なくたちまわることであると思うしかない……

アーサーは'cunning'という武器を使って世間を渡ろうとしてきた。しかし、武器を持つことで敵を多くすることもある。彼は自分の人生において、その武器を使うことで死ぬような目に合ったことを思い起こす。他人の食いかけの女に手を出してひどいめにあった。それでも、目の前にぶら下がった餌をこれからも無視することはないと言う。

第4・5段落

この後アーサーは、現在の彼女ドリーンと3カ月後に結婚することを決めた夜のことを思い起こす。ドリーンの母親と一緒に住むことになるが、問題があったらどこか他に引っ越すことにすれば良い。戦争が始まらず、不景気になって失業しなければ、飢饉や疫病がイングランドを襲わず、地震が起こったり、原爆が降ってこなければ大丈夫だと言う。

But you couldn't concern yourself too much with these things if you had plans and wanted to get something out of life that you had never had before. And that was a fact, he thought, chewing a piece of grass.

しかし、何か計画があつて、いまだかつて味わったこともない何かを人生から得ようとすれば、こんなことにもかまってはられない。

He fixed the rod firmly against the bank and stood to stretch himself. He yawned widely, felt his legs weaken, then strengthen, then relax, his tall figure marked against a background of curving canal and hedges and trees bordering it. He rubbed his hand over the rough features of his face, upwards over thick lips, grey eyes, low forehead, short fair hair, then looked up at the mixture of grey cloud and blue patches of sky overhead. For some reason he smiled at what he saw, and turned to walk some yards along the towpath. Forgetting the stilled float in the water he stopped to urinate against the bushes. While fastening his trousers, he saw the float in violent agitation, as if it were suddenly alive and wanted to leap out of the water.

彼はロッドを土手に据え付け、立って伸びをした。深くあくびをすると足がふらつき、ふんばってみると楽になった。彼の姿はその背の高さのせいで、

湾曲する運河や生け垣や木々を背に目だっていた。手を顔のごつごつした表面に当ててみた。そしてその手を上に移動させた。厚い唇から、灰色の目、短く刈り込んだ金髪へ。そして頭上の灰色の雲と青い部分がまだらになった空を見上げた。なんとなく、彼は見ているものに微笑みかけ、小道を数ヤード歩いた。水面で静止している浮きのことを忘れ、やぶの中に小便をするために立ち止まった。ズボンのボタンをはめながら、彼は浮きが激しく震えているのに気がついた。それはまるで突然生き返って、水の中から飛び出そうとしてでもいるかのようだった。

立って、顔の表面を撫でてみる。下から上へ移動させる。唇から髪へと確かめるかのように。そして頭上に広がるまだらの空を見上げて微笑む。ごつごつした道を歩んだその先には希望があると信じているかのようである。下から上への動きは第1段落と、そして突き進もうという意志とはるか青い空の手招きは食いついたら食いつかれるという第3段落のイメージとそれぞれ重なって見える。

彼は小道を歩き、浮きに背を向けた。浮きにじっと目を向けていなければ、つまり物事にじっと取り組まなければ、向こうからやってくる幸運にも気がつかないぞ、と警告を与えるように魚が突然ひっかかる。

第6段落

He ran back to the rod and began winding in the reel with steady movements. His hands worked smoothly and the line came in so quickly that it did not seem to be moving except on the reel itself where the nylon thread grew in thickness and breadth, where he evened it out with his thumb so that it would not clog at a vital moment. The fish came out of the water, flashing and struggling on the end of the line, and he grasped it firmly in his hand to take the hook from its mouth. He looked into its glass-grey eye, at the brown pupil whose fear expressed all the life that it

had yet lived, and all its fear of the death that now threatened it. In its eye he saw the green gloom of willow-sleeved canals in cool decay, an eye filled with panic and concern for the remaining veins of life that circled like a silent whirlpool around it. Where do fishes go when they die? he wondered. The glow of long-remembered lives was mirrored in its eyes, and the memory of cunning curves executed in the moving shadows from reed to reed as it scattered the smaller fry and was itself chased by bigger fish was also pictured there. Arthur felt mobile waves of hope running the length of its squamous body from head to tail. He removed the hook, and threw it back into the water. He watched it flash away and disappear.

彼はロッドの方に走って行き、ゆっくりとリールを巻き始めた。手は滞ることなく動き、リールにはナイロンの糸が厚く広がっていくけれども、釣り糸がその速度のために殆ど動いているようには見えなかった。彼は激しく動いたときに動作をさまたげることが無いよう、リールを親指で調節していた。魚は水から飛び出てきた。釣り糸の先できらめき、もがきながら。口から鉤を外すために手でしっかりと魚を押えた。アーサーはそのガラスのような灰色の目を覗き込んだ。その茶色の瞳孔には、今まで生きてきた全ての人生を物語る恐怖と、今自分を脅かす死の恐怖が見えた。彼は冷たく朽ち果ててゆく柳に淵どられた運河の緑陰を魚の目の中に見た。混乱と、体の周りで行くと静かに渦巻く生の血路への意識で満ちていた。魚は死んだらどこに行くのだろうと彼は思った。長く記憶された生の輝きが両目に映し出され、さらに小さな雑魚たちを散らし、大きな魚に追われながら葦から葦へと動くにまかせて作る影によって仕上げられた抜目のない曲線の記憶もまたそこに描かれていた。アーサーは頭から尻尾の先まで走る希望のうねる波を鱗で覆われたその体を感じた。彼は鉤を外してやり、水の中に投げ入れた。魚がひらめき、消えてゆくのを見守った。

アーサーは魚を捕まえた。魚は釣り糸の先できらめき、もがく。手でしっかり押えて鉤を外そうとした。魚はアーサーと同じ灰色の目を持っていることから、魚とアーサーは再び一体化したことがわかる。目には過去の生と現在の死の恐怖の二つが現れている。

‘In its eye’から、‘around it’までの長い1文では[ai], [ɔ:], [i:], [u:], [ou], [i:], [u:], [ei], [ai], [ɔ:], [ei], [ei], [ai], [ɔ:], [ai], [ai], [ɔ:], [u:], [au]という長母音と二重母音のゆったりとしたリズムが、魚と一体化していく様を表していくようである。また魚の目に映し出されているもの、力なく垂れ下がった柳の枝、そして冷たく朽ち果てる運河の様は、‘green gloom’という重たい‘g’音の響きと共に、暗くて、もの悲しいイメージを盛りたてる。同時に、運河は消えゆくものの象徴でもある。イングランドにおいて、19世紀後半から盛んに造られた運河は、20世紀に入って鉄道に取って代られ、アーサーが生きていた時代には開拓の名のもとにどんどん埋め立てられていった。運河は前文のこれから迎える死のイメージを強固にする。暗く悲しいイメージは一層強調され、哀愁さえも感じさせる情景が魚の目に移る。

‘remaining veins of life’に関しては、‘veins’を文字通り「血管」とするならば、‘it’（魚の目）の回りを静かに渦巻きながら回る、「目以外の魚の体の部分に走る血管の全て」であると考えられる。生と死の狭間であって魚は、目には死への覚悟が現れてきてはいるものの、つまり、目は死を理解しようとしているが、見る目を持たない体の他の部分が迫り来る死を理解できずにくるくるともがいているということが出来る。このように解釈すると、12行目の‘Arthur felt mobile waves...’（アーサーは頭から尻尾の先まで走る希望のうねるような波を鱗で覆われたその体感じた）と響き合う。生にあふれた希望の波でのたうつ魚の体のイメージである。

ここでまたアーサーは一旦魚を自己から突き放し、「魚は死んだらどこに行くのだろうか」と問いかけるが、また魚に自分を投影させて独白を続ける。

One more chance, he said to himself, but if you or any of your pals come back to the bait, it's curtains for'em. With float bobbing before him once more he sat down to wait. This time it was war, and he wanted fish to take home, either to cook in the pan or feed to the cat. It's trouble for you and trouble for me, and all over a piece of bait. The fattest worm of the lot is fastened to the hook, so don't grumble when you feel that point sticking to your chops.

もう一回だけチャンスをやろう、と彼は心の中で言った。だがおまえだって、おまえの仲間だって、今度餌に食いついてきたら最後、一卷の終わりというものだ。浮きが彼の目の前で再びくっと動き、彼は座って待つことにした。今度は戦いだった。彼は魚を家に持って帰りたかった。料理しても、猫にやってもいい。おまえにとってもおれにとってもやっかいなことだ。たった一切れの餌のことで。一山の餌の中から一番太っているやつを鉤に括りつけたのだから、あごに突き刺さったとしても文句を言うなよ。

And trouble for me it'll be, fighting every day until I die. Why do they make soldiers out of us when we're fighting up to the hilt as it is? Fighting with mothers and wives, landlords and gaffers, coppers, army, goverment. If it's not one thing it's another, apart from the work we have to do and the way we spend our wages. There's bound to be trouble in store for me every day of my life, because trouble it's always been and always will be. Born drunk and married blind, misbegotten into a strange and crazy world, dragged-up through the dole and into the war with a gas-mask on your clock, and the sirens rattling into you every night while you rot with scabies in an air-raid shelter. Slung into khaki at eighteen, and when they let you out, you sweat again in a factory, grabbing for an

extra pint, doing women at the week-end and getting to know whose husbands are on the nightshift, working with rotten guts and aching spine, and nothing for it but money to drag you back there every Monday morning.

おれにとってやっかいなことになることは間違いない。死ぬまで戦い続けるおれには。なんだってやつらはおれたちを兵士に引っぱり出したりするのだろうか。ただでさえ体の芯まで戦っているっていうのに。母親や女房と戦い、家主や職長、おまわり、軍隊、政府と戦っている。しなければならぬ仕事の種類とか、給料の使い道に関係なく、こっちでなかったらあっちでというふうには戦っている。おれの人生は毎日やっかいなことが待ちかまえており、これまでもこれからもおれを離さない。生まれながらに酒飲みで、よくわかっていないうちに結婚し、あやまってこの見なれない狂気に満ちた世界に生まれ、失業中も手荒に育てられ、やがて戦争に突入すると顔をガスマスクで覆われた。防空壕で疥癬だらけになって体を腐らせているっていうのに、毎晩サイレンがごろごろ鳴り響いて襲ってきた。18才で軍服を肩にひっかけ、やつらが解放してくれた途端、再び工場で汗水垂らし、一杯でも余分なビールにかぶりつき、週末には女をたぶらかし、どこの亭主が夜勤なのかを調べあげ、胃腸を腐らせ背骨をうずかせながら働き、何のためでもないただ金のために毎週月曜日の朝には仕事に引き戻されるのだ。

この2段落はアーサーの心情の吐露に終始している。まず、ここに響く音に着目すれば、感情の高まりが聞こえてくる。ここでは、[p]音が8回、[g]音が12回、[d]音が13回、[b]音に至っては25回繰り返される。破裂音のうち、両唇音の[p][b]、歯茎音の有声音の[d]と軟口蓋音の有声音の[g]は、語頭、語の中間、語の末尾、またはアクセントの有無によってその強度は変化するが、文字どおり破れ裂けて急に発せられ、響きが強い。これらの音は、シリトーが好んで使用する音である。例えば、前掲の「長距離走者の孤独」の第3章は次のように始まる。

The pop-eyed potbellied governor said to a pop-eyed potbellied Member of Parliament who sat next to his pop-eyed potbellied whore of wife that I was his only hope for getting the Borstal Blue Ribbon Prize Cup For Long Distance Cross Country Running (All England), ...⁽¹⁵⁾

出目で出腹の院長が、出目で出腹の淫売女房の隣に座った出目で出腹の国会議員に、このおれが（全英）長距離クロスカントリーのブルーリボン賞杯を取ってくれる唯一の期待の星だと言ったが・・・

上の[p], [b], [d], [g]音は、主人公にとって敵である院長や国会議員などのいまいしさを強調するために特に使われている。

感情の高まりを示すためというこれらの音の繰り返しは、16章の使われ方と同じである。16章の始めからそれらの破裂音は、平均して1行に4、5回は登場している。加えてこの2段落では、‘trouble’いう語が5回、‘fighting’いう語が3回登場する。シリトーは音だけではなく、語も積極的に繰り返して使用する。「長距離走者の孤独」においても、‘potbellied’は8回、‘dead’は12回、‘runner’, ‘run’, ‘running’は併せて75回、‘honesty’は33回も使われている。このように、音の繰り返しと語の繰り返しによって、一層強いリズムが打ちだされ、まるで言い聞かせるかのように主張が繰り返されていく。

「今度は戦いだった」という言葉から、アーサーは魚から自己を遊離させ、今度は魚の反対側に回り戦いを挑む。第3段落にあったような、噛み切れないほどの餌（＝一生しがみついているなければならないほどの餌＝魚にとっては噛みついたら死を意味する餌）をぶらさげて魚を待つ。

続いて完全に魚と対峙し、「おまえにとってもおれにとってもやっかいなことだ」という魚への問いかけを発して、今度は自己へ語りかける。ここから、時制が突然現在に変わる。アーサーの感情の高まりが臨場感を持って迫りくるように、そしてまた、ずっと読者の〈現在〉へと響くように、語りの転換が行われる。アーサーはすでに生まれながらにして戦いに巻き込まれている。相手は自分の周辺である母親から妻、そして家主、職長、さらに政府へと外側に向

けられていく。

‘Born drunk’からは、輪廻を思わせるような時間と主体の無い表現が延々と続く。最初の二つの行為が父親のもので、それ以降が息子の行為と考えることが時間的順序としては妥当であるにもかかわらず、この文には主語が無い。それは意図的なものと思われる。父親とも息子とも言えない不特定性が、父親でも息子でも同じ行為をするということを意味している。息子は父親と同じ人生を歩み、その父親は彼の父親と同じ人生を歩むといった連綿とした宿命のようなものを感じさせる。

第9・10段落

Well, it's a good life and good world, all said and done, if you don't weaken, and if you know that the big wide world hasn't heard from you yet, no, not by a long way, though it won't be long now.

そうは言っても結局のところは良い人生だし、良い世の中だ。へこたれさえしなければ。そしてもし、大きな広い世界がおれから便りをまだもらっていないことにおれがちゃんと気づいていさえすれば。そうさ、すぐには言わないまでも、そう長くはかからない。

The float bobbed more violently than before and, with a grin on his face, he began to wind the reel.

浮きがさっきより激しく揺れ、彼はにやりと笑ってリールを巻き始めた。

II

スタンリー・アサートンは、『アラン・シリトー論』(Alan Sillitoe: a

Critical Assessment, 1979) の中で、『土曜の夜と日曜の朝』の結末に関しては当初アーサーは反抗することを止め、社会のあらゆる規範を受け入れたという見解がはびこっていたことに驚いている⁽¹⁶⁾。彼が驚くのも無理はない。アーサーは決して戦うことを止めたりはしない。

『土曜の夜と日曜の朝』は作者によれば、無数のすでのできあがった短編を組み合わせて完成されたものである。組み合わせられた短編は少なくとも19以上あり、ノッティンガムのある若者を主人公に書かれた互いに直接関係のない物語であった。したがって、『土曜の夜と日曜の朝』の根幹となるストーリーとは無関係の挿話がこの作品には押し込まれている。

(私は)「週末に一度」で小説を始め、「悪党」は肉付けされて第5章になり、それに「求人」でしわ作りをした。第8章は「犯罪者たち」で締めくくられ、「二人の大きな兵士」は第11章、「ブラックカラント」は第14章のヒントになった。そして「魚」という詩が仕舞いのほうに泳ぎ入れられた⁽¹⁷⁾。

しかし、これら当初は別々のものであった短編は、第16章(「魚」という詩)と無関係には存在しない。そして第16章以外もまた、「魚」という詩と無関係ではない。第1章から第15章まで<魚>は主要なイメージとして働いており、また16章にある言葉は、すでに前の章でも使われている。結末に至るプロセスは前章に示されているのではなく、いわば、最終章が前章の再確認を行っている。第16章をもとに、第1章から第15章のもともとあった短編はかなり改変されたのではないかと考えられるほどである。第16章の結末のために他の章があるとか、第16章のために他の章が書き換えられたことについての作者自身の言葉はないが、第16章が他の章と密接な関係を持っていることは確かである。ここでは、第1～15章に現れる<魚>のイメージ/モチーフと第16章で使われている表現に焦点を当てて<第16章の意味>に迫り、アーサーの世界観から導かれる彼の永遠なる戦いについてを論証していく。

アーサーの人生は魚に例えられる。I部で見てきたように、主人公アーサー

は、魚を直視し、魚と一体化し、魚と遊離し、また魚と一体化するといったことを繰り返す。魚と自分の共通点と相違点を示すことによって己がなんであるかが具体的にイメージできる。第16章において魚の人生は次のようなものである。「したいことをし、誰のことも気にかけない。一人であることの自由を楽しみながら自由に泳ぎまわる（第3段落）。」アーサーは、冒頭で酒を魚のように飲む。ブレンダはアーサーのことを次のように説明する。

He's on'y twenty-one and 'e can take it in like a fish. I don't know where 'e puts it all.⁽¹⁸⁾

彼はまだ21才なのに、魚のように（酒を）飲み込むのよ。彼の体のどこに入っているのかわからないくらい。

ブレンダがアーサーを魚のようだと言い、アーサーはまるで魚のようにあてもなく、理由もなく、決断することもなく、自分が何をしているのか、何が起きているのかもわからない。第16章でアーサーは人の人生を魚の人生に置き換えているが、そのことは突然運河で思い付かれたのではなく、実際はここにあるように、冒頭において伏線がすでに敷かれていた。

アーサーは、この後飲み過ぎで階段を転げ落ちる。

He wanted to stay exactly the same position for the rest of his life.⁽¹⁹⁾

アーサーは残りの人生をずっとこのまま、階段の下ではいつくばったままの姿勢で生きていきたいと言う。つまり、魚のまま誰のことも気にかけず、自由に生きたいと願っている。

アーサーは文字どおり、誰のことも気にかけない。そしてスローガンのように次の言葉を繰り返す。

'Couldn't care less, couldn't care less, couldn't care less'⁽²⁰⁾

Me, I couldn't care less if the world did blow up tomorrow.⁽²¹⁾

I never worry.⁽²²⁾

Feverish and weary, he (Arthur)couldn't have cared less.⁽²³⁾

「気にするもんか」という言葉は、自由に泳ぎまわっている時代にトラブルの渦中に巻き込まれる寸前の悪あがきのように、そして自分に言い聞かせるかのように繰り返される。

階段の下からようやく立ち直って、アーサーは酒場に戻り13杯めの酒を注文する。そのとき彼は13杯めの不吉さを感じるが、来るなら来てみろという態度を取る。果たしてこの後トラブルに巻き込まれていく。

さてアーサーが繰り返す言葉はこれだけではない。第16章の第2段落にある軍隊で隊長が言った言葉は、第2章にあった言葉のくり返しである。⁽²⁴⁾

また、第16章第2段落にある魚釣りの静けさは、アーサーによって何度も殆ど全般に渡って強調されている。⁽²⁵⁾ 魚釣りをする週末は、平日とは対照的に静けさに包まれている。アーサーはその平和な感覚を楽しむ。

さらに、第16章のほとんど最後にある、'Well, it's a good life and good world, all said and done, if you don't weaken....'は、他にほぼ同じ形で5回登場している。⁽²⁶⁾

くどいほどの言葉のくり返しは、第1に通常の使われ方にあるように、主張の強調である。伝えたいことを重ねて言うことによって、確実に読み手から理解を得るのである。第2に、イメージの強調である。アーサーやその周りの状況がどのようなものであるのかを伝えるために、反復して伝える。それによって、アーサーとアーサーを取り巻く世界のイメージを強固なものにしていくのである。第3に詩のイメージである。前に言った言葉を繰り返すことによりリズムが生まれ、波が生じる。

さて強調したかったこと、強固にしたかったこと、リズムに載せてみたかったこととは何なのか。繰り返される言葉の内容から、人のことを気にかけず、孤独に物思いにふけることを好む人間像と言えよう。

さらにくり返しは<円>をも連想させる。1度めぐってきた言葉に2度ならず3度、4度と出会う。これは終わりのない円の円周をぐるぐると回りつづける感覚を生起させる。

実際、この作品には数々の<円>が渦巻いている。例えば第1～15章に登場する<円>については次のようなものがある。

A：アーサーの仕事：「旋盤」工。タレットを一日中「回し」続ける。単調な仕事を平日のあいだ繰り返す。

B：騒音：頭の中を工場の騒音がかけめぐり、脳が「ぐるぐるまわり」、頭痛がするほどになる。(p.33)

C：水紋：週末には騒音をのがれて釣りに行く。投げた浮きの回りに「同心円の波紋」が広がる。(p.149)

D：回転木馬

E：蒸気機関車の乗り物

F：ヘルタースケルター：二人の人妻との饗宴。これを最後に二人との関係が終わる。その直前に狂ったように回りつづけるグース・フェアの乗り物>にアーサーと二人の人妻は乗り続ける。3人は、こちらのぐるぐるからあちらのぐるぐるへと移動していく。終いにヘルター・スケルターに行き着き、「螺旋状になった滑り台」の上から下に高速でぐるぐる>と降りていくと、そこに狂宴の終わりを告げるように、二人の人妻の夫たちが待ち構えていた。(pp.185-192)

G：渦巻：ついに二人の兵士に待ち伏せされ、復讐される。自宅のベッドで虚脱状態に陥ったときにアーサーは頭のなかで再び「渦巻く」のを感じる。しかし、戦う意志はもはや失せていた。(p. 210) 平日の工場の機械の回転とその音の渦にもまれ、週末には水面に広がる波紋を見つめる。自由に狡猾に立ち回り、調子に乗って人妻を二人とも連れてグース・フェアに出かけるが、ついに円は渦となって速度を増し、螺旋状になる。アーサーはその極点に達

した円のど真ん中に高速で飛び込んでいく。うねりにもまれたアーサーは、やがて円が徐々に破壊されていくような気分になっていく。

H：難破：痛む体を横たえてアーサーは、一度も航路を外れたことのない船が突然大洋の真ん中でもみくちやにされたような気がした。荒れ狂う波にもまれ、なすがままの状態に陥る。そして「安定の欠如」を感じた。(p. 213) 円はここではもはや曲線を描く波に変わり、アーサーはその波に飲み込まれてしまっている。強靱に戦う意志は失せ、まるで他人の意志によって動かされているような姿が浮かび上がる。一瞬「反抗を止め、社会のあらゆる規範を受け入れる」ような印象を与えるが、実際はその逆である。

シリトーは、*Sun Before the Departure* という詩集の中で、“Fishes”⁽²⁷⁾ という詩を発表している。その中で「魚は絶対に自らの習性を変えようとしなない」し「絶えず動き続けているが、決して自らの習性を変えないのだ」と言う。魚はここでは、変化することのない存在として作者から切り離されている。アーサーもまた魚とは違う。円の中で躍らされ、同じことばかりを繰り返す人生を歩むつもりはない。平衡を失ったアーサーは、快復してくると再び安定を取り戻しもとの状態に戻る。そのことは、第16章における〈円〉の回復によって暗示されている。以下は第16章の〈円〉である。

- a：リール：魚が釣れると「巻き」始める。魚との戦いの勝利を表す。(第1, 6, 7, 10段落)
- b：水紋：「同心円」を描いて内側から外側へと広がる。自己を開放させ、より大きなものへ挑戦していくかのようなようである。
- c：魚の目：アーサーと同じグレイの目に茶色の瞳孔。〈二重になった円〉。その中に世界を映す。(第6段落)
- d：魚の目の回りの「血路」。〈渦を巻いて生にあこがれる〉。(第6段落)
- e：魚の動き：鉤に捕らえられた魚は一度離されるが、再び戻ってきて餌に食らいついてしまう。魚は生活習慣を変えない。人間とは違う。(第7段落)
- f：アーサーを取り巻く世界：自分を中心に母親-妻-家主-職長-警官-軍隊-政府へと敵が広がっていく。(第7段落)

これら無数にある〈円〉、とぎれもない角もない〈円〉は次のことを示唆し

ている。第1に、一旦こわれていった円の修復によって、アーサーは変化していないことを示す。第2に、同心円を描いて広がる水紋や、魚をひきあげる最中にリールに巻かれた糸がどんどん太くなっていくことから、アーサーの〈円〉がどんどん広がっていくことを暗示している。したがって、アーサーは、反逆者として延々と生き続け、そして戦う相手は徐々に広がっていき、その戦いには終わりが無い、ということが推測される。アーサーは最後にゆっくりとリールを巻き始める。円に飲み込まれるのではなく、積極的に円を大きくしようとする。もがいて反抗していた相手（魚）をこちらの世界に引き込んで彼はにやりと笑う。それはまるでアーサーのこれからの戦いの結末が明るいものであるかのようなのである。

III

第16章がもともと詩であったという事実から、ストーリーとは切り離してこの章を一つのまとまりをもった作品として見るのが可能である。果たして作者がたくした詩のメッセージ/主題とはなんであったのか。I部で見てきたように、音の強弱や種類によるリズムと凝縮されたイメージリー、情景と心情の微妙な相互作用が作り出す世界がここには存在する。そして第II部でみてきたように、作品全体と結び付くくり返しと数々の視覚的描写、意識の流れなどが徐々に広がりを見せる〈円〉の世界を露呈する。

ここではさらに「魚」という詩に存在するアーサーとも作品の世界とも関係のない、作者の情緒の吐露といったものを、第16章だけに焦点をあて、作者シリトーが「魚」という詩で語りたかったものを推察していく。

I部ですで見えてきたように、第1段落は情景描写と人物描写が繰り返される。アーサーは世界の動きに溶けこまされている。第1段落の‘young’と‘old’, ‘earth’と‘heaven’, ‘sang’と‘soudless’という対照的な意味を持つ言葉の羅列は、作者の世界観と結び付く。シリトーは、「工場に行く最初の朝」(“On First Morning Going to the Factory”)という詩⁽²⁸⁾の中で、最初に工場に言った日(社会に初めて出た日)に‘hell’と‘heaven’が同時に生まれたと言う。

彼にとって、‘hell’と‘heaven’という両極端をなすものは<こっちがあるからあっちがある>というのではなく、<こっちとあちは背中合わせに生まれる>ものである。社会の一員として生きて行くことは、それら同時に生まれた両面の世界の中に融合していくことである。シリトーの世界観がアーサーを取り巻く状況のなかに両極端のものを混ぜることによって反映されている。つまり、状況描写と人物描写のくり返しは、アーサーがそういった世界で生きていくことをほのめかしている。

第2段落において、アーサーは自分と同じように独りで釣りをしている人間に会う。おそらくもう一人の社会の一員である。アーサーは彼に声をかけず、彼のほうでもアーサーに声をかけない。それでも二人のあいだの平和は保たれている。<同じ世界にいながら孤独を保つこと>、これは、多くのシリトーの小説の主題となっている。例えば「長距離走者の孤独」の主人公コリンは、感化院で孤独に戦う。コリンは、「白い手をした人間、警察官、感化院の院長」などイギリスの労働者が‘them’（<やつら>）といて自分達とは相容れない存在の人間たちに戦いを挑むが、その戦いを‘us’（<おれたち>）仲間と共に戦うのではない。むしろ結末において、コリンは自分を応援する多くの‘us’でさえも欺いてしまう。

シリトーが主人公に孤独な戦いをさせるのには理由がある。シリトーはアーサーと同じように14才のときに工場で働き始め、アーサーと同じ歳に軍隊に入隊している。軍務が終わり、また工場で働こうとしていた時に、肺病を患い肉体労働のできない体になってしまった。その時のことを彼は後に次のように書いている。

僕は自分にとっても他人にとっても何の役にもたない不完全な人間になっていた。永久に病気であることによって工場に就職することもできない人間、仕事を変える必要があるときにはいつでも一生この恐ろしい事実が経歴に書きこまれ、女の子なら伝染を恐れて誰も知り合いになろうなんて思わない人間になっていた。⁽²⁹⁾

家族、そして彼の先祖がしてきたことを受け継ぐことのできなくなったシリトーは、一人作家の道を歩み始める。そして今までに書かれたことのない労働者による労働者階級の小説を書くことを決心した。それは他の家族から孤立し、他の作家からも孤立することを意味している。彼の人生の挑戦にはたった一人で戦う孤独感が潜在している。

さらに第3段落にはシリトーの「いったん宿命に因われると、それと気ままに戦えるような人間ではない⁽³⁰⁾」という運命観が現れている。何かに捕らえられたら格闘し続ける。何かが目の前にぶらさがっていたら、食らいついて離さない。流されたり、操られることを決して好まない。

以上3段落には対照的なものがびったりと背中合わせになって存在する因習的な世界で孤独に宿命と格闘しようとする作者の姿が見え隠れする。

そして第16章に表れる下に示す6つの曲線から、その戦いは紆余曲折を予期させる困難な戦いであると考えられる。

- 1：アーサーが釣りをしている場所・曲線を描く運河 (curving canal) (第5段落)：イングランドの中央部パーミンガムからちょっと北上したところから、Vの字の形になって、西側は北西へ、東側は北東に流れるトレント河には、石炭輸送用の個人所有の運河が放射線状に無数に延びている。それは上にあるように<曲線を描いて延びる>。
- 2：柳にふちどられた運河 (willow-sleeved canal) (第6段落)：曲線を描く運河に沿って<ゆらゆらと漂う>柳の木が何本も生えている。
- 3：葦から葦へと動くにまかせて作る影によって仕上げられた抜目のない曲線の記憶 (cunning curves of memories executed in the moving shadows from reed to reed) (第6段落)：‘cunning’は前述のように人生で生きていくための武器である。その武器のかたちに曲線の記憶が、魚が葦から葦へと動く時にできる揺れる葦の影で完成されている。過去において、抜目なく生きてきた人生は曲線を描いていたことを象徴している。
- 4：鱗で覆われたその体に頭から尻尾の先まで走る希望のうねる波 (mobile waves of hope running the length of its squamous body from head to tail) (第6段落)：捕らえられた魚は、頭から尻尾の先まで<希望の波でのたう

っている。もがき苦しみながら、なんとか殺されるのを避けようと必死に体をくねらせる。一心不乱に抵抗している様子が伝わってくる。

5：アーサーの視点の揺れ：魚に一体化し、また魚から遊離し、再び魚と一体化という思考の作業から、自己→魚→自己という〈遊離・密着という曲線〉が感じられる。

6：長母音と短母音のそれぞれの連続や、破裂音のくり返しによるリズムの波

この戦いの曲線はどちらに延びて行くのか。I部に書いたように、第16章に表れる新しい芽の吹く春、軽快な響き、〈明〉と〈上昇〉が指す好転のイメージ（第1段落）、願望にばくつき、主張の勝利を飲み込むこと（第3段落）、今まで味わったこともない何かを人生から得ようという決意の表明（第5段落）から、作者の積極的で希望に満ちた〈生〉への参加が読み取れる。また、トレント河から放射線状に運河が延びていることは前述の通りだが、アーサーが毎週静けさと平和を求めて釣りをする運河は、丁度北東に延びるトレント河を交差して〈上〉に延びる運河を指す。また、第1段落の太陽が地上の匂いを天に「立ち上らせる」ことや、第5段落の手を顔の上で「上昇」させていき、空を「見上げて微笑む」という動作、さらに、最終段落の「結局のところ、良い人生だし良い世界だ」という希望にあふれた明るさは、曲線を描いた人生の戦いの見通しが明るいことを暗示している。

したがって、第16章の元々の「魚」という詩には、結論として、〈円〉を描いて取り巻く世界の中で、人生の戦いをたった一人で戦いきることを決意が込められており、狡猾な曲線を描きながらも、その挑戦の道筋は上へ上へと延びている、ということが導かれる。

『土曜の夜と日曜の朝』と同時期に書かれた『ドアの鍵』（*Key to the Door*, 1961）は前者以上に私小説の色が濃い。主人公の少年ブライアンは、冒頭でたったひとり他の子供の仲間には加わず川で遊んでいる。彼は川の流れに心を奪われ、かなたから聞こえて来るエルドラドの響きにじっと耳を澄ます。『土曜の夜と日曜の朝』のアーサーと同じように、たった独りで目指すものに向かって主人公の姿がここにある。エルドラドに辿りつくためには様々な

困難に遭遇するかもしれないが、それでも戦うことを止めたりはしない。作家として生きていくのだ、と絶望から抜け出たこの時期のシリトーは希望に満ちあふれている。

シリトーはおよそ10年後、父親の葬式のために故郷に戻ってきた男性を主人公に「運河」(“Canals”, *Guzman, Go Home*, 1968)という作品を発表している。おもしろいことに、主人公は第16章の舞台となった運河に戻ってきて、相変わらず淀んでいる水を見つめながら「見るもの考えるものは、(それがどんなに小さかろうと)人生の新しい行動へと駆り立てるようなことはなくなった」と言う。⁽³¹⁾ それは過去と故郷に別れを告げると同時に、もはや希望に満ちた明るい将来は存在していないと告げているかのようである。

注：

- (1) Alan Sillitoe, “Long Piece.” *Mountains and Caverns*, (London: W. H. Allen, 1975) 22.
- (2) Alan Sillitoe, *Tree on Fire*, (1967; London: Grafton Books, 1986) 19.
- (3) Alan Sillitoe, *Life without Armour*, (London: Harper Collins Publishers, 1995) 222. 『土曜の夜と日曜の朝』の最後に「魚」(‘Fish’)という詩が泳ぎ入れられた、とある。残念ながら、元の詩は発表されていない。
- (4) ベナーによれば、アーサーは<持つ者>に対して<持たざる者>としての怒りをむき出して戦う者であるが、こと家族に対して、特に伯母の息子のウィリアムに対しては愛情をもって接していると指摘している。Allen Richard Penner, *Alan Sillitoe*, 79-80.
- (5) Alan Sillitoe, *Saturday Night and Sunday Morning*, (1958; London; Granada, 1985) 251.以下、第2段落以降はこれに続く箇所。
- (6) Peter Hitchcock, *Working-Class Fiction in Theory and Practice, a Reading of Alan Sillitoe*, 64-67.
- (7) stream of consciousness. 登場人物の心の中にあるもの全て——記憶、感覚による認知、感情、思考——を、しばしば成り行きまかせに、過ぎゆくままの経験の流れと関連性を持たせながら伝えようとする試みのこと。
- (8) Alan Sillitoe, *Saturday Night and Sunday Morning*, 37-38.

- (9) Alan Sillitoe, *The Loneliness of the Long Distance Runner*, 48.
- (10) Alan Sillitoe, *Saturday Night and Sunday Morning*, 65.
- (11) アーサーは、女房を寝とられても気がつかない、愛情をそそぐことをしない亭主たちのことを'slow husbands'と呼び、ジャックもその仲間だと言う。Alan Sillitoe, "The Loneliness of the Long Distance Runner," *The Loneliness of the Long Distance Runner*, 49-51.
- (12) Saul Maloff, "The Eccentricity of Alan Sillitoe," *Contemporary British Novelists*, 102-3.
- (13) 「イギリスの労働者は世の中を'Them and Us'に二分する、と言われる。労働者は we として自分たちを語り、他の連中を they として表現する。we とは労働者「おれたち」仲間の意であるが、they とは単なる「彼ら」ではなく、日本語では「やつら」と訳さなければならない。」内藤則邦『イギリスの労働者階級』, 38ページ。
- (14) Alan Sillitoe, *Saturday Night and Sunday Morning*, 236.
- (15) Alan Sillitoe, *The Loneliness of the Long Distance Runner*, 39.
- (16) Stanley Athurton, *Alan Sillitoe: a Critical Assessment*. (London: W. H. Allen, 1979) 114.
- (17) Alan Sillitoe, *Life without Armour*, 222.
- (18) Alan Sillitoe, *Saturday Night and Sunday Morning*, 11.
- (19) *Ibid.*, 22.
- (20) *Ibid.*, 19.
- (21) *Ibid.*, 45.
- (22) *Ibid.*, 88.
- (23) *Ibid.*, 107.
- (24) Like the corporal said about sitting on the lavatory: it was the only time you have to think, and to quote him further, you thought of some lovely and marvellous things. *Ibid.*, 44.
- (25) Alan Sillitoe, *Saturday Night and Sunday Morning*, 33,149,173,239.
- (26) 'It's a hard life if you don't weaken.' (p.24)と'It's a fine world sometimes if you don't weaken,' (p.45)の二種類があり、両者は全く反対の意味を持っているようであるが、前者は「強がっていると敵も多く、大変な人生になる」という意味で、後者は「へこたれなければ良い人生だ」と解釈できる。つまり、どちらにしてもアーサーは戦うことには変わりはない。他に42, 54, 255ページにある。

- (27) Alan Sillitoe, "Fishes," *Sun before Departure, Poems 1974 to 1982*, (London: Granada, 1984) 23.
- (28) Alan Sillitoe, "On First Morning Going to the Factory," *Sun before Departure, Poems 1974 to 1982*, 31.
- (29) Alan Sillitoe, "Long Piece," *Mountains and Caverns*, (London: W. H. Allen, 1975) 23.
- (30) Alan Sillitoe, "National Service," *Mountains and Caverns*, (London: W. H. Allen, 1975) 53.
- (31) Alan Sillitoe, *Guzman Go Home*, (1968; London: Grafton, 1986) 45.

参考文献

- Sillitoe, Alan. *The Far Side of the Street*. 1959; London: W. H. Allen, 1988.
- . *Guzman Go Home*. 1968; London: Grafton, 1986.
- . *Key to the Door*. 1961; London: Grafton, 1986.
- . *Life without Armour*. London: Harper Collins Publishers, 1995.
- . *The Loneliness of the Long Distance Runner*. 1959; London: Granada, 1985.
- . *Mountains and Caverns*. London: W. H. Allen, 1975.
- . *Raw Material*. 1972; London: Grafton, 1987.
- . *Saturday Night and Sunday Morning*. 1958; London: Granada, 1985.
- . *Sun before Departure, Poems 1974 to 1982*. London: Granada, 1984.
- . *Tree on Fire*. 1967; London: Granada, 1986.
- Atherton, Stanley S. *Alan Sillitoe: a Critical Assessment*. London: W. H. Allen, 1979.
- Hitchcock, Peter. *Working-Class Fiction in Theory and Practice: a Reading of Alan Sillitoe*. London: UMI Research Press, 1989.
- Maloff, Saul, "The Eccentricity of Alan Sillitoe," *Contemporary British Novelists*, Ed. Charles Shapiro. Carbondale and Edwardsville: Southern Illinois University Press, 1965.
- Penner, Allen Richerd. *Alan Sillitoe*. New York: Twayne Publishers, 1972.
- Euro-Road Atlas Great Britain and Ireland*. GeoCenter International, 1996.

Street Atlas:Notts. Philip's, 1994.

内藤 則邦『イギリスの労働者階級』，東洋経済新報社，1975。

『世界大百科事典』第3巻，平凡社，1988。

『大百科，Encyclopedia』，丸善株式会社，1995。

『養生訓』の現代的意義

杉 江 つ ま

はじめに

日本人が健康や寿命ということを民衆レベルで意識し始めたのは、江戸時代であるといわれる。江戸時代中期以降医療の大衆化が進み、現代と類似する健康ブームが起こった。薬の消費拡大や、健康書（養生書）の出版物が大量に出まわったことなどがそれを物語っている。養生書の先駆けを作ったのが貝原益軒の著作になる『養生訓』であった。内容はともかくも書名だけは知っているという人は多い。彼の没後280年余にもなるというのに、依然として人気の衰えないロングセラーとなっている。限られた空間の中での低成長と、比較的平和が長続きしたのが徳川時代である。そこはかたない不安と、閉塞感のある現代社会とどことなく類似点があるように思える。そんな時代に書かれ現代にまで読み続けられる『養生訓』の持つ意味を考えてみることは、現代社会に生活する我々にとって健康づくりの何らかの手がかりを与えることになるかもしれない。

①益軒の生涯と主な著作

(1630) 寛永7年、博多福岡城内で、父寛齋の役宅で末子として生まれた。はじめは損軒と号し、82才を超えた晩年から益軒と号し、(1714) 正徳4年85才で没した。

父は黒田家に仕える祐筆役であった。益軒6才の時母を亡くし、その後兄弟とともに「地行婆」という家政婦によって育てられた。益軒は正式に学問を学ぶチャンスが与えられず、知人からの『平家物語』、『保元物語』などの軍記物を読みあさり読書の基礎を作った。彼が初めて儒学を学んだのは兄存齋からで

あり、そのはじめに伝授されたものは仏教の否定であった。19才から黒田忠之の御納戸方として出仕するが、翌年には藩主の怒りにふれ浪人の身となる。浪人時代は7年間で、この間26才の折江戸にいた父を頼って上京した。生活の手段として医学を修行したが、そのほとんどは儒学研究に費やしていた。この在京期間に黒田家重臣に才を認められ藩医として復帰する。

28才の4月京都遊学の命が下る。当時の京都は儒学研究の中心地で松永尺五、山崎闇斎らの講義を聞き、木下順庵らの門に出入する。しかし常師は持たなかった。

また一方向井元升、稲生若水などと交り、交遊範囲は儒者に限らず、医学、本草学（薬学）、地理学、歴史学など多岐にわたる学識を身につけていった。

朱子学と陽明学の両方に対し研究を進めてきたが、最終的に朱子学を選択する。寛文3年（1663）『近思録』の講義は日本で初のものであり、この頃に儒学者としての評価は定まる。36才の時儒学修行を終え、藩の儒官として150石を受け福岡へよび戻された。

39才の益軒は江崎広道の娘で16才になる初（後の東軒）と結婚する。

主な著作

益軒は一生の間に主なる著述は99部251巻ほどあり多作である。

36才（1665）最初の著書である『易学提要』『読書訓序』から活動は開始されるが、50才台まではほとんど教科書的な編集に属するものを手がけ、余り創意を要するものではない。儒学の徒として正確なテキストを作ろうとしたと考えられる。

71才元禄13年（1700）で辞職を許され御用学者から解放され、自由な立場での著作活動がはじまる。『養生訓』をはじめとして、彼の主張が明確にあらわれている著作は晩年の約15年間に書かれたものである。

72才（1701）

『近世武家編年略』 『宗像郡風土記』

73才（1702）

『音楽記聞』 『扶桑記勝』

74才 (1703)

〔黒田忠之公譜〕 〔筑前国統風土記〕 〔五倫訓〕 〔君子訓〕

75才 (1704)

〔宗像三社縁起〕 〔菜譜〕

76才 (1705)

〔古詩断句〕

77才 (1706)

〔和漢方諺〕

79才 (1708)

〔大和俗訓〕

80才 (1709)

〔大和本草〕 〔岐蘇路記〕 〔篤信一世用財記〕

81才 (1710)

〔楽訓〕 〔和俗童子訓〕

82才 (1711)

〔岡湊神社縁起〕 〔有馬名所記〕 〔五常訓〕 〔家道訓〕

83才 (1712)

〔心画規範〕 〔自娛集〕

84才 (1713)

〔養生訓〕 〔諸州巡覧記〕 〔日本名勝記〕

85才 (1714) 8月没する。

〔慎思録〕 〔大疑録〕

正月以降健康がすぐれず、床についたまゝとなった。当時としては天寿を全うし8月亡くなる。このように85才の死の直前まで旺盛な著作活動は続く。そしてその内容は広範囲にわたり、儒学のみならず、本草学、農学、医学、天文地理学、歴史学など百科辞典的な博学の研究者であった。啓蒙主義に終始し、民生日用といわれる数多くの実用の書を残し、一生をかけた学問を庶民に理解できる形で著述できたことは学者として幸運というほかない。学問の深層を常に問い続ける人でもあり、博学の根底にあったものは朱子学であるが、最晩年

になり『大疑録』を書き日本の朱子学批判の最初の人となった。

一生を通して病弱な体質であった益軒は日記などに丹念に自己の健康状況を記述している。疾病に関する主な項目を列挙する。(資料は井上忠著、貝原益軒略年譜より)

疾病に関する記述

年 令	疾 病
22才 (1651)	10月 眼病で久しく読書不能 (約1年間)
29才 (1658)	9月 痰のはげしく出る病を患う
37才 (1666)	夏 下痢, 小正小中 (神経衰弱) を患う 12月 小便閉ずる病を患う
38才 (1667)	春から夏 淋病, 痰を患う
48才 (1677)	7月 おこりを患う
56才 (1685)	2月 痔に悩みしばしば灸をすえる
58才 (1687)	11月 痔, 下部の病に苦しむ
73才 (1702)	12月 肩瘍を患う
85才 (1714)	4月 手足麻痺し以後就床する 8月27日没す

井上忠著 貝原益軒より

②益軒の思想とその時代背景

益軒はマルチに能力を発揮した人物であり、さまざまな側面を持つ。中でも彼を最も特徴づける

- 1) 儒学者としての側面
- 2) 科学者としての側面
- 3) 社会教育学者としての側面

三側面から検討してみたい。

儒学者としての側面

益軒は(1630-1714)の間存命した人物である。彼が活動した17世紀後半から18世紀初頭にかけては、徳川の歴史の中でも政治的に比較的安定した時代であった。また国際社会に眼を閉ざし、社会に秩序と平和がもたらされた安

定期低成長時代でもあった。戦後50年余の平和と、バブル経済がはじけ低成長を混迷する現代社会とどこか重複する。

この徳川体制に最も適合するものとして採用されたのが儒学—朱子学であった。従来の仏教が為政者にとって時代のモラルに合致しなくなり新しいモラルが必要となった。新しい時代の武士のモラルを打ちたて、その中核に仏教からは分離した合理的な思想を構築することが急務であった。このモラルの支柱として朱子学をとり入れ統治者は上下の身分関係を基礎づけるイデオロギーと解し、封建体制を支える強力な思想的バックグラウンドとなっていく。益軒の場合、仏教否定という立場であり朱子学は無理なく受容出来る思想であった。そして現状を肯定し儒教を広め社会へ移入することで、江戸時代の封建社会を思想的に支える役割を果たした。

朱子学は周れんけい（1017～1073）、程伊川（1033～1107）、朱子（1130～1200）らの宋時代の思想家たちの努力により形成された新儒教（漢・唐の訓詁学を主とする旧儒教に対する宋・明の思想を重んずる儒教）で宋学とも呼ばれる。それは宇宙生成論、人性論、実践哲学を一貫した原理によって解明しようとしたスケールの大きい思想大系である。（徳川思想小史、源了圓P 19より引用）

その内容である宇宙生成論は周れんけいによって唱えられ、朱子により集大成された。周れんけい説は『太極図説』に示され、従来の陰陽五行説に検討を加えた一種の唯物論的な宇宙生成論に構築した。それによれば宇宙の源始は太極と呼ばれ、カオス状態であり有でもあり無でもある。太極の限らない回転により陰陽を生じ五行（木、火、土、金、水）と結びつき、さまざまな物を生ずる。そのうちの最も精巧なものが人間であり、最も粗悪なものが無生物であると説く。

朱子は太極を「理」ということばでおきかえ、万物の始原であるとし、万物は「理」と「気」の二元から成ると説く。さらに「理」は人間に宿ると性すなわち「本然の性」となりここにおいては平等かつ善である。しかし現実には善人も悪人もいる。これは「気」が人間性に与えられたことにより生じた「氣質の性」にもとずくと説く。「氣質の性」には清明 混濁の差があり、限りなく混濁を除去する過程に実践哲学の問題が生ずると説く。益軒は「気」の立場で

論理を展開し、その意味では気の哲学者といえる。

科学者としての側面

「気」の立場に連らなる益軒は一木一草一昆虫の微に至るまで物の理を極めるべきであると説く朱子の思考に端を発し、経験的、科学的、合理的な思想を發展させ自然の事物の理を探求し、科学者としてその考え方を実践した。それは本草学研究の原動力となり自然観察の中から『大和本草』を著述した。当時の日本の本草研究者は、中国の書物の記述をそのままのみにするのではなく、日本独自の立場での動植物研究がはじまっていた。このような環境下で益軒は『本草綱目』に記されている中国の生物に対応する日本の生物を採集していた。長年をかけおびただしい数の標本を採取し、他方自分でも植物を栽培し観察研究を重ねた。(1709 宝永6年)『大和本草』16巻が完成した。これは動植物、鉱物などの百科事典である。本書には1362種の日本産の博物が中国名と和名とを対照させ、『本草綱目』の分類にはよらず、益軒独自の分類をたて、いる。そしてその産地、効用などが記述されている。

『大和本草』の序文には

大凡^{おおよ}そ此の学を為す人は博学該洽

多く聞き多く見て疑殆を闕き、

彼是を参考し是非を分弁する事精詳ならずんばの実を得べからず。

偏之に自己の聞見する所を以て是と為し

人の己れに異なる所を以て非と為し

固執錯認するべからず。

と述べ一種の科学方法論を展開している。また研究者のつつしむべき態度として次の四つをあげている。

- 1) おおよそ聞見寡陋なること
- 2) 妄に聞見を信ずること
- 3) 偏に己が説に執すること
- 4) 軽率に決定すること

現代にも立派に通用する注目すべき科学方法論である。益軒は非常に好奇心

旺盛で「物」について多角的な面から関心をいただき、特に価格、重量、寸法などの数量を詳細に調査しており、日記などには身体的記述が多く見られ、健康に対し強いこだわりをみせている。

益軒はまたすぐれた旅行家でもあり、数多くの旅行記を残し『風土記』という形で刊行している。近郊はもとより江戸へ12回、京都市は24回に及び、日光や有馬などの名所旧跡の見物や物見遊山を楽しんだ。都市型の生活を楽しむ姿が見られ、余り田舎ぐらしは好まなかったのではないかと考えられる。『筑前国続風土記』はこのジャンルでの主著といえるが、踏査を重ね、単なる郷土史としてばかりではなく、自然の美しさ、土地の物産、土地の人情、経済事情などその内容は広範囲に及び、確かな観察眼と、現代でいう旅行家的なセンスを持ち合わせていた人である。この他天文学、数学などについても関心を示している。このような益軒の学問態度は、自然現象の中に常に万物生成の原理があらわれることを発見し、それらは日常の生活の中に実際に役立つ実学として庶民に何らかの形で利益を与えることを心がけた。このように一般庶民にまで及ぶ啓蒙の志向が彼の学風であり、和文で著述することは、その主張の一端を示すものである。

当時の益軒には直接西洋思想は入ってこなかったけれども、我々が現在西洋思想にある種の新鮮さをいだと同様の感覚を、中国からの朱子学に対して感じていたのではなからうか。

事物をよく観察し、調査し非合理的なものを排除して行こうとする益軒の研究態度は、明治になり新しい西洋の自然科学の受容の母胎となって発展してゆく基礎となった。その点では彼の科学的な側面の貢献度は大きい。

社会教育者としての側面

前述したように益軒は儒学者として、統治者に対し行うべき道徳を示すだけでなく、庶民に日常生活の細々した対処法や教訓を積極的に説いた。そのため著作の大部分は和文で、その質、量ともに群をぬく。『大和俗訓』『家道訓』『五常訓』『家訓』『君子訓』『文武訓』『初学訓』『和俗童子訓』『楽訓』『養生訓』などのいわゆる「十訓」と称される教訓書は、広く人々に受容され、社会教育

者としての彼の側面を示している。

70才を過ぎてから亡くなるまでの15年間の著述量はすさまじいエネルギーである。この状況に彼をさせたものは何だったのか？庶民に対し従来も立場上実学を行って来てはいる。しかし今ひとつ不完全燃焼の部分があったのではないか。つまり公職を去り自由な立場に立った時、思う存分やさしい表現で無学な人にまでも理解出来るように書くことを決意したのではないか。今まで儒学として身分制度維持のための秩序と義務が必要であると説いてきた。しかし人間の個体という問題は残された。当時は個々の人間性など無視されて当然という社会風潮である。社会秩序をいくら説いても庶民はどこかたよりなく、その枠をとび出そうとする。であるならばそこに益軒自身が出向きその階層に説く。つまり今いる場を動かず生活を楽しむことだ。楽しむためには不健康であっては実現出来ない。そのためには養生が必要であるという具合に説いたのではないか。結果的に人間の身体、個体を好むと好まざるにかかわらず意識することになる。十訓といわれるシリーズを書かせた原動力はそんな益軒の立場上の変化、社会へのスタンスのちがいが原動となっているように考えられる。

江戸時代を生きた益軒は自身の晩年の幸福を身を持って示した人であった。病身であったとはいうもの、85才の長寿を全うし、死の直前まで旺盛な著述を継続する健康を保っていた。老年の幸福論を『楽訓』に残し、84才の時に著述した『養生訓』は幸福な老人の健康論、人生論でもあった。本の根本は中国の医書にもとづいているが、自身の長寿という事実を支えとして、自らの体験に即した具体的な養生説を説き、平易な和文で著述されている。現代の医学にあてはめて考えると、信ずる気になれない記述もある。しかし晩年幸福を得て動じない安定した精神とともに生きる老人の偉容が現代の読者にとっても共感を呼びおこすのではないのか。版を重ねロングセラーであり得た『養生訓』に流れる思想を考察しつゝ、現代に読む意味を考えてみたい。

③『養生訓』とその思想

成立過程

養生訓の後記

右にしるせる所は、古人の言をやはらげ、古人の意をうけて、おしひろめし也。又先輩にきける所多し。みづから試み、しるしある事は、臆説といへどもしるし待りぬ、是養生の大意なり。其条目の詳なる事は、説つくしがたし。保養の道に志あらん人は、多く古人の書をよんでしるべし。大意通じても、条目の詳なる事をしらざれば、其道を尽しがたし。愚生、昔わかくして書をよみし時、群書の内、養生の術を説ける古語をあつめて、門客をさづけ、其門類をわかたしむ。各づけて頤生輯要と云。養生に志あらん人は、考がへ見給ふべし。ここにしるせしは、其要をとれる也。

八十四翁 貝原篤信書

正徳三^三年正月吉日

永田調兵衛版行

(資料の引用は岩波文庫「養生訓、和俗童子訓」石川謙校訂によるものである)

養生訓後記にある『頤生輯要』は益軒53才(1682)に刊行されている。本書は古今の医書から養生法の格言などを選び、益軒が読書の折に書きぬいておいた抄録を門人の竹田定直の援助を得て編集したものである。

その構成は5巻12篇である。

- 1巻 「総論」「養気心」
- 2巻 「節飲食」「戒色欲付求嗣」
- 3巻 「慎起居」「四時調撰」
- 4巻 「導引調気」「用薬」「灸法」
- 5巻 「養老」「慈幼」「楽志」

84才にして著作された『養生訓』は『頤生輯要』の構成と類似するが、前者の内容を取捨選択し、自らの体験に基づき日本人の実生活に即した項目で構成されており、平易な和文で記述されている。

人生五十にいたらざれば、血氣いまだ定らず、知恵いまだ開けず。古今に
うとくして、世変になれず。言あやまり多く、行^{おこな}悔多し。人生の理も楽も
いまだしらず。五十にいたらずして死する^{わか}を夭とい（ふ）。是亦、不幸短
命と云うべし。長生すれば、楽多く益多し。日々にいまだ知らざる事をし
り、月々にいまだ能^{よく}せざる事をよくす。この故に学問の昇進する事も、知
識の明達なる事も、長生^{ながいき}せざれば得がたし。ここを以（て）養生の術を行
なひ、いかにもして年をたもち、五十歳をこえ、成^{なる}べきほどは弥長生して、
六十以上の寿域^{じゅいき}に登るべし。古人長生の術ある事をいへり。又、「人の命
は我にあり。天にあらず」ともいへれば、此術^{こころざし}に志だにふかくば、長生を
たもつ事、人力を以（て）いかにもなし得べき理あり。うたがふべからず。
只^{ただ}気あらくして、愆^{つづしみ}をほしむままにして、こらえず、慎なき人は、長生を
得べからず。

益軒が『養生訓』を書いた意味というのか心情はこの文章によく示されているように思う。このような経過をたどり『養生訓』は正徳3年（1713）、永田調兵衛版行の書でその構成は4分冊8巻となっている。その構成内容は次の通りである。

1～2巻 「総論上下」

上編では養生の意味、下編では養生の根本精神をふまえて、養生法の原則が説かれている。

3～4巻 「飲食上下」

具体的な養生法の中心部になり、「飲食」を中心にその飲み方、食べ方を詳細に説いている。下編には有名な房事論「色欲を慎む」の一節がある。

5巻 「五官」「二便」「洗浴」

6巻 「慎病」「択医」

5巻では「五官」すなわち耳、目、口、鼻、形（頭身、手足他）の機能とその養生法を説き、住居の医学にまで及ぶ。

6巻では病気への心構えを説き、何事も自然体であることの必要性を説く。さらには医者選びについて述べ、医道論へと展開する。

7巻 「用薬」

8巻 「養老」「育幼」「鍼」「灸法」

7巻では薬の用い方について説き、原則はのみすぎないことを説き、薬害にたびたびみまわれる現代社会における重要な示唆となる。8巻では老人、幼児の養生を説き、鍼や灸などの用い方にも及ぶ。本書の構成によりその要点を述べたが、『養生訓』の根底にある益軒の思想について考察してみたい。本書は身体を健康を維持することが、有意義な人生を過すための前提となることを示した人生訓であり、その背景には儒教的な世界観に裏うちされた益軒思想が貫かれている。

養生訓における養生観

「人身は至りて貴くおもくして、天下四海にもかえがたき物にあらずや」

現代においては人間の生命の尊厳という考え方は当然であるが、「君子のためには身命をすてる」という道徳感がまかり通る江戸時代においては、大胆で革新的な思想であったといえる。心と体を分けて身体は卑しいものとする中世的な身体観が残存する近世初頭において、この世のあらゆるもの、中で最高の価値を持つのが、人間の身体であるとする主張は新鮮にさえ思える。

人の身は父母を本とし、天地を初とす。天地父母のめぐみをうけて生れ、又養はれたるわが身なれば、わが私の物にあらず。天地のみたまもの（御賜物）、父母の残せる身なれば、つつしんでよく養ひて、そこなひやぶらず、^{てんねん}天年を長くたもつべし。^{これ}是天地父母につかへ奉る孝の本也。身を失ひては、仕ふべきやうなし。

また総論上の冒頭で上記のように述べ、生命の尊さを知り儒教的な見解にもとづき、身体の保持と「孝」とを結びつけて養生の意義を説いている。つまり養生が利己的な動機からではなく、道徳的な生き方において必要であり、それは天地、父母への孝行でもあるとする考え方である。

養生術の要点

人間の寿命や健康を宿命とみる考え方に反し、人間の養生次第であると主張する益軒の考え方は、仏教否定の立場もあろうが、かなり現世本位の現実的な色彩の濃い考え方である。その意味においてはことさら養生のもつ比重が増すことになる。

養生の根本的な方法とは常に健康に心くばりをし、それをそこなう害のあるものを遠ざけ、身体の本来的持っている生きる力を自然に伸びるように仕むけることが原則であると主張する。益軒の養生術で最も彼の考え方をあらわすことばは「心を静かにして、身をうごかす」ということになる。つまり心を平静に保ち、身体をよく動かす、働くということであり時代を超えて現代にも通用する。

「心を平静にたもつ」

このことにより健康長寿は得られるものと益軒は確信し、心の養生に必要なキーワードは「畏る」ことと「忍ぶ」ことであると主張する。

身をたもち生を養ふに、一字の至れる要訣あり。是を行へば生命を長くたもちて病なし。おやに孝あり、君に忠あり、家をたもち、身をたもつ。行なふとしてよろしからざる事なし。其一字なんぞや、畏の字是なり。畏るとは身を守る心法なり。事ごとに心を小にして気にまかせず、過なからん事を求め、つねに天道をおそれて、つつしみしたがひ、人慾を畏れてつつしみ忍ぶにあり。是畏るは、慎みにおもむく初なり。畏るれば、つつしみ生ず。恐れざれば、つつしみなし。故に朱子、晩年に、敬の字をときて曰、敬は畏の字これに近し。

「畏る」とは慎むこと、自己反省をするということであり、生命ある自然に対し、畏敬の念を持つということに連なる。それは自分の身体能力をよく知り、自分のやろうとするものの本質をよく知ることが「畏れ」への心のはたらきということになる。そして畏れる心からは当然のことながら慎み忍ぶ心が生まれる。益軒は「畏れる」と「忍ぶ」の働き方を区別し、「畏れる」は外敵、つ

まり自然に対して、「忍ぶ」は内なる敵、つまり内なる欲望飲食、好色、睡眠、おしゃべりなどにうちかつことが出来るとした。「畏る」、「忍ぶ」ということを抽象的概念ではなく具体的な生活の場へ移し、わかりやすく説いている。そして心の安らぎこそが養生の基本であることを主張する。

「身をうごかす」

恐れ慎むことがいかに必要かといって、じっと動かないでいればよいというものではない。養生術のもう一つのポイントは「身をうごかし、気をめぐらす」ことにあるとし、何度も繰り返しかえし主張する。

養生の術は、つとむべき事をよくつとめて、身をうごかし、気をめぐらすをよしとす。つとむべき事をつとめずして、臥す事をこのみ、身をやすめ、おこたりて動かさざるは、甚（だ）養生に害あり。久しく安坐し、身をうごかさざれば、元気めぐらず、食気とどこほりて、病おこる。ことにふす事をこのみ、ねぶり多きをいむ。食後には必（ず）数百歩、歩行して、気をめぐらし、食を消すべし。ねぶりふすべからず。

かたニ華佗が言に、「人の身は労働すべし。労働すれば穀気きて、血脈流通す」といへり。およそ人の身、慾をすくなくし、時々身をうごかし、手足をはたらかし、歩行して久しく一所に安坐せざれば、血気めぐりて滞らず。養生の要務なり。

一日中忙しく立ち働く人々には日頃使用しない筋肉を使い、ましてや家の中にいてあまり動かない人にはなおさら労働したり、運動をして体の元気を養わなければならないとすゝめる。特に歩行の強調はウォーキングブームを見通しているかの感があって興味深い。そして身を動かすことはそのまゝ家業にはげむこと、つまり個人的な営み（養生）が社会的な営み（勤労）に連続すると説く。適切な運動や労働の必要性を説く益軒の主張は現代にも十分通用しうるものであり傾聴に値する。

『養生訓』にみられる「気」を主体とした身体観は、全体的な考え方であり、

一元論的な心身相関の考え方である。万物の生成は気の離合集散に求める中国養生文化の伝統的な考え方である。中国文化の中で生まれた「養生」とは現在でいう健康管理、増進、病気の治療、公衆衛生などの分野はもちろん人間の生き方や余暇のすごし方などにまで及ぶ非常に豊かな内容を含んだものであった。特に当時の中国の知識人にとっては不可欠の要素として根づいていた。益軒も少なからずこの中国の養生観が影響していたことはいうまでもない。

生命の源である「気」は体内をめぐっている。病気の場合も同様であると主張し、「気」をとどこおらすと病気になるというわけである。「気」をととのえるためには「調息法」「呼吸をととのえる」などが基本となり、現代社会で流行しているヨーガや気功の基本も呼吸法にあり、そのことは血流を活発にすることにつながる。

「長生すれば楽多く誉多し」

およそ人の楽しむべき事。三あり。一には身に道^{みち}を行ひ、ひが事なくして善を楽しむにあり。二には身に病なくして、快く^{こころよ}楽しむにあり。三には命ながくして、久しくたのしむにあり。富貴にしても此三の楽なければ、真^{まこと}の楽なし。故に富貴は此三楽の内にあらず。もし心に善を樂まず、又養生の道をしらずして、身に病多く、其^{その}はては短命なる人は、此三楽を得ず。人となりて此三楽を得る^{はかりごと}計なくんばあるべからず。此三楽なくんば、いかなる大富貴をきはむとも、益なかるべし。

益軒は人生の目的として三つの楽しみを説いている。そして人生の三楽を得たいがための養生術であると主張する。

三楽とは富貴によってではなく、善行、健康、長寿によって得られる楽しみのものであるが、これらは85才の人生を生きぬいた益軒の人生観により裏うちされて至った境地ということがいえる。人生の目標を青年期にすえるのではなく老年期に価値をおいた江戸時代の人々の人生観ともいえる。益軒は

養生の最終的な目的として「楽」があると考え、庶民に養生術を説く際のプラス効果として考えていたのではないか。先述のつゝしみを主体とする節制の

養生術とは異なる姿とうつつるが、要はそのバランスのもとに養生術は成立することを主張しているように考えられる。「楽」にもとずいた養生術は益軒のいう重要な心の養生術といえるのではないか。

超高齢化社会に移行途中である現代にあって、益軒の説く「楽」は老いを見すえ、それを積極的に肯定して、元気に生きぬくための養生術として今日的な意味を持つ。そして『養生訓』には老いと正面から向い合う人間のしなやかでしたたかな知恵が秘そんでいるように思われる。

まとめ

益軒の『養生訓』といえば多くの人を知っていると答えるくらい一般大衆にポピュラーな書物である。さまざまなかたちで現代に生きており、その影響力も広範囲である。別に医学知識として読まれているわけでもないし、また今日の医学から見たら内容にはまちがいの部分もある。それにもかかわらず根強い人気を保っていることは何を意味するものなのか。その理由の1つは「民生日用」として役立つ実用書だったからである。それは養生、健康、楽しみなど平和な社会に天寿を全うした一人の人生の全プロセスが益軒の実体験を通して記述されていることによる。本書の深層部には中国の養生文化の伝統に根ざした知識がありそれを益軒自身の日本人としてのスタンスでその知識を取捨選択をし、主体的に養生術を説いた。それらは常に机上の学問ではなく、日常生活に根ざしそこから生まれてきたものであり、経験の実学であり、常に生きたプロセスの中から新しい原理をつかみ出して、理論を構築している。

豊かな知識と儒学に裏うちされた益軒の養生術には説得力がある。

- 生命の尊厳
- 心の養生の大切さ
- 身体を動かし運動することの大切さ
- 適度な節制の大切さは限界への自覚ということにもつながる。
- 自然の回復力

人間の生来持つ自然治癒力の再認識の必要性

- 老いを積極的に肯定し、せまりくる老齢社会を楽しむ術を知ることが必要

ということになろう。人生を健康で有意義に生きるためにも280年余り時代を超えて現代にも堂々と生きつづける益軒の思想を知る = 『養生訓』での養生術を知ることは大きな意味を持つ。

参考文献

- 1) 貝原益軒 横山俊夫編 平凡社 (1995)
- 2) 養生訓・和俗童子訓 石川謙校訂 ワイド版岩波文庫 (1991)
- 3) 養生訓 (全現代語訳) 伊藤友信訳 講談社学術文庫 (1982)
- 4) 養生訓 松田道雄 中央公論社 (1973)
- 5) 日本の名著貝原益軒^⑭ 松田道雄編 中央公論社 (1969)
- 6) 江戸の科学者たち 吉田光邦 社会思想社 (1969)
- 7) 徳川思想小史 源了圓 中公新書 (1973)
- 8) 日本人の病歴 立川昭二 中公新書 (1976)
- 9) 貝原益軒 井上忠 吉川弘文館 (1963)
- 10) 病いと健康のあいだ 立川昭二 新潮選書 (1991)
- 11) 医心方巻27養生篇 横佐知子 筑摩書房 (1993)
- 12) 日本思想大系^⑮貝原益軒・室鳩巢 荒木見悟・井上忠 岩波書店 (1970)
- 13) 養生訓入門 奈良木辰也・高野澄 徳間書店 (1974)

高島平三郎の心理学研究（2）

— 知・情・意の発達 —

飯田宮子

前研究の要旨

たかしまへいざぶろう

高島平三郎（1865 - 1946：慶応1 - 昭和21）は、明治31年我が国で最初の児童研究の専門雑誌、雑誌「児童研究」発刊の中心人物として、児童を科学的に研究する道を開いた。精神作用の実験的研究ならびに発達過程に着目し、我が国で最初に実験心理学を講じた元良勇次郎（もとらゆうじろう 1858 - 1912：安政5 - 大正1）と発達心理学の祖といわれるスタンリー・ホール（Stanley Hall, 1844 - 1924）から強い影響を受けた。

前研究においては、日本心理学の初期に相当する明治31年から明治41年までに発刊された雑誌「児童研究」の第1巻から第10巻、合計110冊に掲載された内容を資料として、雑誌「児童研究」と心理学の関係、当時の日本心理学の状況、高島平三郎を中心として高島心理学に影響を与えた人々、高島の児童研究に対する姿勢を調べた。前研究において明らかになった重要事項を以下に記す。

・雑誌「児童研究」は欧米心理学のコピーではなく、わが国独自の児童心理研究の必要性によって生まれた。

・雑誌名に使われている児童とは、現代の私達がイメージする小さな子供、少年少女を意味してはいなかった。当時の児童とは、現代心理学の発達区分でいう胎児期～乳児期～幼児期～児童期～青年期の過程にいるすべての対象者を児童と見なしていた。雑誌「児童研究」は発生から成長発達のピークに至るまでの発達心理学的視点で発刊されていた。

・雑誌「児童研究」は日本で行なわれている児童研究を海外へ知らせると共に、

海外で行なわれている児童研究を日本の読者に知らせるという国際的視野に立って運営されていた。

・雑誌「児童研究」は第6巻1号より、我が国で最初に実験心理学を講じた元良勇次郎を会長とし、日本児童研究会（後の日本児童学会）の機関誌として刊行された。児童の精神作用の研究方法として、実験と観察を重視した論文、記事を多数掲載し、児童の発達心理学研究の出発点となった。

・雑誌「児童研究」は科学的見地から、児童を多面的に研究することにより、児童研究を人類全体の研究へと推し広めた。人間の精神発達ならびに身体発達の理論化そして実践的応用を広く世に普及した。

本研究の目的

高島はその生涯にわたり、40冊の著作と160あまりの論文を残している。高島の膨大な数の研究業績は、教育学、心理学、倫理学、体育学、宗教学など多方面にまたがっている。その多様性ゆえに、高島が明治、大正、昭和の前半にかけて築いた心理学は、長い間取り上げられることがなかった。高島の研究業績を収集し、それらを体系化することは、今後の大きな課題である。高島は76才の時に以下のような言葉を残している。“私の終生の願は、自分の学問事業を以て、国家と世界とに寄与することであった”（高島、1940）。この言葉をもとにすれば、高島の学問事業である精神の科学的研究、すなわち精神作用を科学的に研究し、そこで発見された原理法則を実践的な人間形成に応用することが、高島の幅広い領域にまたがる研究の中心的課題と見なすことが出来る。本研究では、高島による精神作用の科学的研究が、どのように構築されたのかを調べることを目的とする。方法として、高島が著わした、現在収集可能な、一般心理学に関する著述を年代順に選び出し、それらを資料として紹介する。そしてそれら資料の中に共通して見られる精神の構成概念を検索し、分析する。

方法

高島が著わした一般心理学に関する著述を年代順に選び出し、本研究の資料とする。それら資料の中に共通して見られる精神の構成概念を検索し、分析す

る。資料として用いた作品は以下の作品である。

- 資料1 「心理学の歌」(1883; 19才)
- 資料2 「蜻蛉漫言」の一部(1884; 20才)
- 資料3 「日本学術の歌」(1885; 21才)
- 資料4 『教育的心理学』(1900; 36才)
- 資料5 『応用心理講和』(1908; 48才)
- 資料6 『心理学講要』(1926; 62才)

最初に、資料についての簡単な説明を述べ、その後資料を提示する。資料1～資料3は高島の青年時代に書き留められた手記であり、丸山鶴吉編『高島先生教育報告60年』(1988)に掲載されたものを提示する。資料4～資料6は心理学書であり、内容が豊富なため緒言(序)ならびに目次のみを紹介する。資料に使われている旧漢字やカタカナ表記は、読みやすいように現在使われているものに直し、読みにくい漢字にはふりがなを送ったが、なるべく資料本来の体裁を保つようにした。なお、作品作成の年齢はすべて数え年で記した。

資料1、「心理学の歌」は、明治16年高島が19才の時の作品であり、高島による心理学に関する最も古い資料と思われる。「心理学の歌」は、「哲学の歌」、「論理学の歌」と同時期に読まれていることから、高島が青年時代から精神について強い興味と関心、そして見識を持っていたことがうかがわれる。この歌が読まれたのは、ウィルヘルム・ヴント(Wilhelm Wundt; 1832-1920)がドイツ、ライプツヒヒ大学に心理学実験室を設立した4年後であり、元良勇次郎が日本で初めて精神物理学を講義した5年前にあたる。この歌の内容から、明治16年頃(19Cの終り)に知る得る心理学の歴史的背景、心理学が哲学から独立するヴント以前に活躍した心理学の先達者、精神の三分法、心身二元論などが表明されている。歌という形式を用いて心理学について述べている作品は、現在、日本において、この高島による「心理学の歌」の他にないものと思われる。この点から見ても、日本心理学史の資料として大変貴重なものである。さらに、身近でわかりやすい表現として、詩や歌を用いる方法は、高島の文章表現に一貫して見られる特徴である。

心 理 学 の 歌 明治16年 19才の作品

サイコロジーは哲学の、
 古来印度やグロシアの、
 努^{つと}め^{みが}研^みきて怠^たらず、
 立てし^もいとど多^たかりき。
 世を利^えし人^{ひと}を益^{えき}するは、
 且^いつ古^{いにし}は徒^{いた}らに、
 実験^{じけん}節^{せつ}の稀^{まれ}なれば、
 先^まづ西^{せい}洋^{やう}の学^{がく}者^{しや}にて、
 名^な高^{たか}き人^{ひと}を掲^かぐれば、
 アリ^アス^リト^テレ^ス三^{さん}人^{にん}は、
 此^この学^{がく}問^{もん}を起^{おこ}したる、
 ヴォ^{ヴォ}ル^{ルフ}、カ^カント^トにヘ^ヘー^ゲル^トと、
 ロ^ロック^ク、ホ^ホッ^プス^ス、ス^スチ^ュワ^ワル^トと、
 ベ^ベイン^ン、サ^サリー^ーにス^スペ^ペン^ンサ^ア、
 ビ^ビネ^ーも出^いで^てつ^つぎ^ぎつ^つぎ^ぎに、
 そもこの学^{がく}の区^く別^{べつ}には、
 理^り智^ちに感^{かん}情^{じやう}又^{また}意^い志^しと、
 当^{たう}時^じ普^ぷ通^{つう}の事^{こと}ぞかし。
 理^り智^ちに在^あって^は感^{かん}覚^{かく}と、
 概^{がい}念^{ねん}推^{すい}理^り断^{たん}定^{てい}と、
 かく分^{ぶん}解^{かい}はす^{する}なれど、
 約^{やく}む^る説^{せつ}きは弁^{べん}別^{べつ}と、
 情^{じやう}の種^{しゆ}類^{れい}は多^たけれど、
 心^{しん}身^{しん}二^に者^{しや}の外^がになし。
 情^{じやう}緒^{じゆ}情^{じやう}欲^{じやく}又^{また}欲^{じやく}と、
 更^{さら}に情^{じやう}緒^{じゆ}を三^{さん}分^{ぶん}し、
 美^み妙^{めう}、高^{こう}妙^{めう}、又^{また}自^じ得^{とく}、
 その情^{じやう}欲^{じやく}は親^{しん}族^{じやく}に、
 怒^どりに妬^{ねた}み、報^{ほう}復^{ふく}ぞ。
 休^{きう}みに、眠^{ねん}り其^{その}外^がに、
 威^い権^{けん}、尊^{そん}敬^{けい}、社^{しゃ}交^{かう}欲^{じやく}、

一^い部^ぶを占^あむ^る学^{がく}なれば、
 学^{がく}を修^{しゆ}む^る人^{ひと}々^々は、
 千^{せん}古^こも朽^くちぬ卓^{たく}説^{せつ}を、
 されど之^{これ}をば応^{おう}用^{よう}し、
 只^{ただ}近^{きん}世^{せい}の事^{こと}ぞかし。
 空^{くう}想^{さう}のみを尚^{たう}び^て、
 謬^{まう}まる説^{せつ}も数^{かず}多^たし。
 心^{しん}理^りの説^{せつ}を述^たべ^にける、
 ソク^{ソク}ラ^ラチ^チー^ース^スにプ^プラ^ラト^トン^ンと、
 共^{とも}に希^き臘^{らつ}の^に人^{ひと}に^{して}、
 世^よに隠^{かく}れ^なき学^{がく}者^{しや}なり。
 ドイ^{ドイ}ツ^ツに出^いればイ^イギ^ギリ^リス^スに、
 プ^プラ^ラオ^オン^ン、ミ^ミル^ルにハ^ハミ^ミル^ルト^トン^ン、
 又^{また}フ^フラ^ラン^ンス^スにリ^リボ^ボー^ーや^ら、
 この学^{がく}問^{もん}に進^{しん}め^けり。
 古^こ来^{らい}多^たく^の説^{せつ}あれど、
 三^{さん}種^{しゆ}に別^{べつ}つ説^{せつ}こそは、
 又^{また}その三^{さん}を細^{さい}分^{ぶん}し、
 智^ち覚^{かく}記^き憶^いに想^{さう}像^{ざう}力^{りき}、
 なして説^{せつ}くこそ便^{べん}宜^いなれ。
 之^{これ}が元^{もと}たる作^{さく}用^{よう}を、
 又^{また}契^{けい}合^{ごう}の外^がぞなき。
 その発^{はつ}動^{どう}の原^{げん}因^{いん}は、
 之^{これ}より起^{おこ}る感^{かん}情^{じやう}は、
 即^{すなは}ち分^{ぶん}け^て三^{さん}と^なす。
 喜^き憂^う同^{どう}感^{かん}笑^{せう}楽^{らく}と、
 悔^{くわい}恨^{こん}等^{とう}の八^{はち}種^{しゆ}と^す。
 又^{また}朋^{とも}友^{ゆう}に、国^{こく}の愛^{あい}、
 欲^{じやく}は、男^{おとこ}女^{めづめ}に、飲^{いん}食^{じやく}に、
 生^{せい}存^{ぞん}、富^ふ有^{ゆう}、又^{また}知^ち識^{じやく}、
 希^き望^{ぼう}、恐^{おそ}怖^ふもその中^{なかに}ぞ。

偕て其の情の元行は、
約めて説くこそ、容易けれ。
選択力に訴へて、
即ち之を行ふか、
一に決して動かさぬ、
いとも終りに位せる、
その意に就きて昔より、
自由必死の激戦は、
敵も見方も筆の鋒、
その選択の自由のみ、

之を苦楽の二元素に、
意は自護律を本となし、
是非善悪を分別し、
但しは之を分別し、
吾人心意の能力の、
貴重とすべき心力ぞ。
争ひ解けぬ二大論、
互に陣を相對し、
磨きて立ちしも今は唯、
認むることとなりけり。

資料2、「蜻蛉漫言」の一部は、明治17年高島20才の時の作品である。ここに記したものは、「蜻蛉漫言」のごく一部にすぎない。心理学に関するもののみを抜粋した。蜻蛉とは、現在トンボに似た形のかげろうの目の昆虫の総称であるが、古くはトンボを意味していた^注。トンボを漢字で書くと蜻蛉となる。蜻蛉は短い人間の一生、はかない命のたとえとして使われている。高島は、この蜻蛉という言葉をもとに、良く用いている。平安時代、藤原道綱の母によって書かれた『蜻蛉日記』の蜻蛉のイメージと重なるが、高島自身が本当に意味したものは、明らかでない。「蜻蛉子曰く」という表現は、アレキサンダー・ペイン（Alexander Bain；1818-1903）の心理学を日本に紹介した、井上哲次郎（1855-1944；安政2-昭和19）が青年時代に著わした『倫理新説』（井上，1883）の巻末に附録として加えた「家庭叢語」の中で、井上^{てんしん しいわ}が自説を表す時に用いた「天真子曰く」という表現を19才で郷土の小学校校長をしていた高島が大変気に入り、影響され使ったものである（井上，1940）。なお漫言とは、深く考えずにとりとめもなく言う言葉を意味する。

蜻蛉漫言の一部 明治17年 20才の作品

蜻蛉子曰く、 汝直覚の理解を学ぶか。

是直覚にあらざるなり。

蜻蛉子曰く、 物我一体、主客一掃、物なければ我なく、我なければ物なし。

蜻蛉子曰く、 人に自由の意志あり。魚に自由の行為あり。魚自由ほしいままを肆にして、水離るれば死し、人自由を縦にして理をなみすれば亡ぶ。

蜻蛉子曰く、 我てんぶに天賦の自由なしと云ふか。その自由なしと云ふは、自由にあらずや。

蜻蛉子曰く、 吾人無識ほなほがも亦甚しと云ふべし。己が靈魂の本体かたを知る能はず。

蜻蛉子曰く、 何を知識と云ふや。唯環象ただの類似と差異とを弁別するのみ。

蜻蛉子曰く、 人は経験の一魂肉なり。経験を以て生じ、経験を以て死す。

資料3. 「日本学術の歌」は、明治18年高島が21才の時の作品である。この歌は、日本の学術ばかりでなく日本文化の特徴をも指摘している。日本の学問の源は、中国に由来し、只々中国からの知識を尊ぶばかりで、自らの獨創性がみられない。それに較べて西洋の学問は人間の生活に役立つことを目的としているために、古い価値観にとらわれることなく、常に前進している。一見して心理学と関係のない内容に思われるが、高島が文中「正ただしさにや惜おかぬ剛ごうの者」として名をあげた学者達すべては、心理学が哲学から独立する道を歩ませた思想をもたらしした人物である。彼らは哲学者、物理学者、天文学者、生物学者、数学者であり精神の科学的研究の種をまいた人々として、欧米で出版されている心理学史の書物に記されている。この理由により、「日本学術の歌」を資料の一つとした。なおこの歌が読まれた明治18年は森有礼が初代文部大臣となり、翌年明治19年、「帝国大学令」、「師範学校令」、「中学校令」、「小学校令」から成る「学校令」が制定された。

日本学術の歌 明治18年 21才の作品

我が日本の学問は、	一千余年のその昔、
支那より得たる型のまま、	自ら創 <small>はじ</small> めし説もなく、
孔子孟子の仁義説、	長く心に浸染し、
惺窩羅山に石丈山、	中江藤樹に物徂徠、
仁齋、道春、一齋と、	白石、闇齋、服南郭、
その名は非常に高けれど、	自ら創 <small>はじ</small> めし学ならず、
述べて作らぬ法守り。	仁一偏の道義学、
修むることの外はなし。	その本山の支那ととも、

説を創めし人々は、
続いて出づる孟、莊、韓、
古きを尚ぶ卑屈の氣、
周、邵、張、陸、程朱等、
人の視聽を新たにし、
実に惜しむべき事ぞかし。
学者の説の日々に、
古人の説を墨守せず、
道理に違ふことありと、
正さにや惜かぬ剛の者。
ソクラテースにプラトンと、
カント、ヘーゲル、ライブニツ、
降ってデアキン、スペンサア、
亜米利加国のフランクリン、
各自ら説を立て、
古人の狭き智の係蹄に、
日々に新たに又日々に、
今や是等の人々の、
世界の中の開化国、
敗れにやならぬ原則に、
輝かせるこそ盛なれ。
神風頼みて安閑と、
怒鳴って暮らす時ならず。
智力養ひ欧州の、
せねばならざる時なるぞ。
酒に酔へるか学者達。

孔子老子に揚墨子、
一時盛を極めしも、
心を満たししものからに、
学者は学者に違はねど、
知識を増すの少きは、
之に反して西洋の、
進む所以は他にあらず
假令古聖の説とても、
認むる時は充分に、
種々の学者の多き中、
アリストテレース、デカルト、
ベーコン、ロック、ミル、ニュートン、
イタリア国のガリレオに、
時に前後はあるなれど、
或は器械を發明し、
縛められず独立し、
新たに進む諸學術。
生れ出でたる欧州は、
優るは勝ちて劣れるは、
違はず威力を萬国に、
我が神州も今日は、
学而第一朱熹章句、
早く發明創造の、
開化の国の仲間入り、
眠気を覚ませ若人よ、

資料4.『教育的心理学』は、明治33年高島が36才の時に出版された心理学書である。この心理学書は、教育心理学という名称を用いて出版された我が国の最初のもの（新教育心理学事典、1977）で、日本人の手によって書かれた最初の教育心理学書として日本心理学史において、貴重な資料である。しかし、その内容については今まで研究されていなかった。『教育的心理学』が出版さ

れた明治33年の前年、明治32年は戦前の中等学校体系を決定した「中学校令」、
「高等女学校令」、「実業学校令」が公布された。諸言と目次の概要を記す。

『教育心理学』 明治33年 36才の作品

諸言

方今心理学の進歩著しきと共に世人の此の学を修むる必要を感ずること漸く切ならんとするは頗る喜ぶ可き現象なりとす。然るに従来の心理学書は概ね欧米の書を翻訳せしものにして文章は難澁に用語も亦佶屈を免れず。初学の者之を手にして往々其の方針に惑ふの嘆あり。就中府県師範学校高等女学校教員講習会等の教科書として適當のものを得ざるは局に富たれる者の夙に憂ふる所たり。

此の書は即ち是等の要求を満足せしめんがために力めて文章を平易にし必要なるもの、外術語の濫用を避けたり。

かくて最も進歩せる心理学説の大意に通ぜしむると共に直ちに之を自己の修養と児童の教育とに応用し得可らしめんことを期せり。

此の書に依りて自修せんとする者は幾回も反復して全卷の意を領し且つ常に自ら自己の心作用を反省すること、他人に就きて観察すること、を怠る可らず。之を久うして全く此の書の旨趣を諳んずるに至り始めて他の書に移る可し。

又此の書を用いて教授せんとする者は豫め生徒をして一定の編章を自修せしめ其の知識の応用に由りて解釈し得べき許多の問題を提出して生徒の知識を確むべし、且つ教師は自ら適當なる例證を挙げて解説し以て本書の旨趣を擴充せんことを要す。

若し夫れ用語の如何を知らんと欲せば之を巻尾の語彙に探らば英と独との術語を發見し得べし、之に依りて他の書と参照せば其の意義ますます明かならん。

目次

第1編 緒論

- 第1章 心理学の意義
- 第2章 心理学の種類
- 第3章 教育的心理学
- 第4章 精神作用の生理的基礎
- 第5章 神経生理と教育と
- 第6章 識及び注意
- 第7章 注意の教育
- 第8章 精神作用の区分
- 第9章 教育の意義
- 第2編 覚性の心理
 - 第10章 感覚（上）
 - 第11章 感覚（下）
 - 第12章 知覚
 - 第13章 表現作用の教育
 - 第14章 記憶（表象，表象連合）
 - 第15章 記憶の教育
 - 第16章 想像
 - 第17章 想像の教育
 - 第18章 感情の概説
 - 第19章 初歩の感情（感応）
 - 第20章 感応の教育
 - 第21章 意の概説
 - 第22章 衝動及び欲望
 - 第23章 其の教育
- 第3編 悟性の心理
 - 第24章 思考作用の類化
 - 第25章 概念
 - 第26章 概念の教育
 - 第27章 判断及び推理

第28章	其の教育
第29章	情緒
第30章	情緒の教育
第31章	意志
第32章	意志の教育
第4編	理性の心理
第33章	理想及び其の教育
第34章	知情及び美情
第35章	美情の教育
第36章	徳情及び其の教育
第37章	品性及び其の教育
第5編	心理法及び自我
第38章	心理法及び教育上の注意
第39章	自我
第40章	教育の極致
附録	
	日英独心理学語彙

資料5.『応用心理講和』は、明治41年、高島が44才の時に著わされた心理学書である。この書は、やさしく書かれた心理解説書である。緒言と目次を記す。

〔応用心理講和〕 明治41年 44才の作品

緒言

元来心理学といふ学問は、各自の精神に就いての問題であるゆえ、たゞ人の書いた書物や講義を其の儘^{まま}読んでもよく分るものではない。其の書いてあることを反省し、自分の精神界に当てはめて考えて見ることが大切である。若し自分の経験に照らして見て、書いてある事実と違って居るなら、自分が間違っているか書物が間違っているかであ

るから、更に他の人に質して研究するといふやうにせねばならぬ。誰の説であるからというて、決して輕信してはならぬ。此の講話を読む人々にも其の積りにて、今読んで居る事は皆自家心中の事であるといふことを忘れぬやうにせられんことを望むのである。

それで大体本講和の計画は十回で全体を終るやうにし題目は応用心理講和といふのであるが、とても専門の大著述のやうに落なく挙げることはできぬ。只兒童の教授に必要な事柄や世に立って交際をして行く上で大切な事柄及び読者が自ら修養するに適切な方法に関して心理学上の題目を掲げ是を簡単に説明せうと思ふのである。

目次

第一講 識及び注意

識とは何か－心と識との関係－識の生理的要件－識の程度－半意識の教育的価値－二重意識－識の統一性－注意の現象－注意の要件－注意の種類－反射的注意－思慮的即ち発動的注意－第二受動注意－恭敬の説と注意

第二講 心身の関係と教育

常識二元論－精神作用の身体に基く事実－交感神経と気分－五官機関と感覚－大脳中枢と高等神経作用－疲労の現象－脳実質の化学的成分－筋肉の発達と意思力－其の他の関係－身体の態度と精神作用との関係－身体教育の精神教育に必要なこと－身体作用の心に基く事実－表象の刺衝力－幻覚－感情及び意思の身体に及ぼす勢力－感情と疾病－暗示と生理作用－精神教育の身体教育に必要なこと－奮励

第三講 感覚及び知覚

感覚とは何か－感覚と知覚との関係－感覚の属性－実験心理学の結論－感覚の律動－対比－感覚の関係法－感覚の分類－特殊の感覚－嗅覚－味覚－触覚－聴覚－視覚－各種感覚の教育的価値－好奇心－観察力の養成

第四講 記憶及び想像

意識流－連想法－連想法の応用－教育と連想－推理－文学と連想－科学と連想－記憶－把住^{はじま}－記憶と年齢－記憶と運命－善き記憶の要件－把住の容易－永続性－追懐^{ついかい}の容易－記憶養成の要件－生理的要件－記憶の定型－心理的要件－感情－記憶の疾病－一般健忘症－部分健忘症－過記症－把住^{はじま}及び追懐^{ついかい}の疾病－助記法－記憶と忘却

第五講 想像

記憶と想像－想像過程－内容及び形式－想像の種類（作用上）－受動想像－発動想像－想像の種類（目的上）－科学的想像－美術的想像－実践的想像－事実上の想像－宗教的想像－教育上想像の利害－計画－理想－害點－邪推－想像の教育－想像と人生－人品の高下と想像－病的想像－被害妄想－想像缺乏^{けつぼう ちゅうむ}－昼夢

第六講 概念

概念と表象－概念成立の過程－概念の種類－概念の必要－概念の明確及び不明確－不明確の概念－概念の発達－教科と概念の練習－教授の目的

第七講 判断・推理・統覚

判断とは何か－判断作用の過程－判断の種類－判断を誤る原因－判断教育と学校教科－判断教育の必要及び之を誤る所以－推理とは何か－推理の種類－児童の推理－比論－定義－統覚とは何か－児童の統覚－統覚と個性との関係－統覚と五段教授

第八講 感情（上）

感情原素－感情と認識－感情と認識との比較－感情の学説－感情の方向－感情法－感情と人生観－児童の感情－感情教育の必要－感情教育の困難－感情教育法－感情より生ずる国民性^{けっかん}の缺陷

第九講 感情（下）

感情の分類－主我の情－主他の感情－愛国心の養成－中性の感情－知力的情操の教育－美情の特質－美情の要素－評価の段階－美

の種類－美情の教育－徳情の特質－徳情の啓発

第十講 動能

動能の意義－動能の性質－動能の生理的説明－動能の学説－動能の発達－衝動－欲望－欲望の種類－欲望の客観的発現－欲望の教育－執意^{しつゐ}－動機－思慮－選択－決定－執意作用^{しつゐ}の結果－積極－意思の自由及び必至－執意と知情との関係－意思の教育－意思発達の次第－教授と練習－訓練－氣質－自己教育－病的意思

資料6.『心理学綱要』は、大正15年高島が61才の時に書かれた、かなり専門的な心理学書である。この時期は、意識を研究対象としたヴントによる構成主義が徐々に姿を消し、ウェルトハイマー (Wertheimer, M; 1880-1943) によるゲシュタルト心理学、ワトソン (Watson, J.B.; 1878-1958) による行動主義、スキナー (Skinner, B.F.; 1904-1990) による新行動主義、そして無意識を研究対象としたフロイド (Freud, S.; 1856-1939) による精神分析学など、新しい心理学が続々と登上してきた時期と一致する。この時期はアメリカが生んだ行動主義の台頭により、心理学の研究対象が、意識 (Consciousness) から行動 (Behavior) へと変わり、当然研究方法も内観心理学と呼ばれた自己観察 (内省) 重視から動物を用いる統制された実験法を大幅に取り入れたものへと移っていったのである。高島は従来用いていた心理学の枠組、パラダイムを大幅に変更しなければならない転換期であることを知りつつ、以下のような序文を書いている。

『心理学綱要』 大正15年 62才の作品

序

現在に於て、心理学特に普通心理学の著述をするといふことは実に困難である。何故かといへば心理学は前世紀の後半から今世紀にかけて、実に長足の発展をした。すべての発展が分化的に進む原則に漏れず心理学も亦非常の分化をなし、各分科毎に専門の科学として成り立つほどの組織体系をなすように至った。

この様になって見ると、普通心理学として一般の成人の精神現象^だをまとめるといふことがますます困難になる。それに心とか意識とか、従来は疑う可らざる存在と考へて居たことも、それに関する解釈がいろいろ変わって来て、心理学その物の対象さへも何であるかに惑ふほどになって来た。勿論従来のまゝでまとめればまとめられぬ事は無いが、それでは新しい研究や発見に目を閉ぢねばならぬ所がある。(中略)

而かも初めて心理学の研究を始める人に、その体系の概念を与へるには今の所どうしても従来の組織に基いて、その部分部分に新しく認められた事実を加へたり、又説明を改めたりして置くより外に仕方がないと思う。殊にこの頃は文化といふことが盛んに唱へられ誰でも眞善美型を口にするやうになったが、この段階に属する精神現象に就いては、今の分科的心理学は説術が殆ど無いか、あつても如何にも物足らぬ。私はこの点に注意して思想階級に属する精神現象に就いて比較的くわに悉しく説術した。

要するに、心理学は今往きつまりから動き出しかけて居る。これからますます、各方面に一層の発展をするであろう。この拙い私の著書つたなを読んだ人が、幾分でもこの科学に興味を起こして研究の歩を進めこんはう今方に捲土重来の勢で発展せんとする心理学に寄与する人ともなつて貰へれば、この上にも無い私の喜である。

目次

第1編 緒論

- 第1章 定義及び略史
- 第2章 研究法
- 第3章 区分
- 第4章 精神作用の生理的基礎
- 第5章 意識及び注意
- 第6章 精神作用の区分

- 第2編 感覚階級
 - 第7章 感覚（上）
 - 第8章 感覚（下）
 - 第9章 感覚概説
 - 第10章 初歩感情（単情）
 - 第11章 意志概説
 - 第12章 生理作用と初歩意志
- 第3編 表象階級
 - 第13章 知覚（直観）
 - 第14章 錯覚
 - 第15章 表象及び記憶
 - 第16章 想像
 - 第17章 情緒
 - 第18章 欲望
- 第4編 思想階級
 - 第19章 思想作用
 - 第20章 概念・判断及び推理
 - 第21章 情操（上）
 - 第22章 情操（下）
 - 第23章 意志作用
 - 第24章 自我
 - 第25章 心理法
- 附録（日・英・独・仏）心理学語彙

結果

上記6つの資料は、明治16年から大正15年の43年間にわたって書かれた著述であり、高島19才から62才に相当する。従って、その内容に変化が見られるのは当然のことと見なされる。資料1から資料3は手記という短い著述のため、各資料ごとに明らかになった知見を箇条書きにして示す。資料4から資料

6は心理学書であるため、出版当時に出てきた新しい学者の名、学者の説がつきつぎに書き加えられ徐々に内容が複雑になり豊かになってきている。高島が用いる心理用語にも、当時の心理学の状況を反映して細かな変更が見られる。さらに、緒（序）の部分に記された、心理学に対する高島の見解にも変化が見られる。そこで、資料4から資料6に関しては、細かな変更内容よりも、むしろ共通して見られる内容に焦点をあてて、資料4から資料6のいずれかに共通して見られる知見をまとめ箇条書きにして示す。最後に全資料に共通して見られる知見をまとめ、高島が用いた精神の構成概念とする。

資料1. 「心理学の歌」からの知見

- ・古代ギリシャ（B. C. 5 C）の哲学者ソクラテス、プラトン、アリストテレスにより心の研究は始まった。
- ・近世になるまでの長い間、心理学は哲学の一部であった。
- ・17Cになり心理学は台頭した。ドイツのヴォルフ、カント、ヘーゲル、イギリスのロック、ホブズ、スチュワート、ブラオン、ミル、ハミルトン、ペイン、サリー、フランスのリボー、ビネーは心理学の開拓者である。
- ・精神は理知、感情、意志の三つに分けられる。これは一般的に知、情、意の三分法と呼ばれている。
- ・理知は、さらに感覚、知覚、記憶、想像、概念、推理、断定に分けられる。
- ・感情はさらに、情緒、情致、欲に分けられる。
- ・意は行為として表わされる。事を行なうか、行わないかという選択の自由は個人にある。

資料2. 「蜻蛉漫言」の一部からの知見

- ・直覚とは直感と同意語であり、感覚より得た知覚を意味する。
- ・物我一体、主客一帰は、心身の関係にたとえられる。
- ・選択の自由は、意志の表われである。
- ・意識よりも無意識が靈魂の大部分を占めている。
- ・知識とは、類似と弁別により生じる。

- ・経験が人を作る。

資料3. 「日本学術の歌」からの知見

- ・近代学術の発展に寄与した人々—ソクラテス、プラトン、アリストテレス、デカルト、カント、ヘーゲル、ライブニッツ、ベーコン、ロック、ミル、ニュートン、ダーウィン、スペンサーは、いずれも西洋の学者であり、科学的
精神研究の道を作った人々である。

資料4. 『教育的心理学』
資料5. 『応用心理講和』 } からの知見
資料6. 『心理学綱要』 }

- ・意識についての定義が、必ず最初の部分で述べられている。意識とは現在の経験を意味し、意識の連続体（過去、現在、未来を含むもの）が心であると説明されている。これは意識を研究対象としたヴント心理学の影響と思われる。
- ・資料4において、研究法として心の状態は内観法（内省）に基づいて行なわれ、心の働きは実験法により行なわれると記してあるが、資料5、資料6になるにつれ、従来の内観法ばかりでなく、科学的研究においては、実験法を組織的に取り入れなければならないことを強張している。これは、ヴント心理学の研究法として知られる内観法（Introspective Method）が初期の心理学においては主流の研究法であったことを意味する。
- ・精神作用の生理学的説明が、必ず最初の部分で述べられている。これは高島が、内的存在としての精神と、外的存在としての身体の二者を認める立場を取り、心と体の関係について生理学の立場から説明を試みている。これも又、ヴントの主著である、『生理学的心理学』（1874）という題から推測されるように、当時、生理学から精神作用を説明することが、哲学から心理学を独立させる第一歩であったことがわかる。

精神作用を理知、感情、意志の三つに分ける、知、情、意の三分法を用いている。高島はこれらが別々に作用するのではなく、互いに影響し合い作用す

ることを「一心三方面」という言葉を用いて説明している。知、情、意の三分法は、学者により色々な説があるが、高鳥は当時一般的に受け入れられていた、カントによる知、情、意の三分法を用いている。なお、知、情、意を理解しやすい言葉に直すと、知とは知ること、情とは感じること、意とは行うことである（元良、1910）。

- ・資料5と資料6において、高鳥は、知、情、意が作られる基を精神元素と呼び、これについて説明している。

知の基は、意識に現われる最も単純な現象、感覚（Sensation）である。感覚は内的刺激、外的刺激が、感覚器を通して生理学的作用により得られる精神現象の最も単純な精神元素である。

情の基は、感覚と同時に生じる快・不快を基調とした単純感情、略して単情（Simple Feeling）という精神元素である。

意の基は、感覚という精神元素と単純という精神元素の複合統一体である。一般的には、反射という初歩的行為が生じる。例えば、光の感覚が強すぎる場合、不快感が生じ、まぶたをとじるという初歩的行為が現われる。

このように、知、情、意の基を生理作用に基づく感覚と単情の二元素に還元する考え方は、ヴントが意識を要素に分解するものと共通している。

- ・資料5と資料6において、知は精神元素である感覚を基として、感覚→知覚→記憶→想像→概念→判断→推理という順序で発達していく。

情は、精神元素である単情を基として、単情→情緒→情操という順序で発達していく。

意は、感覚と単情の複合統一体を基として、反射／衝動→欲望→意志（動機・思慮・選択・決定）という順序で発達していく。

- ・資料4において、知、情、意が覚性、悟性、理性という段階を経て発達すると述べている。この覚性（Sense）、悟性（Understanding）、理性（Reasoning）という言葉は、精神が質的に高いレベルへと変化する様子を表わしている言葉で、カントにより提唱された概念である。なお、この日本語訳は西周にしあまねによる。

- ・資料6において、高鳥は資料4で用いた覚性、悟性、理性という言葉のかわ

りに、感覚、表象、思想という言葉を用いて、知、情、意の発達を、胎児期～幼児期、少年少女期、青年処女期と3つの区分にわけて詳しく説明している。この名称変更は、高島が明治期の古い言葉を使わずに、当時頻繁に使われていた新しい言葉を用いたことによると思われる。なお表象という言葉はドイツ語のフォルステルング (Vorstellung) を元良勇次郎が日本語に訳したもので、英語のアイデア (Idea) 観念と同意語である。これは明治後期から大正にかけて、ドイツからの知識が優勢であったことを物語っていると思われる。高島は資料4から資料6を通して、精神の発達段階を述べ続けている。当時の心理学書の中で、覚性、悟性、理性の概念を原点として、知、情、意の発達段階を発達区分ごとに記述してあるものは、高島が最初であると思われ、そこが高島の独創性であり、先見の明として高く評価すべき点である。

- ・資料4と資料6において、高島は自我の形成を発達段階の概念を取り入れて、述べている。特に資料6においては、青年期に、自己と社会の関係を通して、自我概念が形成され、自我のアイデンティティーが確立することの重要性を説いている。これは、まさに現代の青年心理学が取り扱う核心に触れる重要課題と同一のものである。
- ・資料4と資料6の最後の章において、精神現象を支配する精神原理として、関係原理と発達法の二つについて述べている。この精神原理の大綱はヴァントにより提起されたものだが、細目と説明はすべて高島による見解が記されている。

以上、資料1から資料6までの知見をまとめると、高島が用いた精神の構成概念が検索される。高島が用いた精神の構成概念は、三つあげられる。

1. 心身二元論

高島は心身二元論を基本とし、精神作用の生理学的説明を試みた。知、情、意から成る精神作用は、生理学に基づく感覚と単情という精神元素より生じる。

2. 知、情、意の精神三分法

高島は精神を知、情、意の三分法に分けて説明している。しかし、それらが別々に働くのではなく「一心三方面」という言葉で互いに影響し合うことを強調している。

3. 覚性、悟性、理性に基づく感覚、表象、思想の発達段階

高島は、精神（知、情、意）が発達段階に従って、低いレベルから高いレベルへと質的变化をすることを主張し続けた。

本研究によって検索された三つの精神の構成概念を用いて、高島による精神の構造を表1. に表わす。なお、表中の発達区分は、高島が用いた（当時の日本児童学会が定めた）ものである。

本研究においては、高島による精神の科学的研究がどのようになされたのかを調べるために、高島が著わした一般心理学に関する著述を年代別を選び出し、

精神作用 発達段階		一 心 三 方 面		
		知 (知ること)	情 (感じること)	意 (行なうこと)
児 童 期	嬰兒期 ～ 幼兒期 覚性 Sense 感覚	感 覚 [有機 感覚 五 官 高 等 共 感覚]	単 情 [快・不快 気 分 覚官的感情 単 情 表 出]	衝動(反射) [運 動 本 能 運 動 習 慣 運 動]
	少年・少女期 表象 悟性 Understanding	知 覚 [錯 覚 表 象 記 憶 想 像]	情 緒 [個 人 的 社 会 的 情 緒 の 表 出]	欲 望 [肉 体 的 精 神 的 個 人 的 社 会 的]
	青年期 (以降) 思想 理性 Reasoning	思 想 [類 化 概 念 判 断 推 理]	情 操 [知 的 美 的 道 徳 的 宗 教 的]	意 志 [動 機 思 慮 選 択 決 定]

表1. 高島による精神の構造

そこに共通して見られる知見をもととして、高島が用いた精神の構成概念を検索し、高島による精神の構造を表 1. によって明らかにした。

今後の研究においては、本研究によって明らかにされた精神の構成概念を思想的背景も含めて細かに考察し、精神（知、情、意）が具体的にどのように発達するのかを調べる。

注 蜻蛉という漢字の読み方については、かげろうとせいらいの二通りが考えられる。前研究 (1) においては、一般的な読み方である、かげろうとふりがなを送ったが、その後関連資料を調べた結果、明らかにトンボの別名を意味するせいらいと読む方が、適当であると判断し、本研究以降せいらいと読むことにする。

引用文献

- 井上哲次郎 1883 『倫理新説』, 酒井清造等
- 井上哲次郎 1940 (再版1988) “高島平三郎君に対する感想” p451 - 454, 丸山鶴吉編『伝記叢書32高島先生教育報国60年』, 大空社
- 高島平三郎 1900 『教育的心理学』, 右文館
- 高島平三郎 1908 『応用心理講和』, 同文館
- 高島平三郎 1926 『心理学綱要』, 廣文堂
- 高島平三郎 1940 (再版1988) “心理学の歌 - 明治16年頃の作” p102 - 104, 丸山鶴吉編『伝記叢書32高島先生教育報国60年』, 大空社
- 高島平三郎 1940 (再版1988) “蜻蛉漫言 - 明治17年頃の作” p108 - 110, 丸山鶴吉編『伝記叢書32高島先生教育報国60年』, 大空社
- 高島平三郎 1940 (再版1988) “日本学術の歌 - 明治18年の作” p110 - 112, 丸山鶴吉編『伝記叢書32高島先生教育報国60年』, 大空社
- 高島平三郎 1940 (再版1988) “感想と感謝” p493 - 500, 丸山鶴吉編『伝記叢書32高島先生教育報国60年』, 大空社
- 元良勇次郎 1910 “心理学講義 (承前)” p156, 『児童研究』第14巻第5号
- 依田新監修 1977 “日本の教育心理学” p621 - 622, 『新・教育心理学事典』, 金子書房

欧州連合(EU)における男女平等とポジティブ・アクション

—雇用における男女平等の実現のための積極的措置について—

福 岡 英 明

はじめに

第1章 雇用における男女平等に関するEU法

第2章 1984年12月13日「女性のためのポジティブ・アクションの促進に関する理事会勧告」

第3章 「ポジティブ・アクション（雇用における女性の機会均等）ガイド」（1988年）

第4章 ポジティブ・アクションに関するEC委員会1995年報告

むすびにかえて——優先処遇と1995年10月17日のEC裁判所判決の意味

はじめに

日本では、憲法14条をはじめ労働基準法、男女雇用機会均等法などが制定され、雇用に関する男女平等は一定程度、保障されている。しかしながら、実際には、男女の賃金格差などの労働条件の格差は是正されてはならず、むしろ巧みに正当化されつつある⁽¹⁾。このような事態に対処するには、徹底した差別禁止立法を制定するとともに、積極的な差別解消措置を法的な根拠を持って実施することが適切であると思われる。そこで、本稿では、欧州連合における積極的な差別解消措置、すなわちポジティブ・アクションについて考察し、日本における問題解決の参考にしたい。

第1章 雇用における男女平等に関するEU法

EUでは、これまでに雇用における男女平等に関する法令をかなり整備してきている。その出発点に置かれているのは1957年に制定されたEC条約（ローマ条約）119条であり、次のように定めている⁽²⁾。

「各構成国は、第一段階において同一の労働に対する男子および女子の労働者間の賃金平等の原則が適用されることを確保し、かつ、その後も引き続きその適用を維持する。

本条の適用上、報酬とは、雇用者が、労働者の雇用に対して労働者に支払う通常の基本の賃金もしくは手当または最低の賃金もしくは手当および現金または現物で直接または間接に支払う他のすべての利益をいうものと了解される。性にに基づく差別のない報酬の平等とは、次のことを意味する。

- (a) 出来高払いの同じ仕事に対して支払われる報酬は、同一の計算単位に基づいて定められる。
- (b) 時間払いの仕事に対して支払われる報酬は、同一の業種につき同一とする」。

しかし、EC条約119条は、当初から、それが同一価値労働同一賃金を保障しているのか、報酬以外の労働条件の平等を保障しているのかといった不明確さが指摘されていた。また、男女同一賃金も加盟国においてなかなか実現しなかった。そこで、次のような理事会命令が制定されていった。すなわち、①同一価値労働同一賃金原則を明示する1975年2月10日「男女同一賃金原則の適用に関する加盟国の国内法の接近に関する理事会命令」(75/117/EEC)⁽³⁾、②ポジティブ・アクションに言及する1976年2月9日「雇用、職業訓練および昇進へのアクセス、ならびに労働条件に関する男女の平等待遇原則の実施に関する理事会命令」(76/207/EEC)⁽⁴⁾、③1978年12月19日「社会保障事項における男女平等待遇原則の漸進的な実施に関する理事会命令」(79/7/EEC)⁽⁵⁾、④1986年6月24日「職域社会保障制度における男女の平等待遇原則の実施に関する理事会命令」(86/378/EEC)⁽⁶⁾、⑤1986年12月11日「農業を含む自営業に従事する男女の平等待遇原則の適用と妊娠中および育児中の自営業の女性の保護に関する理事会命令」(86/613/EEC)⁽⁷⁾、⑥1992年10月19日「妊娠中の労働者、出産直後の労働者あるいは授乳中の労働者の職場での安全および健康の改善を促進する措置の導入に関する理事会命令」(92/85/EEC)⁽⁸⁾である。

このようにして、EUは法的な男女の平等を実現してきたわけであるが、しかしながら、事実上の男女平等は実現されなかった。そこでEUは事実上の男

女差別を解消するために、積極的な差別是正措置を政策の中心に位置づけるようになった。たとえば、男女の機会均等に関する行動計画が1982年から実施され、現在、第4次行動計画（1996年－2000年）が施行されているが、これらの行動計画においても、ポジティブ・アクションが重要な柱となっている⁽⁹⁾。特に、1984年12月13日には「女性のためのポジティブ・アクションの促進に関する理事会勧告」が出され、また、1988年には「ポジティブ・アクション（雇用における女性の機会均等）ガイド」というガイドブックが発行され、ポジティブ・アクションのモデルが示されている。

第2章 1984年12月13日「女性のためのポジティブ・アクションの促進に関する理事会勧告」

男女の平等待遇に関する法規定は、人々の行動や社会構造に根づいた女性差別の原因を取り除くには限界がある。そこで、政府や労使双方が、平等待遇の実現にとっての障害を除去するための措置をとる必要があり、76年命令2条4項や第1次行動計画の行動九で挙げられているポジティブ・アクションを実施することが効果的である。そこで理事会も、このような観点から、1984年12月13日に「女性のためのポジティブ・アクションの促進に関する理事会勧告」を発したのである⁽¹⁰⁾。本勧告の内容を以下に示す。

加盟国に対して、以下のように勧告する。

〔勧告1〕加盟国の施策や慣行の枠内で、また、労使の権限領域を十分に尊重して、適切な一般的措置および特別な措置を含む、労働生活において女性を侵害する現存の不平等を除去し、雇用における両性間のよりよい均衡を増進するために策定されるポジティブ・アクションの施策を、以下の目的で、採択すること。

- (a) 社会における男女の伝統的な役割分担の考えに基づく現存の態度、行動および構造に起因する雇用されている女性または休職中の女性に対する不利益な効果を除去し、またはそれを緩和するため。
- (b) あらゆる人的資源のよりよい活用を実現するために、現在、女性があ

まり進出していない労働生活の部門，特に将来性のある部門において，高度の責任を持つ様々な職業への女性の参入を促進するため。

〔勧告2〕そのような措置の導入および拡大を促進し，助長するために策定される適切な規定を含む枠組みを設定すること。

〔勧告3〕公的部門および民間部門においてポジティブ・アクションの措置をとり，継続し，および促進すること。

〔勧告4〕ポジティブ・アクションが，可能なかぎり，以下の点に関する活動を含むことを確保するための措置をとること。

- 働く女性の機会の均等を促進するための必要性について，一般公衆および労使に情報を提供し，知識を高めること。
- 職場での女性の尊厳を尊重すること。
- 労働市場における女性の地位の量的および質的研究および分析を行うこと。
- 特に，支援措置と適切な教育方式の実施を含めた適切な職業訓練を通じて職業選択の多様化とより適切な職業的技能の多様化を図ること。
- 就職斡旋，就職指導および就職相談事業が，雇用されていない女性に特有の問題に関する必須の専門性に基づいたサービスを提供するために，十分に訓練された職員を確保するために必要な措置をとること。
- 女性があまり進出していない部門，職業およびレベルで（特に，責任のある地位について）女性の候補者と女性の採用および昇進を促進すること。
- 労働条件を改善すること，また，労働の組織化および労働時間を調整すること。
- 職業上および社会的な責任のさらなる共同負担を助成するために策定される支援措置を促進すること。
- 労働者，使用者および自営業者を代表する機関を含めて，意思決定機関へ女性を積極的に参加させること。

〔勧告5〕勧告一から勧告四に述べた活動と措置が，あらゆる適切な手段により，可能なかぎり広く，公衆，労働界，とりわけ潜在的な受益者に周知され

ることを確保すること。

〔勧告6〕加盟国の機会均等委員会および関係組織が、適切な活動手段を提供されることを条件として、そのような措置の推進に重要な貢献を果たすことを可能にすること。

〔勧告7〕労使双方が、可能なかぎり、両者の組織内や職場で、たとえば指針、原則、望ましい行為規範または望ましい先例集、あるいはその他の適切な形式によって、ポジティブ・アクションを促進するように奨励すること。

〔勧告8〕公的部門においても、特に新しい情報技術が利用され、発展している分野で、実例として役立つ機会均等を増進するよう努めること。

〔勧告9〕公的機関と民間機関によりとられる措置に関する情報を収集するために適切な整備を行い、そのような措置を継続し、評価すること。

さらに、このために、EC委員会に次のように要請する。

- 1 加盟国と協力して、共同体におけるポジティブ・アクションに関する情報および経験を組織的に交換し評価することを促進し、制度化すること。
- 2 この勧告の採択後三年以内に、加盟国により委員会に提供される情報に基づいて、その実施において達成された進展について、理事会に報告書を提出すること。

以上が、1984年のポジティブ・アクション勧告の内容である。そもそも、法的拘束力のある「規則」や「命令」ではなく、「勧告」という形式を利用したことから窺われるように、本勧告はかなり控え目な内容となっている。たとえば、勧告1では、「加盟国の施策や慣行の枠内で、また、労使の権限領域を十分に尊重して」という留保がつけられていることから理解されよう。もちろん、このような控え目な態度には理由がある。まず、ポジティブ・アクションにかかる措置を具体的に示して、これを強制する場合、加盟国の憲法との軋轢が生じる可能性があるからである。この点、1982年にフランスの憲法院が、市町村会議員の候補者リストが同一の性の人で75%以上を占めてはならないとする規定を違憲とする判決を下したことが想起される⁽¹¹⁾。また、EC法の「補完性原則」からすると、規則や命令という形式を使って規制するのは、

各加盟国の法令を調和させる必要がある場合に限られるからである⁽¹²⁾。ポジティブ・アクションに言及する76年命令2条4項も、それを加盟国に強制するものではなく、たんに許容されるものとしている。ともあれ、ポジティブ・アクションについては、加盟国間で具体的な合意がまだ形成されていなかったと見るのが妥当であろう。

第3章 「ポジティブ・アクション（雇用における女性の機会均等）ガイド」（1988年）

次に、1988年にEC委員会により発行された「ポジティブ・アクション（雇用における女性の機会均等）ガイド」の要約を紹介しておく⁽¹³⁾。

本ガイドは、その「はしがき」に記されているように、ポジティブ・アクションに関心を持つ各種の企業・組織の求めに応じて、労使双方、男女の機会均等に関する諮問委員会および加盟国の専門家との協議を経て作成された。本ガイドには、ポジティブ・アクション・プログラムを作成し、実施するために留意すべき事項が示されているが、これらはあくまでも例示であるとされる。

本ガイドは、第1部「ポジティブ・アクション——なぜ」と第2部「ポジティブ・アクション——どのように」からなる。

第1部「ポジティブ・アクション——なぜ」

1957年のEC条約119条が男女同一賃金原則を定めていたが、女性労働者の状況は改善されていなかった。1970年代、ECは、法令を整備すれば、相当程度の男女の機会均等を実現できると考えていた。そこで、女性労働者の雇用状況を改善する目的で、同一賃金に関する75年命令、雇用における待遇の平等に関する76年命令および社会保障における待遇の平等に関する78年命令を制定した。しかし、1980年代には、待遇の平等に関する法令だけでは、女性労働者に対する不平等を除去するには十分ではないと認識された。実際、機会の均等を妨げているものは、法的なものではないことは明白であり、それは社会における男女の役割分担に関する伝統的な考えから生じている。このような障害に対抗するには、ポジティブ・アクションが重要な役割を果たすと考えられる。そこで、ポジティブ・アクションの促進に関する勧告が、1984年に採択

されたのである。

ポジティブ・アクションの目的は、待遇の平等に関する法令を補足することであり、これには現実の不平等を解消するのに役立つ方法が含まれる。ポジティブ・アクション・プログラムを策定することにより、公私の組織はその雇用方針や慣行におけるあらゆる差別を判別し、撤廃することができ、また、過去の差別の悪影響を是正することができる。いわば、ポジティブ・アクション・プログラムは、一種の経営手法であり、これを採用することにより、使用者は、組織全体における均衡のとれた男女構成を実現することができ、さらに技能や能力の活用が可能となる。

組織、男性労働者および女性労働者の誰もが、ポジティブ・アクションの受益者となる。組織は、すべての被用者の技能、積極性および活力を活用でき、女性労働者は、幅広い雇用の機会が提供され、男性労働者は、男女がともに働くより均衡のとれた労働環境から利益を受ける。

第2部「ポジティブ・アクション——どのように」

モデルとなるポジティブ・アクション・プログラムは、次のような4つの段階からなる。

第1段階は、「公約」の段階であり、当該組織がポジティブ・アクションに取り組むことを発表する。

第2段階は、「分析」の段階であり、当該組織における男性に対する女性の、および単身者に対する既婚者の相対的地位を認識するため、また、当該組織における女性または既婚者に対する進出の障害を判別するために、当該組織の労働力と雇用慣行に関するデータが、収集され、分析される。

第3段階は、「行動」の段階であり、実施のための措置が詳細に立案される。

第4段階は、「監視と評価」の段階であり、プログラムの進行が評価される方法、必要があれば、プログラムの内容を改訂する措置が考案される。

ただし、この4つの段階はモデルであり、各組織は、その規模、必要性および可能性を反映させたそれ自身の目的に適合したプログラムが必要である。そもそも、ポジティブ・アクションは柔軟なものであり、当該組織に特有の必要に適合するように調整されていなければ、十分機能しないのである。

各段階の内容は、次の通りである。

第1段階「公約」

組織は、雇用の機会均等を創出する旨の公約を組織の内外に公表する。プログラムの責任者となる機会均等担当役員を置き、その下に事務局を設置する。事務局は、組織の労働力や雇用慣行を分析し、プログラムを立案し、それを実施し、その進捗を監視する。この事務局には、経営者、労働協議会の被用者代表、労働組合、女性の代表が含まれることが望ましい。

第2段階「分析」

各被用者の職位、職務、給与、年齢、各職位および職務ごとの勤務期間、学歴、採用後の研修、転任、昇進、ならびに男女被用者の転換について情報を収集し、組織のどの部分に女性が進出し、または進出していないかをつかみ、現在の人事政策や慣行を診断する。その際、採用、昇進、研修、労働条件などに注意を払うべきである。また、中立的で公平に実施されているように見える人事政策や慣行が、実際には、職務に関連しない理由や安全または効率的な事業運営にとって必要であるといった理由で、女性を排除するように働いていることがよく見られるということに留意すべきである。分析の結果は、次の行動の段階で役立つ勧告としてまとめるのがよい。

第3段階「行動」

伝統的に男女の職務分離が見られ、時には不当なまでに女性の職務より男性の職務に高い賃金が支払われている。そこで、職位と給与体系の基礎となる様々な職務を比較する職務評価制度が必要となる。その目的は職務を評価することであり、職務を行う者を評価することではない。職務評価には、まず、職務表示が必要である。職務表示には、少なくとも、①職名、②職務の主要な業務の要約、③職務の職責、それに要する時間の割合およびそれに関連する裁量と責任、④職務評価に利用される技能、責任、精神的努力、身体的努力などの職務に要求される事柄、⑤職務遂行上の関係（どのような監督をどの程度受けるか、他の労働者とどのように、どれくらい協力するかなど）が含まれる。ただし、男女が本質的に同じ労働を行っていても、異なる職名を使用する慣行があるので、その場合、これを改めるべきである。そうでないと、職名の相違が

地位・賃金の相違となり、結局、賃金が行われる労働の内容ではなく、職務を行う者の性に基づくことになってしまう。

職務評価を行う方法はいくつもあるが、そのひとつは、ある職務を様々な構成要素に分解し、これらを①基礎知識、②作業の複雑さ、③研修、④人に対する責任、⑤資材および設備に対する責任、⑥精神的努力、⑦視覚による注意、⑧身体的活動、⑨労働条件といった一連の職務要素を適正に定義づけた上で点数化することにより評価する方法である。

被用者の採用に関しては、まず、組織の雇用機会均等方針を雇用案内機関に通知したり、必要とされる資格を持つ女性を見いだせる教育機関で採用活動を行うなどの基本的措置がある。

求人広告については、「男性も女性も応募できる」などの文言を使うこと、女性があまり進出していない職種で欠員が生じたなら、必要とされる資格を持つ女性の応募を促すような広告を出すことを考慮すること、女性雑誌に広告を出すことを考慮することなどが挙げられる。

選考手続については、できるだけ年齢制限をしないこと、職務に関する条件や明細はその職務に本質的に必要とされる事柄であり、一方の性または既婚者の応募を排除したり、断念させたりしないようにすること、潜在的能力をチェックし、無関係な質問をしないように、願書の形式・試験・面接・評価などの選考手続のあらゆる側面に検討を加えること、人事担当者をはじめ応募者と接触するすべての被用者に機会均等立法の研修を確保することが挙げられる。

面接については、まず第一に、面接者に差別的慣行を含まない基本方針を達成できるように説明しておくことが有効である。また、機会均等原則に基づくマニュアルを作成し、それに以下の事柄を入れておくことが望ましい。すなわち、女性労働者について先入観を持たないこと、客観的基準に基づき同一の方法で男女の面接をすること、婚姻・育児・その他職務と無関係な質問をしないこと、好意を示すような言葉は避けること、面接者側に女性を含めることである。

配置と昇進については、まず、最初の配置がその後の昇進に決定的な要素となることに留意すべきである。また、昇進に関する有効な方法としては、すべ

での被用者があるポストの欠員にアクセスすることを認め、その情報を組織内で回付すること、欠員が生じるかもしれないという情報を女性にも提供すること、一方の性が少ない職務への内部異動を促進することがある。

研修については、特に注意すべき事柄が多い。研修は、昇進の条件となっていることが多いので、パートタイム労働者も含めて男女の被用者が研修にアクセスできることが重要である。また、以下の方法も考慮されうる。女性の自信を高める研修を導入すること、女性があまり進出していない職務についての研修を提供すること、家庭の事情で退職した女性の復職を促進するための研修の提供、女性があまり進出していない職域での女性研修担当者の利用を促進することである。

労働条件については、柔軟な労働時間を導入すること、教育・訓練のための特別休暇や家族休暇を男女の被用者により柔軟に認めることが考慮されうる。

職場の雰囲気について、使用者には、男女が互いにその人間的尊敬を尊重しあう土壌を作るよう望まれる。したがって、セクシャル・ハラスメントや他の嫌がらせがあってはならない。つまり、無神経な冗談、ポルノ写真を見せること、身体・容姿についての卑猥な発言、性的行為の要求、私生活に関する質問やひやかし、あからさまな性的暴力があってはならない。

キャリア・ブレイクと再雇用については、被用者の職場復帰を可能にするために、組織は「キャリア・ブレイク/再雇用制度」の設置を考慮できる。そのために実行できる措置は、意向を知るために離職者に面接すること、1週または2週に1度、半日の労働を提供すること、定期的に（3ヶ月または半年に1度）技能研修への参加の機会を与えること、休日や病欠をカバーするための補充勤務の機会を通知すること、ニューズレターなどを定期的に郵送すること、各種研修の通知をすること、再雇用に際しては、以前の職位またはできるだけそれに近い職位につけること、要求があれば、パートタイム労働を認めること、在宅勤務を試行することである。

職業上の責任と家族に関する責任を両立させるためのポジティブ・アクションである支援措置については、組織は保育所、放課後保育、休日保育などを単独でまたは他の事業者と共同して設けることを考慮してよい。ただし、支援措

置の導入は、組織の規模に依存しよう。

ポジティブ・アクションのゴールとタイムテーブルについて、まず確認されるべきことは、ポジティブ・アクションのゴールは、「割当て」ではないということである。任用や昇進の基本原則は、「その職務に最適の人」を就けるということである。この基本原則は、ポジティブ・アクションのゴールとタイムテーブルと両立するものである。また、この基本原則は、一定のレベルや一定の職務への女性の進出または研修制度の実施に関するその進捗度が計測される指標を設定して実施されうる。組織は、他の業務に関して目標を設定し、その進捗度を計測することに馴染んでいるので、同様に、ポジティブ・アクションの達成度についても同様の手法をとるべきである。

第4段階「監視と評価」

ポジティブ・アクション・プログラムが動き出したとしても、それで終わりではなく、その起動力を維持し続けることが重要である。すぐに効果が出ると期待してはならず、組織の全員が関与し続けなければならない。そのための措置として、被用者からのフィードバックを重視すること、問題点を討議する作業部会や全体会議を開催すること、計画を実施するスタッフに定期的、継続的に支援と助言を与えること、機会均等担当役員と上級管理職との定期的な会合を開くことなどがある。

実効的な監視と定期的な評価が、ポジティブ・アクション・プログラムにとって不可欠である。特に、次の項目が重要である。①対象となるグループのメンバーの採用率はどうであったか、②対象となるグループのメンバーが、どの範囲まで、また、どれくらいの成功を収めて研修プログラムに参加したか、③対象となるグループの労働者が、より高いレベルの地位やより広い範囲の職務へどのくらい異動したかである。

以上の評価を通じて、プログラムの達成が確認されれば、次のプログラムを作成し、さらなる目標を設定する。そうでなければ、原因を見極め、戦略を練り直す必要がある。たとえば、一定数の女性を一定期間内に指定の職務に昇進させるプログラムをたてたものの、不適切な採用戦略や組織内での経験のある女性の不足により達成できなかったなら、次のプログラムは、外部から条件に

あった女性を採用する効果的な方法や内部昇進により条件にあった女性を育成する行動を含むことになる。

最後に、ポジティブ・アクション・プログラムに関する情報を他の組織と交換することが有益である。

以上が、ポジティブ・アクション・ガイドの概要である。雇用における女性の機会均等を実現するための実践的な手法がかなり具体的に示されている。特に、留意されるべきことは、ポジティブ・アクションの目標が単純に女性の優遇と考えられてはいないことである。それは、ポジティブ・アクションのゴールは「割当て」ではなく、任用や昇進の基本原則は、「その職務に最適の人」を就けるということであるとの記述から理解できる。ともあれ、従来の雇用・人事慣行により大部分の女性が「その職務に最適の人」になりえなかったことが問題なのであり、そのような状況を是正するために、男性向きの職務・女性向きの職務という職務分離を解消すること、様々な職務について女性に実務経験を積ませること、そのための研修・訓練を実施すること、家庭における男女の役割分担の実態に即した支援措置をとることなどがポジティブ・アクションとして要請されるのである。

次に、84年勧告以後の約10年間の加盟国の対応を総括するEC委員会の報告を紹介しておく。

第4章 ポジティブ・アクションに関するEC委員会1995年報告

84年勧告の勧告9に従って、1988年にEC委員会は報告書を提出した⁽¹⁴⁾。しかし、各加盟国でポジティブ・アクションは徐々に始められていると述べられていたように、勧告から4年しか経っていなかったため、加盟国によりとられた措置の概略を検討することさえできなかった。その後、各国の実践が積み重なってきたので、ようやく1995年になりEC委員会は、84年勧告の実施状況に関する報告を提出した（以上の経緯は本報告の「1. 序論」で述べられている）。以下、その要旨を紹介する。

「2. ポジティブ・アクションの施策を促進すること」(84年勧告の1に対応)

今日、ベルギーとイタリアが確固たる措置をとっている。ベルギーでは、1987年7月14日に「民間部門での男女の機会均等を促進する措置に関する勅令」が採択され、機会均等計画が個別の業種や個別の企業内で労働者代表と協議して任意で実施され得ようになっている。1990年には、これらの措置は公的部門で義務的なものとされた。

イタリアでは、1991年4月10日に「労働における男女平等を確保するためのポジティブ・アクションに関する法律」が採択された。この法律は、訴訟での立証責任の部分的な転換、グループとしての女性労働者にかかわる「集团的差別」の場合に裁判所が雇用者に差別解消計画の策定を命じ得ること、100人以上の従業員のいる公私の事業所が2年ごとに男女の待遇に関する報告書を提出する義務を定めている。

なお、他の加盟国では、ポジティブ・アクションに関する規定は、均等待遇に関する法律に含まれている(ドイツとスペインを除く)。

「3. 実施のための枠組みを設定すること」(84年勧告の2および6に対応)

すべての加盟国は機会均等を担当する機関を設置しているが、その権限は国によりかなり異なる。とはいえ、たいてい、これらの機関は諮問的権限を持ち、労働、社会問題または女性の権利に関する省庁に勧告する権限も持つ。また、それらは地域や地方レベルでの機会均等問題担当機関による施策を調整し、女性の労働条件や雇用に関する情報を収集し普及させている。さらに、機会均等に関する計画や法律案を提案したりする。

イタリアでは、先の91年法が機会均等国家委員会の権限を強化している。この委員会は、国により財源を与えられたポジティブ・アクション計画を実施し、法律の適用を監視する権限を持ち、女性の雇用や労働条件に関する必要な情報を得るために労働検査官に諮問する。

イギリスの機会均等委員会は、差別を訴える原告を支援するために、法的助言を与え、裁判で原告の代理人となる法律家を任命することができる。

「4. 公的および民間部門でのポジティブ・アクション」(84年勧告の3, 5, 7および8に対応)

4.1 雇用者としての国による行動は、民間部門にとって学習過程となり得る。つまり、公的部門でのポジティブ・アクションの実施は、民間部門でのポジティブ・アクションのモデルとして触媒の役割を果たす。

公的部門でのポジティブ・アクションの実施は、イタリアやベルギーのように政府に対する義務として規定することができる。なお、フランスでは、一定の公的部門での「職業平等計画」の採択は、「社会的実験のための実験室」というより広い戦略の一部である。さらに、イタリア、フランスおよびスペインでは、民間部門のポジティブ・アクション計画の実施に対して国が資金を援助している。

デンマークでは、1985年に「公的委員会の構成員の任命に関する平等法」が制定され、翌86年には、公的機関が女性の地位を調査し、平等と同一賃金を促進する方法を提示するべく男女平等行動計画が採択された。これによりすべての行政機関は機会均等評議会の監督の下、機会均等行動計画を策定し、その実施の最終期日を示さなければならなくなった。これらの措置は地方公共団体にも広げられている。その結果、行政機関や委員会での女性の割合は、1985年では13%であったが、1992年には27%になっている。その後、1990年には、「公行政の上級職における男女の機会均等法」が制定されている。

オランダでは、1987年以来、公的部門における積極的措置がとられている。その目的は、女性が公務員全体の少なくとも30%、上級職の少なくとも20%を占めるようにすることである。また、地方公共団体の約35%がポジティブ・アクションを実施している。

4.2 ポジティブ・アクションを含む機会均等に関する労使の関心は国により異なる。労働組合の多くは以前よりポジティブ・アクションに関心を持つようになっており、団体協約にポジティブ・アクションを含めるように試みている（ドイツ、スペイン、ギリシャ、イタリア、ポルトガル）。ベルギーでは、社会的な協議システムにポジティブ・アクションが取り込まれ、今日までにポジティブ・アクションに言及する団体協約が19件締結されている。イギリスでは、労働組合は同一価値労働に関心を寄せているが、団体協約があまり大きな役割を持たないためその実効性は限定されている。ドイツでは、団体協約が

中心的役割を持つが、女性の昇格はあまり関心を集めていない。

ポルトガルでは、使用者は一般的にポジティブ・アクション計画のイニシアティブをとらず、労働組合は差別解消策として職業訓練を重視している。1991年に、女性の訓練を強化する措置に関する協定が労使間で締結された。フランスでは、職業平等計画が使用者により実施されている。ポジティブ・アクションは、技術的組織的な変化を伴うような職業訓練を内容としている。

デンマークでの労使のアプローチは他国と異なる。1988年には、労使は、女性数の増加について合意していた。使用者は訓練や採用についてジェンダーのバイアスがかかった職におけるより公正な男女比を実現するという目標を自らに課していた。1992年以来、労働組合連合は、両性の候補者が同等の資格を持つ場合、過小に代表されているほうの性の候補者を優先することにより、労働組合のあらゆるポストにおける男女の代表をより公正にするよう勧告してきた。ドイツでは、女性の利益代表を保障するために、「事業所組織法」が、事業所委員会の構成は女性に対する男性の割合を考慮しなければならないと定めている。同じ観点から、連邦職員代表法は、職員名簿上の数に応じて両性が事業所委員会に代表されなければならないと定めている。

4.3 民間部門でのポジティブ・アクション計画の実施は、すべての加盟国で、任意のものとされており、これに関する政府の活動は、労使への情報提供や指導に限られている。その指導の強さも国により異なる。いくつかの加盟国では、ポジティブ・アクション計画の第一歩として、男女の状況を比較した報告を事業所に義務づけている。しかし、法制度や財政支援はあまり効果をあげておらず、大部分の加盟国で、公的部門で一定の進展が見られるのに反して、民間部門ではポジティブ・アクションはまだ定着していない。ポジティブ・アクションに関する事業所のイニシアティブは職業訓練の領域で見られるにすぎない。

「5. ポジティブ・アクション計画の諸相」(84年勧告の4に対応)

5.1 職業訓練

職業訓練はポジティブ・アクションの最も広くとられている形態であり、すべての加盟国で行われている。いくつかの加盟国では、それが唯一の措置でも

ある。女性の職業訓練はポジティブ・アクションの多種多様な目的を含む措置である。

フランスの平等計画は、職業訓練に焦点を合わせている。イギリスでも、ポジティブ・アクションは、一定の職業部門で一方の性の進出が少ない場合、職業訓練ということになる。また、ギリシャやポルトガルでは、ポジティブ・アクションの目的は女性の就職・再就職を促進するために専門技能を提供することである。スペインには、5年以上のブランクのある25歳以上の女性の再就職のための基金がある。

デンマークでは、訓練計画は、一定のレベルで頭打ちになっている女性の資格見直しのために実施されている。アイルランドでは、電子工学、航空機整備、溶接業といった伝統的な男性の職への女性の進出を実現する手段と考えられている。ギリシャでは、女性が農業人口の大部分を占めているので、職業訓練の目標は経営管理コースを利用して、女性が自ら協同組合を設立するのを促進することにある。ただし、職業訓練を重視することは職業訓練へのアクセスについての男女間のギャップを解消するのに役立つとしても、女性の資格に焦点を合わせることは必ずしも差別解消につながるわけではない。

ベルギーでは、産業部門ごとの協定が職業訓練に資金援助するための基金を設立している。雇用計画は長期失業者（主に女性である）に優先権を与えており、ポジティブ・アクション計画への資金援助を認めている。

5.2 女性の募集、採用および昇進

周知の通り、女性が男性が支配的な分野に進出するに際して大きな抵抗に会い、また、女性が多く進出している分野でも上級職に就くには目に見えない障害がある。

このような状況を打開するために、ベルギー、アイルランドおよびイギリスでは、公的部門において、採用昇進委員会への女性の代表を確保する措置がとられている。デンマークでは、1991年に労使が協定を結び、職業訓練や採用についてジェンダーのバイアスがかかっている職業や職務においてより公正な両性の割合を促進することとしている。ドイツでは、ブレーメン州法が、昇進に際して競合する男女が同等の資格を持ち、女性の進出が少ない場合、女性が

優先権を持つと定めている。

一定の分野への女性の集中を緩和し、職業選択における多様性を確保することは、新しいテクノロジーが導入され、普及している状況からすると急を要する。ドイツでは、女性が集中している分野は技術革新に敏感な分野でもあり（たとえば、保険会社、商社、銀行など）、女性の仕事の70%以上は自動化され得るものであり、結果として、女性が余剰人員となることが免れなくなっている。

意思決定機関への女性の積極的な参入については、各加盟国の状況に関する情報が不足しているが、社会政策白書では、労使の組織を含めて公的政治的組織における女性の比例的代表を妨げている制度的障害の分析が強調されている。

5.3 労働条件の改善；労働の組織化と労働時間の調整

労働条件と労働の組織化および労働時間を調整するために、人的資源のより柔軟な利用という形態がとられてきた。大部分の加盟国で、労働のコストを縮減するために、労働市場の規制緩和が開始されている。しかし、その結果はむしろ労働市場における女性差別の強化となっている。

イギリスでは、柔軟な労働形態（パートタイム、臨時雇い、在宅労働など）が女性の家庭生活と労働とを両立させるものとして要請されており、政府によっても支援されている。アイルランドでは、ひとつの仕事を2人で行う分割労働（収入は半分になる）が1年間を限度に認められている。このような労働形態は男女がともにとり得るにせよ、実際には女性がこれに就いており、それゆえ、収入の一部（かくして経済的独立性）、雇用の安定性、昇進の機会を放棄することとなっている。

ベルギー、フランス、スペイン、ギリシャ、イタリアおよびルクセンブルグでは、パートタイム労働者にフルタイム労働者と同じ水準の社会保障が保障されている。しかし、パートタイム労働が家庭と労働の両立という点から女性の就労を促しているとしても、労働市場における女性差別を縮減するものではない。

5.4 労働責任と家庭責任との両立

ルクセンブルグでは、子供や青少年を世話するインフラの整備（デイ・ケ

ア・センターや保育所など)が進んでいる。オランダでは、このようなインフラの整備が優先されており、それを行うことは政府、親および労使の共同責任と考えられている。

各国で家族的理由による休暇が整備されてきている。たとえば、フランスやスペインでは2、3日、デンマークでは出産後14週間のうち10日、ベルギーでは10日でそのうち3日が有給である。また、親休暇もアイルランド、ルクセンブルグ、イギリスを除きすべての加盟国で認められている。しかし、これらの休暇をとる男性は少ない。休暇中の給与、休暇期間、柔軟性などに不十分さがあるので、これらを改善することが先決である。

1983年の親休暇および家族的理由による休暇に関する理事会命令案は、親休暇を取得する権利は譲渡されるべきではないとしている。家族責任の分担という目的は機会均等という目的を妨げてはならないならば、この権利を譲渡できないということは、その本質的な保障となる。加盟国のうち、ギリシャとオランダだけが親休暇を個人の権利として保障しており、そこでは配偶者間での権利の譲渡は認められていない。イタリアでは、母親にのみこの権利が認められ、希望により父親にその一部または全部が譲渡される。スペインでは、1989年に出産休暇が16週間に拡大されたが、そのうちの最後の4日間だけ父親も取得できる。

ともあれ、親休暇は主に女性が利用している。それは職場での機会均等を保障するよりも昇進の見込みを絶ち、雇用や報酬にマイナスの影響を及ぼすからである。しかし、加盟国の多くは、現状に満足しているようであるといわざるを得ない。

5.5 ステロタイプの解消

男女差別を規定するステロタイプについて、ドイツやフランスでは、職業選択の幅を広げるために教育の場で、教師、親、少女に対する広報活動が行われている。デンマーク、フランス、アイルランドおよびルクセンブルグでは、あらゆる性的ステレオタイプを一掃するために、職業訓練科目の改訂も行われている。

ベルギーでは、政府が意識向上キャンペーンを展開し、職業指導や学校にお

けるステレオタイプの解消に関する実験的計画も支援している。デンマークでは、機会均等委員会が性差別のない教育を促進するための勧告を何度も発している。ギリシャやスペインでは、機会均等担当機関が職業訓練機関と協力して、労働力の需要がある分野や伝統的に男性の仕事とされてきた分野での職業訓練計画を失業中の女性に焦点を合わせて実施している。

5.6 セクシャル・ハラスメント

フランスとベルギーでは、セクシャル・ハラスメントに関する法律が制定されている（なお、ドイツでこのような法律が現在、準備されている）。アイルランド、オランダ、イギリスでは、セクシャル・ハラスメントに関する規定は、性差別禁止法に含まれており、スペイン、イタリア、ポルトガルでは、民法の一般条項に含まれている。

「6. 結論」

84年の勧告から10年が経ち、ポジティブ・アクションは機会均等を実現するための各国の政策において重要な手法となっている。ただし、その法的政治的枠組み、実施手続、労使の関与の度合い、とられている形態などは国により多様である。先の88年報告以後、ポジティブ・アクションの数やタイプもかなり増加している。しかし、84年の勧告を精力的かつ体系的に実施するためには、多くのなすべきことが残されている。

6.1 法的次元

今日までの進展にもかかわらず、ポジティブ・アクションの定義をめぐるにはある程度の混乱がまだ見られ、ポジティブ・アクションを行う者にとって障害となるおそれがある。したがって、EC委員会は、男女の機会均等に関する第4次行動計画を起草する際に、ポジティブ・アクションの意味と範囲を明確にすることに配慮していた。

今日、すべての加盟国が女性のためのポジティブ・アクションを促進しているとしても、そのような施策は適切な財源と機会均等を発展させるための行政上の枠組みを与えられなければならない。84年勧告をより効果的に実施するためには、加盟国は、適切な監視と罰則を伴う基準により現行法を補完しなければならない。

ポジティブ・アクション計画は、各事業所が男女従業員の状況（採用、格付け、昇進、賃金、職業訓練、職務分類制度）の調査を行わなければ、効率的かつ実効的に実施され得ない。この種の報告は、ベルギー、フランスおよびイタリアでは毎年、事業所により行われなければならない。このようなやり方は他の加盟国でも参考になろう。

また、事業所が適切にその義務を果たすよう監視する制度を発展させることが重要である。具体的には、労働契約や団体協約に実施可能な社会条項を入れること、国による支援、財政的措置、公的機関による斡旋などが考えられる。

使用者が機会均等に関する義務を履行するのを援助し促進するために、機会均等担当機関の権限を強化することが検討されるべきである。

イギリスでは、男女平等担当機関は、賃金に関して使用者に性差別禁止法違反の疑いがある場合、正式の調査権が認められている。イタリアでは、使用者が集団的差別を行っていると思料される場合、地域の機会均等カウンセラーは訴訟を提起できる。フランスでは、事業所を代表する労働組合は、当事者の委任がなくても、労働者のために訴訟を提起でき、この権能は機会均等担当機関にも認められている。

最後に、現在、罰則は緩やかで不均質であり、ポジティブ・アクションに関する規定を遵守させるものとはなっていない。イタリアのように一定の場合、裁判所が事業所にポジティブ・アクションの実施を要請することができればよいだろう。

6.2 実践的次元

法律を明確に規定し、ポジティブ・アクションが行われる構造的な枠組みを強化することは、84年勧告を実施するために重要であるが、それらは効果的な人的資源管理の不可欠な手段としてポジティブ・アクションを促進する戦略を伴わなければならない。

ポジティブ・アクションに関する現行の法的手続を発展させ実施することを監視する必要が確認されるが、この観点から、意識向上や情報提供に関する措置が強化されるべきである。それゆえ、EC委員会は、意識を向上させ、望ましい実践例を紹介する活動を促進し支援し続ける。

また、EC委員会は、国家横断的なポジティブ・アクション計画や労使による情報交換を支援し、男女の機会均等に関する第4次行動計画の実施期間中、ポジティブ・アクションに対する戦略的アプローチについて助言する。

加盟国は、その国家的または地域的状况に応じた中期のポジティブ・アクション計画を採択できる。関連する経済的社会的政策の中心に機会均等を位置づけることが、この計画の主たる要素である。

また、この計画は、84年勧告により検討されているポジティブ・アクションに対するよりダイナミックなアプローチを実施するために、地方公共団体、職能団体、労使の代表、個々の使用者と労働組合の協力が得られるよう注意を払うべきである。

EC委員会としては、構造基金、社会的対話およびそれ自身の人事政策を通じてポジティブ・アクションを促進する。

男女の均等待遇原則は構造基金の再編を通じて強化されている。かくして、構造基金により資金援助された措置だけが均等待遇原則を尊重するだけでなく、ヨーロッパ社会基金により資金援助される措置も男女の機会均等を促進する目的を持たなければならないのである。したがって、ヨーロッパ社会基金により資金援助された措置の対象の半数以上が女性であるとしても、様々な共同体の支援枠組みは機会均等の促進を優先している。このような優先は労働市場における女性の不利な状況を考慮しているのであり、職業訓練、職業紹介および扶養者の世話や情報サービスを含む支援機構の強化をフォローしている。これらの措置は女性の職業選択の幅を広げるだろう。女性がこれまで進出していなかった分野に進出していき、また、長期失業状態の女性の雇用や再就職が改善されるだろう。

さらに、共同体の職業訓練政策の実施のための行動計画は、従来よりも、あらゆるカテゴリーの女性に利益となる措置を強化している。

むすびにかえて——優先処遇と1995年10月17日のEC裁判所判決の意味

1995年10月17日にEC裁判所は、ドイツのプレーメン州が公務員の均等待遇

に関してとった措置が76年命令に反しないかについて判決を下した。問題となった措置は、職員の採用や昇格について同じ資格を持つ男女の候補者が競合する場合、当該部門に女性があまり進出していない場合（少なくとも半数）、女性を優先するというものであった。また、76年命令の基本目的は雇用、職業訓練および昇進へのアクセスと労働条件に関して性に基づく直接的または間接的差別を禁止することであるが、その2条4項は、本命令が「女性の機会に影響を及ぼす現存する不平等を除去することにより、男女の機会の平等を促進する措置の障害とはならないものとする」と定め、ポジティブ・アクションを許容している。プレーメン州の優先処遇措置と76年命令2条4項との適合性について、EC裁判所は、次のように判示した。すなわち、プレーメン州の措置は競合する男性と同じ資格を持つ女性を絶対的無条件的に優先するものであり、性に基づく差別にあたる。76年命令2条4項は、一見して差別的なものでも、現存する不平等を除去したり縮減したりする措置を許容している。しかし、同条項は同2条1項の平等原則の例外であるから厳格に解釈されなければならない。よって、本件の措置は自動的な優先権を女性に与えるので、76年命令2条1項および4項に違反する⁽¹⁵⁾。

ここで確認しておくべきことは、本判決は「絶対的無条件的」または「自動的」な優先処遇を76年命令違反としたのであり、若干不明確な点はあるが、優先処遇一般を否定したわけではないと考えられることである。どの程度の優先処遇であれば許容されるのか、今後の判例の展開に注目する必要がある。なお、平等原則と積極的な差別是正措置とのかかわりについて本稿では扱うことができなかった。この点は、別の機会に譲る。

註)

- (1) この点につき、さしあたり、拙稿「雇用における男女平等の道程」東京立正女子短期大学紀要23号（1996年）85頁以下参照。
- (2) 訳文は、小田滋・石本泰雄編『解説 条約集（第5版）』三省堂、1994年による。
- (3) Council Directive 75/117/EEC of 10 February 1975 on the approximation of the laws of the Member States relating to the application of the principle of equal pay for men and women, O.J.No L 45.19.2.1975.p.19.

- (4) Council Directive 76/207/EEC of 9 February 1976 on the implementation of the principle of equal treatment for men and women as regards access to employment, vocational training and promotion, and working conditions, O.J. No L 39, 14.2.1976, p.40.
- (5) Council Directive 79/7/EEC of 19 December 1978 on the progressive implementation of the principle of equal treatment for men and women in matters of social security, O.J. No L 6, 10.1.1979, p.24.
- (6) Council Directive 86/378/EEC of 24 July 1986 on the implementation of the principle of equal treatment for men and women in occupational social security schemes, O.J. No L 225, 12.8.1986, p.40.
- (7) Council Directive 86/613/EEC of 11 December 1986 on the application of the principle of equal treatment between men and women engaged in an activity, including agriculture, in a self-employed capacity, and on the protection of self-employed women during pregnancy and motherhood, O.J. No L 359, 19.12.1986, p.56.
- (8) Council Directive 92/85/EEC of 19 October 1992 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health at work of pregnant workers and workers who have recently given birth or are breastfeeding, O.J. No L 348, 28.11.1992, p.1.
- (9) 第1次から第4次までの行動計画について具体的に触れる余裕はないので、以下の文書をそれぞれ参照のこと。第1次行動計画については、A new Community action programme on the promotion of equal opportunities for women 1982-85, Bulletin of the European Communities Supplement 1/82., 第2次行動計画については、Equal opportunities for women Medium-term Community programme 1986-90, Bulletin of the European Communities Supplement 3/86., 第3次行動計画については、Equal opportunities for women and men The third medium-term community action programme 1991-1995, COM(90)449 final, 6.11.1990., 第4次行動計画については、Fourth Medium-term Community Action Programme on Equal Opportunities for Women and Men(1996-2000), COM(95)381 final, 19.07.1995.
- (10) Council Recommendation 84/635/EEC of 13 December 1984 on the promotion of positive action for women, O.J. No L 331, 19.12.1984, p.34.
- (11) Décision 82-146 DC du 18 novembre 1982, J.O., pp.3475-3476(1982).
- (12) 松下満雄編『EC経済法』（有斐閣，1993年）233頁。

- (13) Commission of the European Communities, Positive action, Equal opportunities for women in employment, A Guide, 1988.
- (14) Commission of the European Communities, Report from the Commission on the implementation of the Council Recommendation of 13 December 1984 on the promotion of positive action for women (84/635/EEC), Doc.COM(95)247 final, 13.06.1995.
- (15) Case C 450/93 Kalanke v Bremen, Bull.EU 12-1995, p.159.

〔追記〕 第4章「ポジティブ・アクションに関するEC委員会1995年報告」の「5.4 労働責任と家庭責任との両立」で触れられている「親休暇および家庭的理由による休暇に関する理事会命令案」は、1996年6月3日に採択された（Council Directive 96/34/EC of 3 June 1996 on the framework agreement on parental leave concluded by UNICE, CEEP and the ETUC, O.J. No L145, 19.6.1996, p.4.）。本命令の採択までの経緯と内容については、さしあたり、拙稿「欧州連合（EU）の雇用における男女平等に関する法制の発展（2）」比較法雑誌30巻4号（平成9年3月刊行予定）を参照されたい。

論文執筆者紹介

田 島 富美江	………	本 学	教 授
中 岡 典 子	………	本 学	助教授
ジョゼフ・フィリップス	……	本 学	非常勤講師
小 泉 ゆう子	………	本 学	非常勤講師
横 田 由起子	………	本 学	非常勤講師
杉 江 つ ま	………	本 学	助教授
飯 田 宮 子	………	本 学	助教授
福 岡 英 明	………	本 学	非常勤講師

紀要編集委員

鈴木 順子 & 西脇 哲夫

東京立正女子短期大学紀要 第24号

平成9年3月20日 印刷

平成9年3月25日 発行

編 集 東京立正女子短期大学紀要編集委員会
印刷所 株式会社 三 協 社
〒164 東京都中野区中央4-8-9
TEL 03(3383)7281(代)

発行所 東京立正女子短期大学
〒166 東京都杉並区堀ノ内2-41-15
TEL 03(3313)5101(代)

**THE JOURNAL
OF
TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE
FOR WOMEN**

No.24

March 1997

CONTENTS

- A Study on Inanimate Subject SentencesTAJIMA, Fumie 1
- A Study on the Consonant Clusters /sn/ and /stn/
.....NAKAOKA, Noriko 19
- The Treatment of the Genitive
—A Comparative Analysis of Traditional
and Contemporary Grammar TextsPHILLIPS, Joseph 46
- On the Distribution in Contextual Effect of YAHARI
—Relevance Based Approach (2)KOIZUMI, Yuko 62
- Chapter 16 as a Poem
—On the Circle and the Curve of A. SillitoeYOKOTA, Yukiko 79
- The Significance of “Yōjōkun” in Our TimeSUGIE, Tsuma 111
- A Study of Takashima’s Psychology (2)
—Development of Intellect, Feeling and Conation
.....IIDA, Miyako 127
- Positive Action for Women in the European Union
.....FUKUOKA, Hideaki 148

Published by

Tokyo Rissho Junior College For Women

TOKYO JAPAN

ISSN 0386-7161